

決算特別委員会（第3分科会）記録

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和7年9月17日（水）午前10時0分～午後4時16分 |
| 2. 会議の場所 | 第4委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

（こども家庭局）

1. 決算第1号 令和6年度神戸市一般会計歳入歳出決算（関係分）
2. 決算第5号 令和6年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費歳入歳出決算

出席委員（欠は欠席委員）

主査	徳山 敏子				
副主査	大かわら 鈴子	やの こうじ			
分科員	森田 たき子	原 直樹	岩佐 けんや	香川 真二	
	上原 みなみ	さとう まちこ	ながさわ 淳一	村上 立真	
	大野 陽平	赤田 かつのり	三木しんじろう	岡田 ゆうじ	
	平野 章三	松本 しゅうじ	山口 由美	平井 真千子	
	壬生 潤				
委員長	伊藤 めぐみ				

議 事

（午前10時0分開会）

○主査（徳山敏子） おはようございます。ただいまから決算特別委員会第3分科会を開会いたします。

本日、岡田委員におかれでは、質疑においてプロジェクターを使用したいとの申出でございましたので御報告させていただきます。

（こども家庭局）

○主査（徳山敏子） それでは、日程によりまして、こども家庭局関係の審査を行います。

当局におかれましては、簡明な説明をお願いいたします。

それでは、当局の説明を求めます。

○中山こども家庭局長 こども家庭局でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着席をさせていただきます。

それでは、お手元にお配りしております令和6年度決算説明書によりまして御説明申し上げますので、1ページを御覧ください。

令和6年度事業実施概況につきまして御説明申し上げます。

少子化・人口減少社会の進展、共働き世帯の増加、児童虐待や子どもの貧困など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中、子育てに対する不安・孤立感を解消し、子どもの特性や意見、地域の実情を踏まえながら、より良い育ちを実現するための支援が求められています。

本市では、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を充実・提供するとともに、全ての子どもが健やかに自分らしく成長でき、誰もが安心して子どもを生み育てられる街の実現を目指して取組みを進めており、民間企業が実施した「共働き子育てしやすい街ランキング2024」調査で全国1位となりました。

次に、主な事業の実績につきまして御説明申し上げますので、2ページを御覧ください。

1. ライフステージに応じた切れ目のない支援といたしまして、（1）見守り支援・親と子の健康確保増進（1）こべっこウェルカム定期便では、令和6年10月より、育児用品の配達に合わせた見守り支援を開始しました。

また、（2）産後ケア事業、（3）妊産婦健康診査を実施したほか、（4）産前・産後ホームヘルプサービス事業では、利用期間や回数を拡充し、（5）乳幼児健康診査では、令和6年10月より新たに生後1か月の乳児を対象とした健康診査費用の助成を開始しました。

3ページに移りまして、（6）不妊治療費助成のほか、（7）新生児マスククリーニング検査に関する実証事業や、（8）プレコンセプションケアの普及啓発にも取り組みました。

（2）教育・保育の提供体制では、（1）施設型給付・地域型保育給付等を実施するとともに、令和6年度においても（2）待機児童ゼロを維持し、（3）既存保育施設の耐震化・老朽対策として、補助件数を増やし、補助上限額を拡充しました。

4ページに移りまして、（4）保育人材確保・定着支援として、①一時金給付や、②保育士宿舎借り上げ支援に加え、③から⑦の支援を実施するとともに、（5）保育士配置基準の改善では、4・5歳児の保育士配置基準の改善に伴い、施設型給付費を加算しました。

（6）民間児童福祉施設給与改善補助事業では、小規模保育事業等に勤務する保育士等も補助対象に拡充し、（7）こども誰でも通園制度では令和6年度より試行実施しています。

5ページに移りまして、（8）病児保育事業では、新規整備3か所など、定員拡充等を行ったほか、（9）児童福祉施設等における物価高騰対策を実施いたしました。

（3）放課後こども対策の推進では、（1）学童保育の運営を251施設で行い、（2）学童保育施設の整備を3か所、拡張4か所で実施しました。

また、（3）学童保育職員等の処遇改善を実施したほか、（4）夏休み学童保育ニーズへの対応として、夏休み期間限定の学童保育の受け入れを20施設で実施しました。

（4）子育て世帯の経済的負担の軽減では、（1）高校生等通学定期券補助の拡充に伴い、神戸市在住の高校生等が市内高校等に通う場合の通学定期代を令和6年9月より無料化しました。

6ページに移りまして、（2）出産・子育て応援交付金を活用した伴走型相談支援、経済的支援、（3）こども医療費助成を実施したほか、（4）児童手当では、所得制限撤廃などの拡充を行いました。

（5）多子世帯の保護者負担軽減としては、①保育料及び②一時保育利用料について、全ての世帯において、第2子半額、第3子以降無償とし、③副食費は第3子以降無償としました。

7ページに移りまして、2. こども・子育て世帯の状況に応じた支援としまして、（1）児童虐待防止、社会的養育の推進、（1）社会的養育体制等の充実では、①児童養護施設等への措置費の支弁、②児童虐待防止対策として、こども家庭センターの体制強化等を行い、③児童家庭支援センターを新たに1か所増設したほか、④から⑥に取り組むとともに、（2）里親委託の促進、（3）DV対策を行いました。

8ページに移りまして、（2）発達が気になるこども等への支援の充実、（1）発達が気になるこどもへの支援では、①発達相談支援体制の充実として、「こべっこ発達専門チーム」によるモデル事業を西部地域に続き、東部地域にも拡充したほか、②聴覚障害児支援中核機能強化事業の取組を進めました。

また、（2）保育所等における医療的ケア児の受入れでは、新たに2施設確保し、受入れ施設を21施設に拡大しました。

（3）ひとり親家庭等への支援充実として、（1）ひとり親家庭高校生の通学定期券補助、（2）ひとり親家庭等医療費助成のほか、（3）児童扶養手当では、手当の支給対象となる所得制限限度額を引き上げるなどの拡充を行いました。

9ページに移りまして、（4）貧困の連鎖解消施策の充実では、（1）子育て世帯への食を通じたつながり支援、（2）学びへつなぐ地域型学習支援事業に取り組みました。

3. やってみたいを支える、こどもを主体にしたまちづくりとしまして、（1）青少年の居場所・活動拠点では、①青少年会館やユースプラザ・ユースステーション、②中高生世代のための駅前フリースペースを運営したほか、（2）こどもの居場所づくり、（3）性被害防止のための施設整備に取り組みました。

10ページに移りまして、4. 神戸ならではの子育てが楽しめる環境づくりとしまして、（1）児童館のさらなる活用では、①「子育てチーフアドバイザー」の配置、②児童館の強み・特色を生かす仕組みづくり、③施設整備等による利用促進に取り組み、（2）地域子育て支援拠点の整備運営のほか、（3）情報発信等による子育て支援施策の推進として、「こどもっとK O B E」サイト等の媒体を活用し、市内外に発信するとともに、今後取り組むべき子育て施策の目標・方向性を

定める「神戸っ子すこやかプラン2029」を策定しました。

続きまして、11ページを御覧ください。

令和6年度歳入歳出決算総括表につきまして御説明申し上げます。

なお、計数につきましては100万円未満を省略して御説明申し上げます。

一般会計の歳入決算額は787億5,900万円、歳出決算額は1,369億800万円、特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業費の歳入決算額は4億3,100万円、歳出決算額は2億3,900万円です。

また、各会計における歳入歳出決算の内訳につきましては、15ページから28ページにかけての令和6年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書、31ページから34ページにかけての令和6年度母子父子寡婦福祉資金貸付事業費歳入歳出決算事項別明細書に記載していますので、後ほど御覧ください。

以上、こども家庭局関係の令和6年度決算につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○主査（徳山敏子） 当局の説明は終わりました。

引き続いて、順位により質疑を行います。

なお、委員会運営の効率化のため、当局におかれでは簡明な答弁に努めるとともに、適当なものについては担当部課長からも答弁されるよう、この際、特に申し上げておきます。

また、質疑者が要望にとどめた項目については、コメントを要しませんので、念のため申し添えておきます。

また、委員各位におかれでは、質疑の要点をおまとめのうえ、簡明にお願いいたします。

○分科員（大野陽平） おはようございます。自民党の大野陽平です。山口議員と共に質疑をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

まず、質疑に移る前に冒頭局長からも御紹介ありましたけれども、日経新聞と日経B P社の調査で共働き子育てしやすい街ランキング全国1位を獲得されたことは本当に光栄なことですし、職員の方お一人お一人の御尽力による部分が非常に大きいかと思います。大変評価もさせていただきますし、感謝もしたいと思います。

神戸市の子育て施策というのは、あまり無料一辺倒ということではなくて、民間事業者であったりとか、各地域の市民の方々の御協力があつて成り立っている部分って非常に大きいかなというふうには思います。産後ケアもそうでしょうし、児童館であつたり、学童保育、あと学習支援とかもそうだと思います。

なので、これからもそういう民間事業者や関係者の方々、プレーヤーの層の厚さというのは神戸市の強みの1つだと思いますので、そういう関係者と一緒にになってさらに磨きをかけていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、質疑に移らせていただきます。

まず1点目が、こべっこウェルカム定期便について質疑させていただきます。

こべっこウェルカム定期便事業が令和6年10月より始まりました。本事業の実現を求めてきた私たちの会派としても事業の開始について評価もさせていただいております。

本事業の目的はプレゼントや育児用品のお届け、見守り、声かけ、子育て支援情報の提供などです。令和6年度の開始から間もなく1年がたちますが、本事業はその目的を果たせているかどうか、現時点までの実施状況とこども家庭局としてそれをどのように評価をしているのかお伺いをいたします。

○中山こども家庭局長　冒頭に御紹介いただきまして、ありがとうございます。本当に市会の先生方の御支援の下、民間の層の厚さというものが本当に神戸にはあるなというのを改めて実感をしているところでございまして、さらなる取組を進めていきたいと思ってございます。

御質問を頂戴いたしましたこべっこウェルカム定期便でございますけれども、お子さんが生まれた世帯にお誕生のプレゼントに加えまして、月に1回、おむつやミルクなどの育児用品を子育て経験を持つ、見守り配達員が対面でお届けする事業でございまして、開始から1年となりました。お届けに合わせまして見守りや声かけ、子育て支援情報の提供を行うことで、これまで市が実施してきた新生児訪問や4か月健診等に加えまして、親子を定期的に見守る機会を増やし、親子に何か気になる変化や困り事があれば早期にこれを把握し、適切な支援につなげていくことで、子育ての孤立化を防ぎ、子育て家庭をサポートすることを目指しております。

実施状況でございますけれども、この7月時点に令和6年度に案内状を送付した世帯の93%に当たります8,006世帯が既に初回プレゼントをお申し込みいただいておりまして、順次、育児用品等をお届けしているところでございます。

また、効果的に見守りができますように、配達員に対しましては、応対マニュアルや訪問時のチェックリスト、コミュニケーションや見守りスキルなどの研修を実施しているほか、利用者に向けましてはスタンプカードを作りまして、対面での受取時にスタンプを押し、その個数に応じたプレゼントをお渡しするなど、対面率を高める工夫も行っているところでございます。

これまでに見守り配達員がお聞きしたお困り事は、離乳食や睡眠、発達のことなど、延べ550件となっておりまして、このうち95件につきましては区につなぎまして、いずれも区の保健師から連絡をして対応を行っております。

このように見守り配達員が得た情報を区の保健師と共有することで、子育てに不安を抱えるなど、支援が必要な世帯に速やかにアプローチができるようになっておりまして、見守りとして効果があるとの声を区の保健師からも聞いております。

あわせまして、申込み勧奨をしてもなお申込みがなかった約40世帯につきましても、状況分析を行い、必要な対応を順次進めております。

また、昨年度実施いたしました利用者アンケートでは8割を超える方がとても満足、満足と回答いただいておりまして、一定の評価をいただいていると考えております。

一方で、制度や運用に関する改善要望もいただいておりますので、引き続き必要な改善を進め、親子の見守りや子育て世帯のサポートといった事業効果を一層高められるように取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（大野陽平）　御答弁いただきましてありがとうございました。今93%が申し込まれていて8,006世帯ということで、40世帯が申込みがまだないということで、この世帯の方々は順序を追っていっていただけるのかなというふうに思います。

これは約1年たちましたけれども、私自身も東灘区で実際に利用者の方からいろんなお声をいただいていて、そのほとんどはやっぱりすごくいい取組だねっていう感謝の声と喜びの声がほとんどありました。

ただ、今局長から改善できるところは今後もやっぱり改善はしていきたいなという御答弁もありましたので、ちょっと再質疑をさせていただきたいんですけども、既に8,000件を超える申込みがあったとのことからも、この事業に対する子育て世帯の期待がうかがえます。全出生児を対象とする大規模な事業を公費で実施している以上、サービスの充実にも一定の限界があること

は承知はしておりますが、この制度を神戸市の子育て支援施策の1つの顔として育てていくために利用者の声や現場で受ける相談の実績等を踏まえながら、可能な限りサービスや支援の充実を図っていただきたいと考えております。

私自身は利用者の方から午前・午後のいずれかしか指定できない現在のお届け時間をもう少し細分化できないか等の声を伺うことがあります。実際の利用者の声をどのように把握をし、サービスの充実に取り組んでいるのか、今後の予定も含めてお伺いをいたします。

○丸山こども家庭局副局長 このこべっこウェルカム定期便事業を円滑に実施していくためには可能な限りサービスや支援の充実に取り組んでいく必要があると考えております。

利用者の声の把握についてですけれども、利用者アンケートのほか、実際に見守り配達員が育児用品をお届けに伺った際に直接お寄せをいただく御意見、それから専用コールセンターへのお問合せ、また私から神戸市への提案への御意見など、様々な形で利用者の方の声を頂戴しております。

いただいた御意見につきましては随時委託事業者とも情報共有の上、対応策については協議をしてきている状況でございます。

利用者にとってより利便性の高いサービスを提供していけるよう、これまでにも当日の配達時間帯の御案内メールの導入ですか、配達日変更に関する申込みウェブサイトの改修、それから配達ダンボールの軽量化、新たなプレゼントや育児用品の導入など、利用者からお寄せいただいたお声を受けまして様々な改善に取り組んできております。

御指摘をいただきましたお届けの時間帯でございますけれども、現在指定できるお届け時間は9時から12時の午前枠と、12時から17時半の午後枠の2つとなっております。

本事業は、見守り配達員として子育て経験のある女性を確保していることに加えまして、各家庭へはできる限り同じ配達員が訪問するという事業の性質上、サービスの充実には一定制限があるものと考えております。しかし利用者からは、もう少し細かい時間で配達時間を指定できるようにしてほしいといったお届け時間の細分化に係る御要望があることも承知しております。

この対応につきましては、受託事業者とも調整をこれまで進めてまいりました。お届け時間帯を細分化すると、現状よりも配達効率の低下も予想されることから、配達に悪影響が生じてお届けが遅滞することのないように慎重に事業者と検討を進めてきております。

その結果、本年10月から午後のお届け時間帯を2つに分けまして、お届け時間帯を全体としては午前枠と午後の1枠目、午後の2枠目の3区分から御指定がいただけるようにサービスの拡充を予定してございます。

本日いただいた御指摘も踏まえまして、今後も様々な形で利用者の声をお聞きしながらサービス改善に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○分科員（大野陽平） 御答弁いただきましてありがとうございました。私も実は第2子が4か月で、まさに利用者として非常にサービスを享受させていただいておるんですけども、10月から午後1と午後2と2枠に分かれるということで、もう少し今後は細分化に向けても検討もしていただけるかなと思いますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

では2点目、児童館の機能強化についてお伺いをいたします。

令和6年度児童館の機能強化に向けた新たな取組が行われました。こどもっとひろばという愛称の決定、子育てチーフアドバイザーの全館配置など、児童館の強み、特色を生かす事業への支援として運営費を加算する制度など、児童館の役割を最大限発揮させようとするものであったと

思います。

これらにより、児童館はどのように変わったのか、来館者数や来館者の声にはどのような影響があったのか、一連の取組による実績についてお伺いをいたします。

○中山こども家庭局長 児童館の機能強化の変化とか取組の実績について御質問いただきました。

市内の120ある児童館は本市の子ども・子育て支援の強みでございますので、機能強化のための様々な取組を始めております。

まず、乳幼児親子の支援の機能の充実を図るということで、令和6年度から子育てチーフアドバイザーを全館に配置しております。各館で毎日プログラムを実施するとともに、プログラムの充実に向けて工夫を重ねております。例えば、気軽に参加できるカフェ形式の子育て相談会や、妊婦や父親も参加しやすいプログラム、それから地域人材と協力した託児などを行っているところもございます。また、来館時の声かけなどを通じまして、親子に寄り添った関係づくりにも努めております。

昨年度の子育て相談件数は1万件ございました。このうち約7割が発育や発達、生活習慣、育児方法に関するものでございまして、必要なアドバイスを行いますとともに離乳食のアレルギーなどの専門的な相談、約500件につきましては区役所等の関係機関につないで対応をさせていただいております。

こうした取組によりまして、昨年度に実施をいたしました利用者アンケートでは、見守りを感じられ、安心感があるですか、乳幼児のプログラムが充実したので、利用できる回数が増えましたといったお声、それから役所に行かなくても相談できるのがよいといったようなことで、このチーフアドバイザーの配置について好意的な御意見を多くいただいているところでございます。

こうした御意見も踏まえまして、さらにスキルアップに努めていく必要があるというふうに考えておりまして、今年度から各区での研修会を毎月実施しております、保健師や保育士、主任児童委員との意見交換や外部講師による研修、そして日々のプログラムや課題、相談等の情報交換も行っているところでございます。

引き続きこれらの取組を通じまして、地域の子育て支援機関等との連携の強化、質の向上につなげていきたいと考えております。

また、運営費のインセンティブ制度でございますけれども、各館の特色あるプログラムの充実が図られております。このインセンティブの活用が昨年は170件ございましたけれども、今年度は250件に拡大しております、その内容も公園、近隣の山等で行うプレーパーク、農業体験、中高生向けのイベントなど多彩なプログラムとなってございます。

農業体験の参加者からはなかなか家ではできない体験ができる、野菜を地域の方にプレゼントするなど交流もできたといった声も頂戴しております、地域と子育て家庭をつなぐ児童館の機能を実感いただいているのではないかと考えております。

ほかにも様々な取組を進めておりますけれども、こうした取組の結果、乳幼児親子や小・中高生を含む児童館の来館者数は、取組前と比較いたしまして約20%増加をしております。

今後とも児童館が強みを生かして、身近な地域の子ども・子育て支援の拠点としての役割をしっかりと果たせるように、指定管理者と共に取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（大野陽平） 御丁寧に御答弁ありがとうございました。児童館の活用については、特に平日の午前中の活用については過去、何度も質疑もさせていただいていて、本当にかなり取組が進んでいるなという印象も受けています。来館者数も20%増ということで、私も東灘区で未就学

児を持っている保護者の方々から、児童館行っている方って実は非常に私の周りにすごく多くて、どこに行ってのって言ったら児童館行ってるよとか、おやこふらつとひろば行ってるよとか、様々声は聞くんですけど、児童館の子育てチーフアドバイザーもそうですし、先ほどのウェルカム定期便の見守り配達員さんもそうですが、子育て世帯、特にお母さんなんかがそうですが、接点が多いっていうのがやっぱりすごい強みだなっていうふうには思います。接点が多いとやっぱり区役所につなぐことも可能ですし、引き続き子育て世帯が孤立をしないような接点をできるだけ持ち続けていただくような取組をお願いしたいと思います。

では、児童館について再質疑をいたします。先ほどは未就学児に関するこことでしたけれど、今度は学童に関することです。

本市の児童館は、特に午後、学童保育の場として使用されているスペースが大きく、かつ学童保育登録者数の増加により、子供たちは限られたスペースで過ごしているが、もっと外で遊べるようにできればとかねてより考えておりました。

今年度、子供の外遊びの機会を増やす取組の一環として、市内4か所の児童館において、プロスポーツチームや競技団体の協力を得たスポーツ体験事業をモデル的に実施をしております。この事業の目的や実施状況を今後の展開についてお伺いをいたします。できれば今回、今4か所でしていただいているけれども、増やしていただきたいなという思いもありますのでよろしくお願いします。

○若杉こども家庭局副局長 スポーツ体験でございます。近年、子供が外で遊ぶという頻度が減少しております、体力低下といった問題が懸念されているところでございます。子供の健やかな成長のためには、本市として取り組むべき課題というふうに認識しております。

そのため、本市で小学校低学年児童の約半数が所属しております毎日の居場所ともなっております児童館、学童保育施設において様々なスポーツを体験する機会を提供することで、体を動かすきっかけづくりとして、子供の外遊びを促進していくということをこの事業の目的としております。

この事業につきましては、プロスポーツチームや各競技団体の御協力も得ながら、これまで3施設で計9回実施しております、来年3月まで継続的に実施していくという予定でございます。

この体験、多数の参加されました児童からは好評いただいておりまして、参加アンケートを実施いたしましたが、8割以上の児童が楽しかったというふうに回答をいただいております。

また、テレビや新聞、ラジオ等各メディアにも取り上げていただきまして、神戸の学童保育、神戸ならではの取組として、多様な体験機会の充実について広く発信する機会ともなっております。

この事業につきましては児童にとっての貴重な体験の場ということとともに外遊びの機会ともなってございます。一方で、スポーツ団体数、また競技団体数ですけれども限りがございます。多くの子供たちに体験していただくためには実施方法に工夫が必要というふうにも考えております。

今後、利用者、保護者、スポーツ団体の声もお聞きしながら、学校や地域の協力も得て、先生から増やして続けていくというふうにもエールをいただきましたけれども、こういった外遊びの促進につなげるよう積極的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○分科員（大野陽平） ありがとうございます。東灘区だと本庄児童館で開催をしていただいていて、私も実際に抽せんに当たって体験できた子供から話も聞いたり、保護者の方々からも話を聞

く機会があつて、非常に好評でして、なかなか抽せんに当たりにくいつつ現状もあるみたいなんですけど、できるだけ関係者の協力もさらにいただきながら、広く開催ができるようにしていただきたいというふうに思います。

では、続いて3点目が公立保育所における紙おむつのサブスク導入についてお伺いをいたします。

保育所、保育園におむつが取れていない子供を預ける場合、親は通常おむつを園にも持参することになりますが、おむつに名前を記載したり、持参していた数が不足することがあつたりと、園にも保護者にも負担になってきた一面もあります。

これを解決するための民間サービスとしておむつのサブスクと言われる事業がございます。これは保護者が月額定額で事業者と契約をすると、事業者が施設に直送したおむつを施設で必要なだけ使えるサービスであり、市内の民間保育施設でもその利用が広がっております。サービスを利用するかどうかは保護者の判断であり、このような選択肢があるということは保護者、園の双方の負担軽減にもつながり、かつ本市の財政負担もありません。

そこで公立保育所においてもぜひ導入を検討してはどうかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○中山こども家庭局長 おむつのサブスクでございますけれども、御紹介いただきましたように保護者に係るおむつの負担が減るということ、それからこの事業ですけれども、基本的に必要なものを保育所のほうは使えるということもありまして、なおかつこの事業自体が民間と保護者が契約するという形になっていますので、そうした料金徴収等におきましても、保育所の負担が少ないというふうには考えております。

一方で、利用できるおむつの銘柄が限定されておりまして、保護者が希望する銘柄でない場合があることやおむつの使用頻度が減る年齢になりますと割高になることもあります。また、サブスクを利用しない保護者が混在することで保育施設のおむつの管理が煩雑になるのではないかといった懸念の声も一方ではございます。

おむつのサブスクでございますけれども、以前はあまり利用しているところがなかった状況でございますけれども、民間、それからの自治体での利用実績というのも増えてきております。政令市でいきますと大阪、広島、横浜、川崎などの公立保育所で既に実施しておりますほか、近隣市でも実施している事例がございます。

先ほど申し上げましたように、このサービス自体、保護者の負担が減るという一方で懸念もあるということで、他都市の先行事例につきましてお話を伺いましたところ、保護者の負担軽減はもとより、履かせ間違いや枚数を気にせず使用できることから、保育士の負担軽減にもつながっているというお話を伺っております。

こうした情報につきまして、民間園とも情報共有をしながら、公立保育所での試行実施について検討してまいりたいと考えております。

○分科員（大野陽平） 御答弁ありがとうございます。まずは試行実施について検討していただけるということですので、一度やってみて、実際どうなんだっていう現場の声とかもあると思いますので、本当は保護者が選択できるものなので、私は別に一気に全面で実施してもいいかなというふうには思いますが、まずは試行実施ということなので、よろしくお願いをいたします。では4点目、社会的養育についてお伺いをいたします。

令和6年度末の本市の里親等、里親ファミリーホームの委託数は、前年度比から11名増の69名、

里親等委託率は前年度から1.6%増の13.9%となり、徐々に進んでいるものと理解しております。

里親委託については、国においても推進の方向性が掲げられており、本市としても令和11年度末までに就学前児童について65%、学齢期以降の児童について33%という数値目標を掲げているところです。

一方、本市では社会的養育を行う主体である児童養護施設等の施設数も充実をしており、里親委託が今後目標に向かって進んでいった後における児童養護施設等の施設と里親、それぞれの役割をどのように考えているのかお伺いをいたします。

○丸山こども家庭局副局長 施設と里親のそれぞれの役割についてでございますが、令和7年9月時点で里親の委託数が就学前が24名、学童期以降が50名となっておりまして、就学前の児童の里親委託の取組を強化してきた結果、就学前については大幅に増加しているものの、施設入所児童数に比べると依然として里親委託が少ない状況にございます。

児童福祉法におきましては、できるだけ家庭での養育が困難な子供については、家庭と同様の養育環境である里親家庭やファミリーホームでの養育を優先して検討することとされております。里親については、特定の大人との愛着関係を通じて、子供の自己肯定感や基本的な信頼関係を育むといったことですか、社会性や生活技術を身につけさせることが求められております。

一方で、児童養護施設につきましては、その専門性を生かして障害を持つ子供や養育環境から家庭的な養育に拒否的になっているような年長児童、よりケアニーズの高い子供に対して養育を行うとともに、一時保護委託の受入れや里親支援、地域の子育て支援などの高機能化、多機能化が求められているところでございます。

このような国の考え方を踏まえまして、本市としましては令和6年度に策定した神戸市社会的養育推進計画におきまして、特に愛着関係の基礎がつくられる乳幼児期の子供については、重点的に里親委託を進めていくこととし、児童養護施設等につきましては、これまで施設に蓄積された専門性を生かして、ケアニーズの高い子供の受入れを進めることとしております。

あわせて、施設については、里親委託中の児童の一時的な預かりなどの里親支援ですか、地域の子育て家庭の支援など、高機能化、多機能化を進めていく必要もあると考えております。

今後も里親と施設、それぞれのよさを發揮することで、子供にとってよりよい養育環境が選択できるように引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○分科員（大野陽平） 御答弁ありがとうございます。それぞれに役割があるということなんですが、けれども、ちょっと時間もなくなってきたので再質問させていただきますが、施設での養育、里親での養育、それぞれの意義がある中で、現在本市では、里親委託を推進をしております。ただ本市の現状からすると、令和11年度末の目標値はかなり高い目標であるとも言えます。

里親委託の推進に向けて何が課題であり、どのように具体的に取り組んでいくのかお伺いをいたします。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 我々神戸市としましても里親委託を積極的に進めているところでありますけれども、里親委託がやはり進みにくい主な要因としましては、里親制度と養子縁組みの違いが十分に実親のほうに理解されておらずに、里親委託に係る同意が得られにくいといったことや、里親の確保に関しましては里親制度に関心を持つ人以外を対象としたアプローチの機会が少ないといったことが挙げられるというふうに考えております。

これらの課題に対しまして、里親委託の原則について、まず我々こども家庭センターの所内でも共通認識を図り、実親に里親制度と養子縁組みの違いや特定の大人との愛着関係の下で養育さ

れるといった里親養育の利点を丁寧に説明し、里親委託の同意を得るよう取り組んでおるというところであります。

その結果、乳幼児の里親委託率につきましては、神戸っ子すこやかプラン2029における令和7年度末の目標達成に向けて順調に進んでおります。

また、今年度7月から実施している乳幼児に特化した養育里親のリクルート事業において、市民フォーラムの実施、相談会やSNSを活用した広報を積極的に展開し、里親登録に至るまでの間に個別にフォローすることによって養育里親の登録世帯を増やすための取組も進めております。

今後も引き続き子供の最善の利益が確保されるように里親等委託を着実に推進していきたいというふうに考えております。

○分科員（大野陽平） 御答弁ありがとうございます。当然、目標を掲げた限りは目標達成に向けて頑張らなきやいけないんだけれども、先ほど渋谷さんおっしゃいましたけど、子供の最善の利益というのを当然一番に考えていただいて、だから数字ばっかり追っていて、子供にとってそれが本当にいいのかという部分はかなり重要だと思いますので、その点を注意をしていただいて進めていただきたいというふうに思います。

では最後5点目が児童養護施設等対象者、ケアリーバーなどへの支援についてお伺いをいたします。

施設などで社会的養育を受けた児童もいずれ社会に出ることになりますが、ケアリーバーなどは一般的に親族などの支援を得にくく、また様々な事情で退所後に施設とのつながりが持てなくなる児童もいることから、就職・就学や住居、経済面などに困難を抱えやすいものとも言われております。

また、社会的養育を受けていない児童であっても、家庭内での虐待やネグレクトなどにより、親族などに相談したり支援を求めたりできない場合もあります。

相談や支援につながらない場合、社会的に孤立したり、犯罪に巻き込まれたりということもあります。対応が必要あります。

このようなケアリーバーや親族に相談支援を受けられない児童らの実態やニーズを市としてどのように把握をしているのかお伺いいたします。

○丸山こども家庭局副局長 これまで施設を退所した方にアンケート調査や退所者本人のヒアリング、職員へのヒアリング等も把握に努めております。退所後、年数が経過すると連絡がつきにくくなるという退所者もいると聞いております。

また、施設入所経験がなかったとしても親族等の支援が得られず、困難を抱えている子供、若者が地域にもいるということを認識しております。

行政の支援につながらない子供、若者の実態把握は非常に難しいというふうにも聞いておりますけれども、どうすればそうした方々の声を拾い上げることができるのか、また相談支援拠点などの取組を進めている他都市もございますので、民間の支援団体からも話を聞いて研究してまいりたいと考えております。

○分科員（大野陽平） 御答弁ありがとうございます。ちょっと時間がなくなったので最後要望にさせていただきますが、先ほど御答弁の中にも実際にリアルな居場所づくりをしている自治体というのも政令市やったら、札幌であったりだとか、東京都特別区もそうですけど、そういうところも参考にしていただきながら、こういったケアリーバーのニーズや実態に合った支援策も引き続き検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日はありがとうございました。代わります。

○主査（徳山敏子） 次に、山口委員、発言席へどうぞ。

○分科員（山口由美） それでは引き続きまして、自民党会派を代表いたしまして私のほうから4点につきまして御質疑をさせていただきます。

1点目は公立保育所における歯科嘱託医の報酬についてでございます。

市内56か所ある公立保育所では、歯科保健事業として国が定める基準及び指針に基づき、毎年全年齢を対象に定期健診を1回、4歳、5歳児には特別健診を1回、合計2回実施しているとお聞きしています。

それらの歯科検診はそれぞれの保育所の歯科嘱託医が実施しておられますけれども、神戸市が設定する報酬額が低く、実務に見合っていないという御意見をお聞きしております。

歯科嘱託医は、歯科医師としての社会的使命感で引き受けておられる方々ばかりでありますし、決して利益のために引き受けておられるわけではないんですけども、担い手を引き続き安定的に確保していくためには、職務内容、職責、相場観に見合った報酬額が必要ではないかと考えております。

現在、健康局におきましては成人歯科検診の委託費について、国基準や政令市平均を大きく下回っている状況を踏まえて、改善に向けて検討を始めているとお聞きしております。こども家庭局といたしましては、子供の歯科検診を安定的に実施するために公立保育所における歯科検診の嘱託報酬額について精査し、必要であれば引上げも検討してはどうかと考えますが、御見解を伺います。

○若杉こども家庭局副局長 公立保育所の歯科嘱託医でございますけれども、神戸市歯科医師会から推薦いただいた歯科医によりまして、平成14年に本市と神戸市歯科医師会との間で締結いたしました覚書に基づき業務を担っていただいているというところでございます。

本市の報酬単価の状況でございます。嘱託医の報酬単価につきましては、その覚書に基づいて決定しておりますし、基本額、また特別歯科健診料、対象保育所の定員に応じた加算額ということでこれらを合計して報酬としてお支払いをしております。

報酬額につきましては、前年度の国家公務員の給与改定率の上昇分を反映する旨を覚書の中に定めており、これに基づいて報酬を支払っているところでございます。

保育所における歯科検診につきましては、国の基準であったり、指針によりまして、その実施が定められているところでございます。そのほか、乳幼児期における歯科保健の重要性に鑑み、それらの充実を図るために、嘱託歯科医を置くよう国から通知されているところでございますけれども、報酬金額についての定め等はないというのが現状でございます。

各政令市の状況でございますけれども、各市で検診の実施回数が異なっているというようなことであったり、健康相談を別途実施している市もあるというようなところで、市によって業務内容が異なっているというところもありますので単純に金額のみで比較するのは難しい一方でございますけれども、報酬単価額だけで比較しますと本市は平均を下回っているという状況でございます。

覚書につきましては、当初、神戸市歯科医師会と本市との合意により締結したものでございますけれども、近年、物価高騰しておりますけれども、そういったものも踏まえた改定が行われていないという現状ございます。

このため、神戸市歯科医師会からは本市の報酬額が安価であって、嘱託医の推薦に苦慮してい

るというお声もいただいているところでございます。

乳幼児期における歯科保健の重要性を鑑みまして、本市公立保育所における歯科検診を安定的に進めていくためには、こども家庭局としても、適正な報酬単価額につきまして、他の政令市の状況等も踏まえ、また経済情勢も踏まえながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

○分科員（山口由美） ありがとうございます。御答弁いただきました内容でおおむね私も理解しておりますし、ぜひこの報酬額につきましては、来年度予算に反映していただきますように、それをを目指して検討をぜひ引き続きお願いしたいと思っております。

続きまして2点目の質疑に移らせていただきます。

配慮や支援を必要とする子供の保育に対する支援についてでございます。

集団保育の中で、障害などで配慮や支援が必要であってもほかの児童と同様に保育を受ける環境は、すこやか保育事業、つまり各園に加配の保育士さんの費用を補助することで神戸市としては確立をしてきました。

この事業については意義があったものの、様々な課題が明らかになり、それを改善するべく、今年度まるっとはぐくみ支援の創設も含めた支援体制の再編が行われたところであります。

障害の程度が中度の児童の預かりに係る補助額を引き上げ、また境界域、いわゆるグレーゾーンと呼ばれる児童については、保護者同意を不要とする新制度を創設したこと、併せて、園側の手続の簡素化を図ったことにつきましては大変感謝しておりますし、保育現場からも感謝の声をお聞きしているところでございます。

しかしながら、そういった補助額や手続のみならず、今後は各園の保育の質を担保して高めていく必要があると考えております。

市内の各園はそれぞれ保育の質を高めるために日々工夫をされ、職員の皆さんはお忙しい合間をぬって市が実施する研修などにも参加されて、現場で実践しているというふうに承知しております。

せっかくのこの現場の努力を生かすためにも、可能な限り現場の支援の状況を確認し、各園の課題にも寄り添い、行政として必要な支援策についての検討・研究を深めていく必要があるのではないかと考えますが御見解を伺います。

○中山こども家庭局長 御紹介いただきましたように、保育園等におきまして障害など配慮や支援を要する子供が必要な支援を受けながら集団の中で共に育つインクルーシブ保育というものを進めていくということは大変重要であるというふうに考えておりまして、今般の制度改正を行ったところでございます。

いわゆるグレーゾーン児が在籍する施設を対象としたまるっとはぐくみ支援制度というのも創設をしたところは御紹介いただいたとおりでございますけれども、それに合わせまして、各園の対応力向上を図る研修を開催しまして、全園に発達支援保育リーダーを配置する取組を進めております。

制度の創設に当たりましては、総合療育センターの高田医師など、専門家の協力の下、これまでの実践を踏まえたハンドブックを作成し、各園に配布しますとともに、各園の発達支援保育リーダーには、対象児童の理解を深め、支援につなぐためのアセスメントシートを作成いただいておりまして、これを基に本市の担当者等が巡回する際に各園の課題や取組状況について丁寧にお話を伺い、個々の事案に合わせた助言を行うなど、現場の対応力の向上につながるよう取り組むことしております。

今回の制度の見直しにつきましては、インクルーシブ保育のさらなる推進に加えまして、保育現場や団体からいただいた要望等に対し、まず第一歩としての対応を行ったものと考えてございます。

引き続き、保育施設全体のさらなる質の向上に向けて、現場での取組や課題の把握に努め、専門家の意見も参考にしながら、必要な支援策について検討・研究を進めていきたいと考えております。

○分科員（山口由美） ありがとうございます。局長のほうからまず今年度は第一歩というお話がありました。私もそのように感じます。そして現場のほうからも、やはり再スタートをしていただいたことはとてもよかったですけれども、まるつとはぐくみ支援における1人4万円という補助につきましては、やはりそれではもう1人雇おうかというところには至らないですし、もちろん人を雇うためだけに使う補助金ではないというのは承知しておりますけれども、やはりどうしても子供に寄り添うためには1人つけてあげたいんだけどなという園の思いにはちょっと応える形にはなっていないというところもあり、やはりちょっと実態とは見合わないのではないかというような御意見もいただいているところではあります。

これからぜひまた検討・研究を進めていただきたい、現場の負担軽減ということをこれからもぜひ進めていただきたいなと思っております。

また、専門人材等を育てていくという視点もこれから大切になってくるかと思いますので、今日はちょっと要望にとどめさせていただきますけれども、児童発達支援センターとも連携をして、現場にできるだけ専門の人材を養成していくという取組も必要かと考えていますのでよろしくお願いいたします。

また、ちょっとこれは飛躍してといいますか、大きな話になってしまふのかもしれないんですけども、今回、園の就学前施設につきまして、民間の保育園等につきましてお話しさせていただいたところではありますけれども、私もいろんな方とお話しさせていただきますと、例えば、市立の公立保育所、あるいは公立幼稚園、これは教育委員会の所管として残っておりますけれども、あるいは私学助成の幼稚園であったりとか、やはり様々な園で本当にそれぞれ御苦労をなされておられると思うんですけども、やはりその質の担保というところがちょっと見えないと、それぞれやっぱり園なり、保育所等なりで頑張っていただいているのは分かるんですけども、やはり行政としてそこをしっかりと把握してサポートし、どこの施設に通っても一定の質が担保されるというところは目指していかなければいけないのではないかというふうに思いますので、今回はちょっと深掘りしませんけれども要望にさせていただきたいと思います。

続きまして、3点目に児童虐待対応の方向性につきまして質問をさせていただきます。

児童虐待防止に取り組み始めた思いにつきましては6月の本会議で申し上げたとおりでありますので、あえてここでは申し上げませんけれども、それ以降、私もいろんな現場を見せてもらったり、あるいは市内外の関係者にお話をする機会もございまして、そういう実態を知れば知るほど、やはり現場職員の御苦労を肌で感じますし、またそういう職員の方の負担軽減というものが何より子供の支援に直結するのだろうなというふうにも感じております。

やはり、単に人を増やすということだけではなく、やはり物理的な負担というところもありますし、最も重要なのは職員の心理的な負担、そこをどうやって減らしていくのか、軽減していくのかというところがとても大切なのかなというふうに感じております。

また、かねてからお話ししております児童相談所の第三者評価につきましては、そういうま

さに現場職員の安心を担保できるものであると私は考えておりますので、定期的に行う必要があるというふうに考えておりますけれども、一方で、この児童虐待対応につきましては、もう御承知のとおり、自治体によってその体制は様々でありますと、何が正解といったものはないということは承知しております。

日本の児童相談所は人口50万人に1か所という基準があるようですけれども、神戸市は児童相談所1か所、各区のこども家庭支援室を通告機関としている体制を取っておられますけれども、この体制を維持していくべきなのか、あるいは改善されるべきなのかなど、児童虐待対応を根本から考えることも重要ではないかなというふうに考えております。

現時点で現体制や児童相談所複数設置のメリット、デメリットなどをどのように考えているのか御見解をお伺いいたします。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 児童虐待の対応体制について御質問いただきましてありがとうございます。

本市におきましては、児童相談所、我々こども家庭センターと区役所が連携して児童虐待の対応を行っております。

また、児童相談所と区役所の補完的役割を果たす地域の機関として児童家庭支援センターが子供や子育て家庭からの相談に対応しているところであります。

児童相談所の設置に関しましては、委員からも御指摘ありましたけれども、児童福祉法施行令に示された人口を参照して地理的条件、交通事情等を含めた総合的な考慮の基に定めることというふうにされております。

児童相談所、神戸市において複数設置についての現在の考え方につきましては、複数設置することによって市民にとってアクセスがしやすくなるといったことや、逆に我々職員側におきましても家庭訪問等に要する時間が短縮されるなどのメリットもありますけれども、一方で、複数設置することにより、経験豊富な職員も分散され、人材育成が難しくなることや、現在のスケールメリットを生かした虐待対応というのが困難になるというようなデメリットもあるのではないかかなというふうに危惧をしております。

また、児童相談所を複数設置した際に、やはり一時保護施設を併設するかどうかというところも議論になるんですけれども、一時保護施設を併設する場合には、やはり人材確保が課題であるというようなところがある一方で、一時保護施設を併設できない場合につきましては、やはり一時保護施設にいる児童と我々職員の面会に時間を要することになったり、その一時保護児童に対する助言指導、心理的ケアの実施がなかなか物理的に難しくなるなどのデメリットも多いというふうに聞いております。

一方、虐待通告の窓口に関しましては、本市は児童相談所と区役所が担っておりますが、児童相談所のほうでは全国共通の虐待通報の専用ダイヤルによって24時間通報しやすい仕組みになっておりまして、逆に区役所のほうは保育園や学校など、近隣の所属から通告に対して利便性を生かした迅速な対応が可能というふうになっております。

他都市におきましては、虐待の通告窓口に関しましても児童相談所に一元化するというような都市もあって、関係機関から通告窓口が分かりやすいということや、1か所で重症度を判断し、児童相談所と区役所に事案を振り分けられるというメリットがあるというふうにも聞いておりますが、一方、この振り分けを行うには、やはり高度な判断能力が必要となっておりまして、その対応する人材の育成や確保が難しいといった課題も聞いております。

児童虐待の対応体制の強化につきましては、本市も課題というふうに認識しております、他都市の事例も踏まえながら、より効果的な体制の強化につきまして今後も検討していきたいというふうに考えております。

○分科員（山口由美） ありがとうございます。今、所長から御答弁いただきましたように、神戸市がこれまでの取組、あるいはこれまでのことで導き出したメリット、デメリットの考え方というのは理解をいたしました。私自身も今の時点でこうするべきという考え方を持っているわけではありませんけれども、やはりそういった根本的に考えてみるとというところも必要なのではないかと思いますし、今後の児童虐待対応の体制、どうあるべきなのか、こういったことにつきまして、府内の知見や経験のみに頼るのではなくて、その分野や案件に精通した外部人材の専門的知見ということもぜひ活用してはどうかなと思いますので、この点は要望をさせていただきます。

私も冒頭でも申し上げましたが、いろんな方とお話しする機会がありまして、やはりとても思いを持った方が多いなというふうに感じております。思いを持っておられるんですけど、なかなかその声は行政の方には届いてないんだなっていうふうに思うこともありますので、どういった方にという部分はなかなか難しいかもしれませんけれども、そういった外部の専門人材、ぜひ活用していただきたいなということを重ねて申し上げておきたいと思います。

そして、児童虐待対応につきまして、先ほど少し御答弁の中にもございましたけれども再質問させていただきたい点がございます。児童家庭支援センターの活用についてでございます。

児童虐待対応は児童相談所、区役所を中心として行われておりますけれども、緊急事案でなったり、継続的な支援をするケースの対応など、部分的に民間に委託することが認められております。まさにその役割を担っておられるのが市内5か所にあります児童家庭支援センターでございます。

委託先は児童養護施設等を運営する法人ですけれども、民間の専門的なノウハウを活用でき、地域に根づいた活動も可能となり、かつ児童相談所や区役所の負担軽減にもつながって、児童虐待の対応においてますます重要な資源となるのではないかと考えております。

今後、児童家庭支援センターの対応力の強化と委託業務の拡大を検討していただきたいと考えますが御見解を伺います。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 児童家庭支援センターについてでありますけれども、児童家庭支援センターは地域に密着したよりきめ細やかな相談支援を行う児童福祉の専門機関であります。

本市におきましては、児童養護施設等を運営する社会福祉法人が設置しております。市内に5か所設置されておりまして、地域的にもバランスよく設置されているのではないかというふうに考えております。

児童家庭支援センターには福祉や心理などの専門職が配置されておりまして、それぞれ専門性を生かして子供や子育て家庭からの相談対応や、児童相談所や区役所が行う虐待対応の補完的な役割というのも現在でも担っていただいております。

各運営法人は外部の虐待専門研修や応対能力向上研修などに積極的に職員を派遣しているほか、定期的に合同で事例検討会を開催するなど、対応力の強化に取り組んでおります。

また、本市としましても市が主催する虐待対応に関する研修への参加や、各区の要保護児童対策協議会への参画などを求め、実践を通した対応力向上のための支援を行っているところであります。

各児童家庭支援センターでは、その強みを生かした有効な支援としまして、虐待リスクが潜在化している世帯に対して配食事業等を通じて見守りを行うなど、専門性を生かした取組を進めているところもありますし、また児童家庭支援センターからは区役所が支援している世帯に対して、虐待の予防的な関わりができないか、また子育て家庭に対して、保護者が子供との接し方を学ぶ機会を提供できないかというような意見も聞いているところであります。

本市としましても、児童家庭支援センターが専門性を生かした取組を行うことは、虐待予防や再発防止を強化する上で有効であるというふうに考えておりまして、今後も児童家庭支援センターと連携し、どのような取組ができるのか、改めて検討を続けてまいりたいというふうに考えております。

○分科員（山口由美） ありがとうございました。ぜひ前向きに検討していただきたいと思うんですけれども、先ほど御答弁の中にありました対応力の強化につきましては既に取り組んでおられるということで、そのようなことは承知しましたけれども、このセンターに御相談された経験のある方から少しお話を聞きしますと、センターのほうに相談された内容が次、こども家庭センターに相談されたときに同じ市の機関なので共有されているものかと思ったら、ちょっと相談の共有ができていなかつたというようなお話を聞きしたことがあります、それはあえて共有をしていなかつたのか、するルールなのにできていなかつたのかというところはちょっとすいません、確認はしておりませんけれども、やはりしっかりと連携をしていただくということも今後重要な案件を扱っていただく上では必要なではないかなというふうに感じておりますので、そういった部分での対応力の強化といいますか、しっかりと児童家庭支援センターの業務も見ていくいただきたいなというふうに思っておりますので、その点は要望をさせていただきます。

それでは最後に4点目ですけれども、こども家庭局における発達支援業務の体制についてお伺いをいたします。

令和4年度に家庭支援課内に発達支援調整担当課長が配置されました。そしてそのことによりまして、発達支援の分野における体制が充実をし、間もなく全区で始まるこべっこ発達専門チームや聴覚障害児支援、そして福祉局とこども局の両局にまたがるような業務の受皿となっていたなど、非常に頑張っていただいておりますし、有効に機能しているというふうに考えております。

一方で、体制が整って支援が充実したとしてもその業務がなくなるわけではありませんで、むしろ行政が取り組むべきことがより明確になったり、新たに課題が見えたりして、引き続き今の体制を維持していただく必要があるというふうに感じております。

発達支援業務につきましては、医療、福祉、子育て支援など、様々な分野が交錯する行政分野であります、単独の局で完結する事業ではありませんけれども、子育て支援事業を所管するこども家庭局において一定の充実した体制を持っておくことがとても大切なのではないかと考えておりますが御見解を伺います。

○丸山こども家庭局副局長 こども家庭局における発達支援業務の体制について御質問いただきました。

令和4年度の組織改正におきまして、一層効果的な障害児の療育支援体制の構築に取り組むことを目的にして、こども家庭局家庭支援課に発達支援調整担当課長を配置しました。

主に、この担当課長の担っている業務についてですけれども、就学前の児童に対する発達支援や療育に関する業務として、主に4つの業務を担当してまいりました。

まず1点目ですが、療育センター等の待機期間の長期化に対しまして、こべっこ発達専門チームを立ち上げて、大幅な療育センターの待機期間の短縮を図るとともに、市内の発達相談支援体制の充実を推進してまいりました。

2点目としまして、聴覚障害児支援についてですが、神戸市総合聴覚センターを本市の中核機能に位置づけ、協議会の開催や家族相談支援、関係機関の支援等を推進してまいりました。

それから3点目ですが、有識者会議あります神戸市療育ネットワーク会議におきまして、福祉局、健康局、教育委員会事務局など、関係部局と連携をしまして、発達支援や障害児支援、医療的ケア児の支援に関して各分野の専門家と共に事務局として協議を推進してきたところでございます。

4点目としまして、子供の発達や障害に携わる関係機関の支援者に対しまして医療、保健、福祉、教育の相談窓口や支援制度の理解醸成を目的に作成した支援ハンドブックを周知しながら関係機関との連携も推進してきたところでございます。

委員御指摘のように、子供の発達や障害の分野におきましては、例えば、知的障害や発達障害、医療的ケア児など、子供の特性やニーズが多岐にわたっていることがありますから、これら支援を担当する部局も複数にまたがっております。これまでもこれらの関係部局と連携して支援を行ってきたところでございます。

また、子供の発達支援においては、子供が成長発達に応じまして、分野を超えた切れ目のない連続した支援が求められます。そのために子ども・子育て施策を担う我々こども家庭局としましても発達支援制度全体を俯瞰的に見ることができる専任の体制を持つことの必要性は強く感じているところでございます。

今後も子供の発達や障害のことでお困りの市民をしっかりとサポートしていくよう、必要な体制について検討してまいりたいと考えております。

○分科員（山口由美） ありがとうございます。家庭発達支援調整担当課長のお仕事も今お話ししいただきまして、4つということで非常に分かりやすくまとめていただいてありがとうございます。

私もいろいろと関わらせていただいているわけなんですけれども、こども家庭局としても、この体制はやはり維持する、していきたいという思いを持っておられるということで大変安心いたしました。

私が聞いている限りではこの課長さんのポストが時限措置というふうに聞いておりまして、いついらっしゃらなくなるのかという不安を抱えながら私も日々取組をさせていただいているわけなんですけれども、この点、ぜひ人事当局にしっかりと要求をしていただいて、今の体制が維持できるようにということをお願いしたいと思います。

以上で質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○主査（徳山敏子） 次に、三木委員、発言席へどうぞ。

○分科員（三木しんじろう） よろしくお願ひいたします。25分、4問できれば質問したいと思いますので御協力をお願いいたします。

まず初めに、立案プロセスの考え方と各施策が掲げる目標の効果検証、評価についてお聞きしたいと思います。

こども家庭局は妊娠期から出産、子育てに至るまで子供の成長を切れ目なく支援し、そして安心して出産や子育てができる環境を整備するとともに、経済支援、虐待防止、発達支援、居場所づくりを担っております。また、高校生通学定期券代補助制度など、幅広い施策を展開している

ところであります。

今後、人口減少進行、そして消費動向の変化、さらには地域経済の影響などによって税収のほうが減るという予想がされている状況であります。

そのような中、こども家庭局が所管する様々な取組について、まず課題を明確化した上で解決に向けて、重点的かつ集中的に進めていく観点を持つことが必要であるというふうに考えております。

それぞれの施策を実施するに当たり、どのような目標を設定して、そしてどのような戦略を組み立てて、いかなる実行方法を選択しているのか、いわゆる戦略オプションを踏まえ、立案プロセスについて考え方をお聞きしたいと思います。

そして、令和6年度決算を踏まえて、各施策が掲げた目標に対してどのような効果を上げているのか、その実施内容が妥当であったかどうか検証するとともに、施策の効果や内容の見直しや持続可能性についてどのように評価しているのか整理してお伺いしたいと思います。

○中山こども家庭局長 子育て家庭、子供の育ちをめぐる環境が大きく変化する中で、子育てに対する不安や孤立感を解消し、子供の特性や意見、地域の実情を踏まえながら、よりよい育ちを実現するための支援をしていくことはこども家庭局の重要な使命でございますので、様々な課題に対応するために切れ目のない総合的な支援を行ってございます。

一方で御指摘のように、財政収支見通しでも収支不足が見込まれておりますので、こうしたニーズを踏まえながら、社会環境の変化に合わせた対応ができているのか。また、施策目標や事業目的に合わせた効果が発揮できているのかを検証し、事業の見直しやDXなどによる事業の効率化を図りながら、持続可能な行政運営に取り組んでいるところでございます。

御指摘の施策立案プロセスでございますけれども、まず中期的な視点といたしましては、有識者等で構成されます子ども・子育て会議におきまして、施策の方向性を議論しております、パブリックコメントも経まして、子ども計画である神戸っ子すこやかプランを策定させていただいております。

このプランにおきまして5年間の基本的な方向性と視点を定め、各個別の課題に対する方策、量の見込み、それから各方策についても具体的に示しているところでございます。

あわせまして、ふだんから様々な機会を捉まえまして、子供や子育て世帯、そして関係者の皆様方のお声をお聞きするとともに、国のこども政策の方針や動向、財政措置の状況なども踏まえながら様々な選択肢の中から、より最適な施策を立案し、毎年度の政策会議、予算編成過程において議論・検討を行っており、最終的には市会にお示しをしまして、予算案として御審議をいただいておるところでございます。

また、御指摘の施策の検証・評価につきましては全般的にE B P Mの推進に取り組むとともに予算編成過程の中で時代への適合性や効率性、有効性といった観点を踏まえまして、事務事業の見直しを行っております。

また、決算も踏まえまして、各実施状況、定量的な指標や関係者の意見など、定性的な要素に基づき多角的な視点で効果を検証し、適宜事業の見直しも行っております。

さらに、市民、利用者の視点に立ったアンケート調査なども行ってございまして、その結果につきましても、子ども・子育て会議のほうにお諮りをし、検証を行っております。

引き続き、P D C Aサイクルに基づいた検証・評価を行い、事業の見直しやよりよい施策の立案、実施につなげていきたいと考えております。

○分科員（三木しんじろう） ありがとうございます。やはり時代とともに求められてくるものとか、国の動向もいろいろあると思いますし、新たな施策も含めて神戸市が発信することもありますし、始めることもあると思います。

また神戸市内でもいろんな局があって、その施策自体がこども家庭局がやっているものと似たようなものがあつたりすれば、これは一緒にやっていくのか、どちらかがやめて一体化してやっていくのか、それとも違う形に変えていくのかということも必要だと思っております。

そこで、学習支援の取組についてですけれども、今年度からまちなか自習室事業も開始しましたけれども、いろいろと地域型の学習支援と子どもの居場所づくり等もやっていただいております。

地域型学習支援事業については市内の6団体が大体20人から30人ぐらいで場所を借りてやられているということです。

先週の日曜日、この間の日曜日、僕も現地へ見に行かせていただきましたけど、大変真面目にやっておられて、逆に驚きまして、いい意味で驚きました。

この事業ですけれども、やはり福祉局が会場型の学習支援事業、オンライン型もやっております。こども家庭局は学びにつなぐ地域学習支援事業と、民間団体も同じような事業もやられております。

こうした事業を個々に少し形が違いますけれども、お子さんに求められているものが果たして神戸市民の皆さんに個々に皆さんに行き渡って選択されているのか。それともほかの事業は全く知らないけど、ここにたまたま応募して継続していただいているのかということも含めて、他局との連携というのをどのように進めていくかというのは大事だと思うんですけれども、このあたりの考え方というのをお聞かせいただきたいと思います。

○丸山こども家庭局副局長 本市の取組が関係している学習支援についてでございますけれども、子供の年齢や家庭環境によって異なる様々なニーズに対応した学習支援に取り組んでいるところでございます。

御紹介いただきました子どもの居場所づくりにつきましては、地域の方がボランティアとして多くの方が参画いただいて実施をしていただいておりますが、こちらは小学生をはじめとして地域で誰もが安心して過ごせる場所ということで、それらを目的としまして学習支援や食事提供が行われており、学習支援では宿題の見守り等を中心に行っていただいております。

まちなか自習室につきましては、中高生からの要望も受けまして、カフェなどの民間の企業の方にも御協力をいただいて施設の一部を自習スペースとして提供いただいて、中高生が利用しやすい自習のスペースをつくることを目的としております。

また、家庭の経済状況によって中学生の学習機会の格差を防止することを目的として福祉局におきまして、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援を実施しております。

また、こども家庭局においては、地域団体から中学生のために支援ができないかというようなお声もいただいたことをきっかけに地域団体が主体となって学習支援を行う、先ほど見学にも行っていただいたと御紹介いただきました学びにつなぐ地域型学習支援事業を実施しております。これは福祉局の学習支援では対象になっていない御家庭の児童も含まれております。

こういった本市で実施している学習支援施策はそれぞれに役割を有しているものと考えております。ただ一方で、先ほど御紹介しました福祉局とこども家庭局で実施している中学生を対象とした学習支援事業につきましては、実施内容が類似をしているために、これまでも受講対象者に

についての見直しや整理を一定行ってまいりました。受講対象者が一部重複していたり、それぞれの事業で同様の事務が発生していたりといった課題があることも認識してございます。

これらの2つの中学生向けの学習支援事業については、課題を踏まえて実施方法の整理など、既に両局での検討を進めているところでございます。

また、地域型学習支援のニーズと団体数につきましては本市で実施している調査、子どもの生活状況に関する実態調査で一定のニーズを把握しておりますので、各会場の受講生の応募状況も踏まえながら、令和5年度から会場数を4か所から6か所に拡大したところです。

現在のところ、これらの会場で定員を理由に受講を断っている状況はなく、キャパシティを超えて受け入れしている会場もないというような状況になっております。

今後も子供たちや保護者のニーズを十分に把握をして、ニーズに合った事業に見直しも行っていくことで、それぞれの学習支援事業の役割が十分に果たせるように取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（三木しんじろう） 福祉局の事業とこども家庭局の事業というのは、僕なんでさっきの事業も6団体なのかなというのがちょっとよく分かんなくて、各区でできればいいのかなと思ったりもするんですけども、あと福祉局の事業とは場所がやっぱり違うということもあって、それは場所のニーズも異なりますので、それぞれのニーズに合ったというところもあるんでしょうけれども、この場所の選定も含めて、各局と連携しながら進めていただきたいと思います。

続いては、産後ケアの利用率向上についてお聞きしたいと思います。

神戸市は、結構数字を聞きましたら、令和6年度35.34%と、令和4年度は18.99で、令和5年度が28.58、令和6年が35.34とかなり上がってるわけなんですけれども、とてもいいことだと僕は思うんですけども、今、直接電話で予約をしなければならないということになっておりますけれども、オンラインで予約できるようにということで、実証実験を経て、年内12月に新システムを導入して予約ができるということになっております。これ私、大変オンラインだと24時間多分予約ができるんだと思いますので、すごくいいことだと思いますし、さらなる利用率が高くなるというように思っております。

その上で、特に進めていただきたいのが、妊娠中にこの取組を知っていただくということが大事だというふうに思っております。

例えば、妊娠届時等の妊婦さんと面接する際に、対面でこういう産後ケアについて、重要性についてとか、予約方法についても丁寧に説明していただくと、オンラインでもできますよっていうことを説明していただきたいということが大事だというふうに思っておりますし、さらに昨年度からお配りしておりますこうべ子育て帳、こちらのほうにも新システム、オンラインで予約できるというQRコードをつけていただくということも含めて、十分な周知に取り組んでいただきたいと思いますけれども、この辺併せて、今後の流れについて御見解をお伺いいたします。

○三品こども家庭局部長 産後ケア事業につきましては、産後の母親の心身の回復と母子の愛着形成の促進を図ることを目的に実施しております。他都市と比較しまして利用率が高い状況でして、全国平均は約16%ですが、本市では約35%の方にご利用いただいているところでございます。

利用者の申請手続等に係る負担軽減のため、令和7年度から申請受付時期を妊娠8か月以降に早めまして、利用のたびに必要としていた区役所への申請を利用申請時のみに変更をいたしました。しかし現状では施設の予約時に電話が必要である等の課題が残っております、利用者、施

設のさらなる利便性向上のため、予約システム実証実験に参加を予定しているところでございます。

新システムでは、区役所への利用申請、施設の検索、予約、利用回数の管理をスマホ上で完結でき、現状では各施設に問い合わせる必要がある利用可能日もスマホ上で一目で確認することができるようになります。

また、助産師会、産婦人科医会等々事前調整を行ってまいりましたが、関係者からも予約や市への請求事務等の労力が削減されれば、より多くの時間を母子のケアに充てることができると施設側からも期待の声をいただいているところでございます。

周知につきましては、これまで産後ケア事業につきまして妊娠届出時や新生児訪問時、出産後の入院中に産科医療機関から利用を勧めていただくなど、対面での周知を行ってまいりました。

予約方法の変更に際しては、これらの機会に加えまして、広報紙、こどもっとKOB E、インスタ等、様々な機会を捉えて、広報を行う予定しております。

さらに、委員御指摘のこうべ子育て帳にも申請用の二次元コードを掲載し、妊娠6～7か月頃のアンケートの送付時に産後ケアの予約方法の変更について周知を行う予定としております。

また、オンライン予約システムの導入により、利用者の利便性の向上、施設の負担軽減が期待されるため、これらが利用率の増加に及ぼす効果の検証を行ってまいります。

予約システムの利便性について妊産婦に丁寧に周知し、より多くの方に産後ケアを御利用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（三木しんじろう） もう少しちょっと答弁短めにすみません、お願いいいたします。

ありがとうございます。前向きな御答弁だったと思います。やはりこの産後ケアというのは課題がないと使わないという方とか、どういうものか分かんないとか、例えば、インターネットで御自身で調べられて、いろんな情報が今出ておりますから、何が正解か分からぬということもありますので、ぜひとも勧めていただきたい、利用していただきたいというふうに思います。

続いてが、高校生等の通学定期券補助制度の見直しについてお伺いします。

これは僕、代表質疑でも質疑をさせていただきました。補助を別にやめろって言っているわけじゃなくて補助することはいいと思います、これは。けれども前提は市外であろうと市内の高校で通おうがこれは僕は一緒にすべきじゃないかという考え方なんですね。そのために上限を作るなり、距離制限をつけるということが必要で、財源が限られておりますから、ですので、その観点で御質問をさせていただきたいと思います。

先日の代表質疑では、久元市長からは御答弁ありました、この件について。僕2点あったと思うんですけども、1つはこの春の受験状況において、市内高校は受験者数を維持できたと、2点目が市立中学校から市外進学率が昨年度と比較して1.5%減少、これは市内の高校への進学割合が増加しているということだと思います。

これ1.5%というのは、まず何人中何人ということなのか教えていただきたいと思います。

○中山こども家庭局長 対象ですけれども、令和6年度の交付実績でいきますと2万490人というのが交付実績でございまして、市内はそのうち2万179人というふうになってございます。

これが交付実績なんですけれども、対象者につきましては、全体で公共交通機関を利用している方は約2万5,000人おられるというふうに思ってございまして、市内の方が約2万人、そして市外の方が4,400人というふうに思ってございます。

これは現時点の想定の数字でございまして、今回、市外進学の状況がどうなったかということ

でございますけれども、令和6年度の入学の際には、市外に行かれている方が1,338人おられたのが令和7年度の入学時には市外に行かれる方は1,156人ということで182人、1.5%が減ったといった状況でございます。

○分科員（三木しんじろう）　この182人が多いか少ないかというのはちょっとよく分からぬですけれども、2024年2月27日の令和6年予算の特別委員会の中山局長が、本市におきまして、やはり若年層の転出傾向、年少人口の減少傾向が続いておりまして、こうした中で令和6年度より、大阪府において高校の授業料無償化が実施をされますと。その影響で大阪府の高校授業料無償化に見据えた子育て世帯の転出が懸念されております。市内には様々な特色を持った魅力的な高校が多数ございますけれども転出が増加すれば市内高校の教育環境が維持できなくなり、さらなる転出を招くといった負のスパイラルに陥る可能性があるというふうに言われておりますと、これは、要は若年層の転出傾向と大阪府の高校無償化にさらに子育て世帯の転出を懸念されているということと、市内高校の教育環境を維持できなくなって、さらなる転出を招くと、負のスパイラルに陥る可能性が高いというふうにおっしゃっていると思います。

それで2024年の9月から、神戸市在住の高校生等が市内高校に通学する場合の通学定期代を全額補助、これは全国初で始めたと。

これを始めたのはこれで1ついいんですけれども、その後、2025年の4月から市外の高校等に通学する場合の半額を補助するというふうに拡充したわけなんですけれども、高校も授業料の無償化というのが進んでいく中で、市内の高校へ通学の一定のインセンティブになるように市内高校等に通う場合を無償化を行ったわけですけれども、さらに拡充したというような流れになっております。

僕が今までの流れで、そもそも始めたこの目的は一体何なのか、神戸市から転出を止めたいのか、それとも神戸市内の高校の教育、要は施設を守りたいのか、何に重きを置いているかをお聞きしたいんですけども、よろしくお願いします。

○中山こども家庭局長　御紹介いただきましたように、この制度、子育て世帯の経済的負担の軽減というのももちろんございますし、併せて、市内高校教育の環境の維持という、この2つを目的としております。

市内高校環境の維持というのは、先ほど委員からも御指摘ございましたように大阪府の高校の無償化が進んだということもありまして、市内の高校教育環境の優位性が失われることで、中長期的に見て生徒数の確保が困難となり、結果として、教育水準の低下を招き、さらなる人口流出といった負のスパイラルに陥ることが懸念されているということで、この制度を実施したところでございまして、この2つの目的が達成されているかということにつきましては、先ほど申し上げましたように市内の高校を受験される方、あるいは市外の高校に進学される方をはじめとして、様々な観点から検証を行っていきたいと考えております。

○分科員（三木しんじろう）　市内の高校、教育環境の維持ということも大変大事だと思うんですけれども、僕、果たしてこども家庭局が考えることなのか、これは神戸市の当然、教育委員会もそうですし、県立高校を所管する兵庫県の教育委員会とも話さないと駄目ですし、また私立の学校もありますから、この運営者とも協議をする、意見交換も含めて、この教育環境の維持に何が必要なのかということはどのように進められているのかお聞きしたいと思います。

○若杉こども家庭局副局長　今、御質問いただいた点に關しまして、高校教育に関する制度所管、まず兵庫県でございますので、まず兵庫県でしっかりと議論いただくべきものというふうに考え

ております。

これまで様々な機会を捉えまして、県内の多様な高校、教育環境の維持については兵庫県に要望を行ってまいりまして、その結果、私立高校の魅力向上に係る検討会、これを今開催されております。この動向も注視しながら、今後の取組について検討していくという必要があろうかと考えております。

○分科員（三木しんじろう）　注視していただければいいんですけれども、やはり教育環境の維持ということであれば、県立高校、市立高校もそうですけれども、例えば、校舎の老朽化対策とか、ＩＣＴをどうやって活用するかとか、県では知事がエアコンをつけるということで今、予算を立てているみたいですけれども、こういうことも大事だと思うんですよ。

高校生の通学費を市内で無料にしたからといって、生徒の確保だつていう観点だと思うんですけれども、教育環境の維持というところにはダイレクトにつながるとは僕は思えない。その前にもっとできることもやっていかないと駄目だというふうに思います。

この点については最初にお伝えしましたけれども、別に否定するものではないですけれども、神戸市の子供はやはり市内に通おうが、市外に通おうが平等、公平で補助を受けるべきだと僕は思っております。

令和6年度はまだ制度が途中から入ってきたりというところで、まだ数値が分からないと、来年、令和8年になってから数値が出てくると思いますし、次の予算にもつながると思いますので、この数値をぜひとも確認していただきまして、御検討いただきたいと。

僕、上限はやっぱりあったほうがいいと思うんですよ、予算の上限というのは。けれども、平等にやっていただきたい。それは距離制限をつけるのか、それとも要は実費の通学費の上限をつけるのか、ここも考えていただきたいと思っております。

神戸市内に住んでおられる方が高校に通う場合の最高額が32万8,000円ぐらいなんですね。市外に通う高校の場合、最高額が約21万9,000円となっている。制度が令和6年度は入っているところと入ってないというところがありまして、次の数値で確認していただきたいと思いますので、この辺もぜひ検討していただきて、次の施策につなげていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上で交代いたします。

○主査（徳山敏子）　さとう議員、発言席へどうぞ。

○分科員（さとうまちこ）　よろしくお願ひいたします。

保育士の待遇に関する見える化についてお伺いいたします。

公定価格に定める保育士の人工費については、令和6年度に過去最大の10.7%の改善となりましたが、その改善により現場の保育士の賃金は上がっているのでしょうか。

本年4月から保育所等の設置者に対し、人員配置や職員給与、収支状況などの保育提供者から報告された経営情報を子育て支援情報サイトここｄｅサーチに公表することとなっておりますが、職員給与に関しては経験年数の短いモデルケースのみ掲載されている園もあり、給与がどのように増えていくのか、具体的なイメージを抱けません。

本市として保育人材確保は重要な課題と捉え、6つのいいねなどの取組を進めていることは評価しておりますが、学生の進路選択に対する待遇は大きな影響を与えることを考えれば、国や県任せにせず、保育士の待遇に関する見える化を進めていくべきではないかと思いますが見解をお伺いいたします。

○若杉こども家庭局副局長　ここｄｅサーチでございます。これは国の子ども・子育て支援情報公

表システムということでございます。

これまでこのシステムでは地域の認定こども園や保育所、幼稚園などの基本状況、施設類型等々、そういうものを公表しております。市町村はこのここ d e サーチの内容の確認をする役割、また都道府県は報告を受ける立場、そしてまた公表する役割ということで役割分担の下、運用されておるところでございます。

施設の状況を把握する上で県の役割を補完するために、施設の状況を踏まえた確認を市では行っているというところでございます。

この4月から毎事業年度終了後5か月をめどに、経営情報に関する項目をここ d e サーチでの報告が新たに義務化されたところでございます。

この報告事項のうち、職員の給与等に関する事項に関しましては、施設等の職員に係る標準的な給与体系、いわゆるモデル給与でございますが、これについては公表されるというところでございます。一方で各職員の給与や職員の職種別給与につきましては、個人情報保護の観点から施設ごとの公表はされないという、そういう仕組みになっております。

経営情報が見える化していくということで今後どう対応していくかというところでございます。

各施設、責任を持って報告を行っていただく必要があるわけでございますけれども、制度がちょっと始まったばかりというところで国が示しておるところの入力項目が正しく入力されていないとか、そういうことは確認の過程で分かっておりますので、入力漏れも含めまして各施設には修正を求めたりというようなこともしているところでございます。

現在、公表されている項目以外にも詳細な経営情報につきましては、施設事業者の累計、また経営主体の類型など、属性に応じたグルーピングによって今後、集計分析が進められ公表される予定でございます。

こういったさらに経営状況が分かるというものを通じまして、本市においてもこの集計分析結果を活用しながら、さらなる処遇改善につなげていきたいと考えております。

○分科員（さとうまちこ） ありがとうございます。せっかくこのようなホームページができても内容、資料がふわふわしていると比べようがなくなりますし、今現在、まだまだ初期ですのでしつかりした資料とはなっていないと思うんですけども、神戸市のほうでも、そしたら10年後にはどれぐらいの報酬があるのかとか、どういうふうな保障があるのかというようなことをしつかり出していただくよう促していただきたいと思います。

こども家庭庁からもこういった人件費の比較が公にできることで、そういう処遇の改善がやっているんじやないかというお答えもいただいておりますので、ぜひぜひここは進めていただきたいと思います。

次に、子供2人目の壁についてお伺いいたします。

その前に、前もお示ししたんですが、世帯の子供の数、これはお子さんを産むところは1人は産んでいると、3人目も大体同じような感じで産まれている。だけど、2人目が顕著に産んでいないという、2人目を産み育てることにはちょっとちゅうちょされるようなことがあるんですね。

また、これも資料なんですけれども、世帯主の年収別のエンゲル係数、皆さん御存じのとおり、年収が低いところほどエンゲル係数が高いということになっております。そのエンゲル係数、高い都市トップテンということで神戸市が1位なんですね。非常にエンゲル係数が高いということにもなっています。

次に、子供2人目の壁についてお伺いいたします。

国立社会保障・人口問題研究所が令和3年に実施した出生動向基本調査では、お示したようなことが書かれております。この2人目の子供を検討する際に大きなハードルであると思われる、その要因の1つは経済的負担だと思います。

2人目の子供を産みたい世帯のため、経済的な負担をできる限り軽減すべきと考えます。例えば、現状で第2子半額としている保育料を無料にしてはどうか見解をお伺いいたします。

○中山こども家庭局長 御紹介いただきましたように、国の出生動向基本調査でございますけれども令和3年に子供1人の割合は19.7%ということで、前回よりも1.2%プラス、それから子供2人の割合は50.8%ということで、前回に比べてマイナス3.3%となっているといった状況でございます。

また、やはり夫婦が理想の数の子供を持たない理由としましては経済的理由の選択というのが52.6%となっておりまして最もも多い結果となっております。

こうした中で、子育て世帯の経済的負担の軽減というのは重要な課題というふうに考えておりまして、本市といたしましてもライフステージを通じまして経済的負担の軽減に取り組んでいるところでございます。

保育料につきましては、本市では低所得世帯から高所得世帯まで全ての階層におきまして国基準の保育料よりも市単独で引下げを行っておりまして、保護者負担の軽減も図っております。また、扶養順で第2子の保育料半額、第3子以降の保育料を無償などの取組も行っております。

これらの取組によりまして、本市では国基準の保育料と比較しまして、令和6年度決算ベースで約38%の軽減を行ってございます。

令和7年9月より、若年共働き世帯等が属する2番目に高い階層の第1子保育料の引下げを行うことによりまして、同階層では大阪市、それから明石市も含めまして、阪神間では最も低い水準となってございます。

神戸市といたしましては、第1子を産み育てていただくという観点も重要であると考えておりますので、今回の見直しを行ったところでございます。

第2子の無償化につきましては、やはり全世帯で実施するには多額の財源が必要でございます。加えまして、第2子無償化を実施している他都市にお伺いしますと、保育人材の確保が難しい中で、保育ニーズが増加するなどしておりまして、待機児童の発生など、実施に伴う様々な課題も想定されるところでございます。

またゼロ、1、2歳の御家庭の約半数は在宅で子育てをされておりますので、こうした支援も含めまして、総合的にバランスよく子育て支援施策を考えていく必要があると考えております。

保育料の軽減につきましては、自治体が独自に行うものではなく、本来、国の責任で行われるべきものでありまして、これまでも市が要望しておりますし、全国の自治体に共通の課題でございますので、大都市の局長会議など、共同で様々な機会を通じまして国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

○分科員（さとうまちこ） もちろんそうなんですけれども、やはり無償化をしているところもありますので、神戸市も子育てNo.1という以上に、よく思うのが施策ありきで考えられることが多いなというふうに感じます。

今回、高校生の定期代無償化、それは保護者からしたら非常にもちろんありがたいことなんですけれども、私からしたらやっぱり小さいときの費用の負担というができるだけ軽減していくたまうがありがたかったなっていうふうなところもあります。これは病院行くときに、病院へ

行って終わるんじやなくて、もちろんそこに行くまでの交通費もかかりますし、病気になりたくてなる子供はなかなかいないと思います。また、病院の費用だけではなく、ぜんそくであるなら、家庭をすごくいつもきれいにしなきやいけないとか、何がいいって言われたらそれを買ったり試したりするというようなことが一般的な家庭だと思うんですね。せめて医療費ぐらいは無償にしていただけるように、定期代に何十億かけるんだったら、私はやっぱりこちらもしっかりやっていただきたいと思いますし、また、私、当事者意識がちょっと足りないのかなっていうふうに感じることもありますので、当局の中でも、例えば独り親ですと、小さい子供がいますということを想定しながら対話して、じゃあ、こういうような施策要るよねって、こういうサポートが要るよねっていうようなことをしっかり話しとかしていただきたいなというふうに思います。

経済的理由とかで、1人目を産んだら2人目しんどいって普通はなってしまうんですよね。いろんなことが、労力も経済的にも厳しくなりますので。ですが、そこをしっかりとフォローしていただけ、そういうことを考えずに皆さんのが好きなようなライフステージを選んでいけるようにするのが行政の仕事だと思いますので、しっかり本当に寄り添う施策の実行をお願いしたいと思います。

次に、外国籍の子供たちへの対応です。

小学校に進学した際、学校の雰囲気になじめない外国籍の子も多いと考えております。未就学の段階から言語面や文化の違いに対応することが重要であります。

保育園等の支援策として、過去に多言語翻訳機ポケトークの導入補助などを行っておりますが、昨今、本市の外国人住民数は急速に増えており、日本語が理解できない場合などは個別対応が必要なことも考えれば、人員体制のさらなる強化も含め、新たな取組を進めるべきではないかと思いますがお伺いいたします。

○花房こども家庭局幼保振興課長 多国籍の子供たちへの対応でございますが、外国籍児童が増加する中、保育所等におきましては日本語理解が十分でない児童や、その保護者とのコミュニケーションを図りまして、文化の違いを踏まえた対応を行っていくためには、現場の保育士の役割は大変重要だと思っております。

本市では、これまで多国籍児童への支援とか、担当保育士の負担軽減のために、御指摘の多言語翻訳機の導入をはじめ、様々な支援策を実施しております。

具体的には3言語の指差しコミュニケーションシートの作成でありますとか、KICCが実施している電話通訳サービスの案内、さらには様々な人権やダイバーシティに関する研修等を実施しておるところでございます。

さらに、人員体制の強化という意味では、通訳を配置する場合には保育体制強化補助金を御活用いただくことが可能となっております。

さらに、外国籍児童が多数在籍する保育所におきましては、一定要件を満たす場合、家庭支援推進補助金を御活用いただくことによりまして、保育士の加配を行うことも可能となっております。

今後、人材不足が深刻化する中、外国人住民の増加が見込まれることから、外国籍児童のサポートや現場負担の軽減はますます重要になってまいります。

宗教食の提供が必要なケースでありますとか、生活習慣や文化の違いを踏まえた特別な配慮が必要なケースなど、担当保育士だけでなく、施設全体の運営にとっても大きな負担になってくるとも考えております。

国は7月に外国人政策に関する新たな司令塔となる組織を新設しております、今後、国において対応されるものと考えておりますが、そうした国の動きも注視しながら、必要に応じて国への要望等も検討してまいりたいと考えております。

○分科員（さとうまちこ） いろんな資金の援助ですとか、いろいろあるんですけれども、神戸市には外国語大学とかもありますので、そちらとの連携であるとか、企業協賛で財源確保するなどして、やっぱりまだまだ全然足らなくなると思うんですね。だけど予想はできると思いますので今のうちにしっかりと予算など取っていただいて、手厚くしておいていただきたいと思います。

やはり言語の違う児童がそのまま就学しますと、進学先の小学校にもしわ寄せが来ることとなります。現状でも手いっぱいの教員に過度の負担となったりすることも本当に今でもいろいろ問題があって、大変なこととなってしまいますので、今のうちに、未就学のうちにしっかりと施策を実行、足りていくような施策をお願いいたします。

次に、バウンダリーの考え方を伝える取組についてです。

近年、自分と他者を区別する、自分だけの境界線を大切にするバウンダリーに関する考え方の重要性が高まっております。自分自身を守るとともに相手も尊重する健全な関係を構築する上では、未就学の段階からそれはやめてほしい、好きではない、あるいは距離を取ってほしいという考え方を身につけさせ、学ぶ必要があると思います。

バウンダリーに関しては、子供たちにリズミカルに復唱させている動画も以前も御紹介しましたけれども、こうした資源も生かしながら、保育所等未就学児の段階から取組を進めるべきではないかと思いますが、現状と今後の方針をお伺いいたします。

○下西こども家庭局長 御指摘のように、近年、幼児期からの性教育が大切であると言われております。保育・教育施設におきましても、折に触れて、日々の生活や遊びの中で、他者との間には境界線があるということ、自分の心や体を大切にすること、プライベートゾーンについてなども子供たちに伝えております。

また、子供の人権を尊重する保育の観点から、保育者が子供の体に触れるときには必ず意思を確認したり、乳児であっても自分の思いを表現できるよう、子供の言動や気持ち、伝えたいことを温かい態度で受け止め、それに対して共感や言葉、行動で適切に応じる関わりを大切にしております。

今年度、本市では6月に外部講師を迎えて、子供の心と体、命を守ると題し、各施設の要となる先生方が受講する公私合同の主任研修を実施いたしました。

具体的な内容といたしましては、自分の体は自分のもので自分の体を誰がどう触るのか、自分が決める権利は自分にある。嫌なときは嫌と言っていい。相手にも同様に権利があり、相手の体に触れるときは同意が必要といった内容がありました。

研修の中で、幼児向けの教材絵本も数多く紹介され、各園で活用する中で、子供たちは生活や遊びの中で身近に手に取り見ることができる、保育者は子供たちの様子を感じながら絵本の読み聞かせをし、応答的に答えることができるなど、保育の一助となる研修がありました。

研修の参加者からも好評を得ており、1人1人の子供がその子らしく生きられるよう、人権を尊重した研修であったと再確認できました。

こういったことから、自分だけの境界線の概念はとてもセンシティブな内容も含まれ、理解を十分把握するためには、発達段階に応じた感受性に配慮が必要と思われます。

動画教材は情報が一方的な方向で行われるので、乳幼児との総合的な関わりを十分保障すると

いうことにはちょっと少し困難性があるかなと思いますので、いただいた研修内容を投じて、絵本を通して子供たちに応答的に関わりながら、子供の表情や態度を保育者も受け止めて、内面的な気づきに寄り添っていけたらいいなと思っております。

これからも子供たちが安心して自分らしさや自分を大切にして生きられるよう保育でも十分に生きるための基礎を育んでまいりたいと思いますので、今後も子供たちがお互いに尊重し合い、良好な関係を築きながら、丁寧な関わりを育めるような研修や啓発に引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○分科員（さとうまちこ） ありがとうございます。未就学の性教育についてはずっと訴えてきて随分進んだのかなというふうに思います。

本当に簡単なことで、当人が嫌だと言ったらやめる、それを尊重する。何でじゃなくて嫌なんだということを理解させるという本当に単純なことだと思うんですね。

社会で起きる痛ましい事件がよくありますけれども、こういった認識が浸透していないことに起因しているのかというふうに考えております。

相手は自分の所有物ではありませんし、自分の思いどおりに動くわけはありません。そういう教育をしっかりと浸透させていただきたいと思います。

次に、災害の備えについてです。

ふだんから災害時に備え、避難訓練等は実施していると思います。しかし、災害後の事務手続等には十分に備えられているのでしょうか。

過去に被災した他都市の施設では、慌てて片づけたため、被災直後の写真を撮影しておらず、補助金申請ができなかつたことや自園調理で給食を提供しており、ほかの施設から給食を運ぶ想定をしておらず、園の再開に苦慮したとの声もお聞きしました。そのような事態が発生しないよう、本市として各施設に対して十分な備えを促すべきと考えますがいかがでしょうか。

○中山こども家庭局長 災害の備えについて御質問を頂戴しました。

各園では日頃から災害時の対応計画、マニュアルを作成し避難訓練、食糧の備蓄など、災害に備えて取り組んでいるところでございます。

公立保育所でも毎月様々な災害、それから発生場所、時間帯を想定した避難訓練を実施しておりますし、職員への避難先の経路の周知徹底をはじめ、非常時の持出し用品がすぐに持ち出せるようなところに置くとか、こういった災害の備えを行っております。

民間でも同じような取組をしておりますけれども、こうしたことについては定期監査の際に実施状況等を確認して、不備があれば是正するようにしております。

さらに民間では様々な取組をされておられまして、国が実施する災害情報共有システムの訓練にも参加したり、施設相互の助け合いの仕組みとして、社会福祉法人の連絡協議会のほかへんネットにおきまして実践的な訓練をする。あるいは国と全国社会福祉協議会がつくっております災害福祉支援ネットワークの中央センターにおきましても災害時には被災した福祉施設に対して他県の施設から応援職員を募り、派遣する仕組みを構築するなど、災害の備えをしっかりとされているところでございます。

保育の再開につきましては、令和5年4月1日から児童福祉施設等における業務継続契約の作成が努力義務化されまして、そのガイドラインにおきましては、目標の1つに早期復旧再開が掲げられております。本市といたしましても国の通知やひな形を各民間園に送付するなどの対応を行っているところでございます。

災害が起きましたら、もちろん施設の安全確認をしながら、順次再開していくことになりますけれども、保育園等が速やかな復旧を図り、早期に保育の提供が可能となるよう、法人の事務負担にも留意しながら、災害復旧に係る補助協議等を支援するとともに、災害時の記録の重要性ですか、自園調理施設での災害時の対応の想定などについても周知を図ってまいりたいと考えております。

○分科員（さとうまちこ） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。平時の間にどことどう連携して、例えば給食のことをどうするのかとか、そういったことを含めて環境の整備というのをお願いしておきたいと思います。

また、この間も新聞に載っておりました。東日本被災地、心の相談1.6万件という記事がありました。これは、もう多くの方々がPTSDや鬱に悩まされているというような内容だったんですけども、発災後、1週間、遅くとも1か月以内に精神的ケアを行っておかないとPTSDになる可能性が高まるというふうにお聞きしています。

ほかの自治体と連携しながら、子供たちへのカウンセリング、どういうふうに、どこにどれだけ充当できるのかというようなことも今のうちにやっていっていただけたらというふうに思います。

あとは、もう時間なくなってまいりましたので、教育・保育施設から小学校への円滑な接続についてなんですが、やはり最近、発達が気になる子供たちも増加しております、学校のほうでも、園のほうでも、これ以上増えてくるとなかなか人手が足りないということも起こってまいりました。簡単に、これについて今後の展開だけ端的にお伺いできたらと思いますがいけますでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 従来から各園、また小学校、連携進めてきていたところでございます。

令和6年度から一步踏み込んだ連携ということで、各小学校区において連携後援を設定して取り組んでいるところでございます。この取組の中で子供の特性の共有を図ったりとか、必要に応じて対応方針の協議が行われているというところでございます。

今後の展開についてでございますけれども、連携が非常に進んでいる校区においての情報を横展開していくというようなことで全市的に広げていきたいということと、また併せて、こうした取組がしっかりと保護者の方に伝わるようについて、小学校への就学時の不安軽減につなげていくということで具体的な取組を今後様々していきたいと考えております。

○分科員（さとうまちこ） ありがとうございます。本当にこども家庭局におきましてはいろんな施策を実行していただいて非常にありがたいというふうに思っていますけれども、今まで提案した施策などもしっかりとまた検討、実行のほう、スピードーにお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○主査（徳山敏子） 委員の皆様に申し上げます。

午前中の審査はこの程度にとどめ、この際、暫時休憩いたします。

午後1時より再開いたします。

（午前11時58分休憩）

（午後1時0分再開）

○主査（徳山敏子） ただいまから決算特別委員会第3分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、こども家庭局に対する質疑を続行いたします。

では、壬生議員。

○分科員（壬生 潤） 公明党の壬生潤でございます。それでは早速、一問一答で質疑をさせていただきます。

まず初めに、保育の質の向上における保育人材の確保についてお伺いいたします。

本市の待機児童数は2010年代に右肩上がりで増加し続けましたが、2018年度の332人をピークに減少し、令和4年度には待機児童ゼロを達成し、令和7年度まで4年連続ゼロとなっています。

この間の公民それぞれの取組の成果として、量的な確保は一定程度達成された今、これからは保育の質の向上が求められます。

そこで保育士の配置基準は、現在経過措置期間中ではあるものの、4・5歳児、3歳児については改善が行われ、1歳児については令和7年度より1歳児配置改善基準が新たに設けられました。これは保育の質向上に資するものですが、配置基準が改善されても人材が確保できなければ保育の質の向上は難しいと思います。本市では、これまで待機児童対策として「6つのいいね」等の保育人材確保に取り組んできましたが、待機児童の問題が一定収束した現在でも、誰でも通園制度の創設など、新たな動きもあり、人材確保は引き続きの課題です。

本市として、保育人材の確保に関する現状をどのように認識されているのか、まず御見解をお伺いいたします。

○中山こども家庭局長 御指摘いただきましたように、国におきましても保育政策につきましては、これまでの待機児童を中心とした保育の量の拡大から、持続可能で質の高い保育、そして全ての子供の育ちと子育て家庭への支援というふうに方針、方向性の転換が行われているところでございます。

本市におきましても、こうした国の動きを踏まえまして、配置改善ですか、こども誰でも通園制度の本格実施等に対応していく必要がございまして、保育人材の確保は引き続き重要な課題でございます。

本市における人材確保の状況でございますけれども、保育士有効求人倍率は直近、令和7年1月でございますけれども2.59倍と、全国の平均を下回ったものの、依然高止まりの状況が続いております。また、市内保育士養成校では、直近5年間で入学者数が約25%減少し、募集停止が相次ぐなど、大変厳しい状況となってございます。

さらに、養成校を卒業しても約3割の学生が民間企業等に就職している状況でございます。加えまして、大企業を中心に大幅な賃上げが続いていることなどから、保育関係者の間では安定的な人材供給について懸念の声が高まっております。

本市といたしましては、こうした現状を踏まえ、全国トップ水準の保育人材確保策である「6つのいいね」の継続実施や、効果的なプロモーション、さらには神戸市保育士・保育所支援センターにおける潜在保育士と市内保育施設のマッチングの強化など、引き続き保育人材の確保に注力する必要があると考えております。

○分科員（壬生 潤） 人口減少、少子化の中にあって、市内の保育人材を確保していくには、保育士になりたいと思う若い人を増やすこと、そのために仕事のやりがいや魅力を具体的に訴求していくことが必要と考えます。

これは神戸市が単独で行う広報や先ほど触れられました「6つのいいね」に加え、学校や保育施設と連携した取組が求められると考えますが、御見解をお伺いいたします。

○中山こども家庭局長 御指摘のとおり、保育士になりたい若者を増やすためには、保育士の仕事

のやりがいや魅力を伝える広報や取組を養成校や保育施設と連携して一層強化していくことが重要であると考えております。

先ほど申し上げましたような保育人材に係る状況を踏まえまして、昨年度から市内養成校、私立保育園連盟、私立幼稚園連盟、神戸市で意見交換を進めてきておりまして、本年8月21日に三者で保育人材の確保を目的とした協議会を立ち上げたところでございます。

関係者からのお話としては、保育士はなりたい職業の上位だけれども、最終的に養成校への入学や保育施設の就職につながらないのは、保育士の処遇や仕事の大変さなどに対するネガティブなイメージを持っている保護者や進路指導の教員が一部におられ、学生の進路選択に影響を与えているのではないかという御意見もございますので、協議会では具体的な取組といたしまして、三者が連携し、中高生段階から養成校の大学生まで継続的に体験の機会を提供すること。2つ目といたしましては、中高生・保護者・教員に対しまして、神戸では「6つのいいね」やICTの活用により、給与面や職場環境の改善が進んでおり、自然豊かな神戸でやりがい・魅力のある保育士として働くといったイメージを戦略的に展開すること。そして3つ目として、三者が連携して中学校や高校での説明会や出前授業を開催すること。そしてもう1つ、奨学金の充実など経済的負担のさらなる軽減等についても検討・協議することなどを予定しております。

既に今年度新たな取組といたしまして、夏休み期間中に高校生を対象とした保育体験の機会を提供いたしましたところ、市内34の保育施設で56人の高校生の参加があり、高校生、そして施設双方から大変好評でございました。

引き続き、保育士になりたいと思う若い方を増やしていくために、協議会の場を活用しながら、これまで以上に三者で連携を図り、中高生・大学生に直接訴求できるよう、また、保護者や教員にも保育士の魅力が伝わるよう、効果的な広報や取組を進めてまいりたいと考えております。

○分科員（壬生 潤） ぜひ、様々な観点での取組を継続して行っていただきたいと思います。

1つ思いますことは、保育士になって、いいねということですけれども、私の、実は次男のお嫁さんが保育士でございまして、神戸市内で幼保連携の施設で数年間働いて、子供が3人、要するに孫ですね、3人おります。その成長ぶりを見てますと、いやもう本当にやっぱりお母さんが——そのお嫁さんが、その保育士をされた経験を十二分に生かして養育をしているということを、孫に接するたびに感じます。働いていたうちは、要するに施設で働いていたうちは、親御さんとの関わりといいますか、様々な御要望にお応えをしていくということ、そのことが、要は保護者の担当になった時期があって、そのときは本当に苦労したというふうに言ってました。現実に、様々な親御さんとの関わりとか、そういうのでも、その上で苦労して人間関係を、この世間の人間関係を学び、社会性を学び、そして子育てを現実に、いてないときから学んでいくことで、もう本当に母親として立派に子育てができるようになることになっていく。この子供と接するその喜びとともに、いろんな苦労があるかも分かりませんけれども、でも、本当に保育士をさせていただくことが非常にためになるんだということを、もう私は身近に見てきたわけで、もうぜひとも、いかにその保育士という仕事が尊い仕事であるかということは、ぜひ積極的に宣伝を、いろんな機会を捉まえてしていただきたいなということを思います。

それで、ちょっと要望しようと思ってたんですけど、1歳児の配置改善加算については、要件が厳しくて、実際に対象となる施設数の見込みが市内で約4割程度であるということなんですねけれども、これは国に対する要望になると思うんですけども、どう厳しいのか、要件がですね、どこを緩和してもらえたなら、もっと4割程度じゃなくて、配置改善加算が受けられるのか。これ、

受けられるのと受けられないとでは、やっぱ大きく違うと思いますので、どの点を緩和していただきたいというふうに考えておられるのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 今御紹介いただきました加算制度でございます。これ令和7年度から創設された制度でございます。この加算の取得の要件でございますけれども、在籍職員の平均経験年数が10年以上っていうことであったり、また業務においてＩＣＴの活用を進めているといったような要件が複数ございます。

その要件につきまして緩和をということで、平均経験年数10年以上というところ、実態としては非常に厳しい要件かと考えておりますので、このあたりの緩和を国に要望という形で求めていくということでございます。

○分科員（壬生 潤） 承知をいたしました。自分の言ったことが自分に返ってくる、公明党さん、中央に言ってよく頑張りなさいというふうに、自分で言いながら、自分でいただいているみたいな感じもあるんですけども、たとえ10年でなくても、しっかり専門性を身につけてる人はたくさんいてますので、ぜひとも、こここのところの要件を緩和してほしいということで、私も同じように要望してまいりたいというふうに思います。

それから、保育の質の向上に関して、2点目ですけども、インクルーシブ保育についてお伺いいたします。

保育の質という意味では、障害児や発達が気になる子供に対する保育の充実も求められます。保育施設からは、職員加配のための補助制度の充実に関する御要望もお聞きしていますが、言語聴覚士や、その他専門家の意見を聞ける巡回指導の機会を増やしてほしいという御要望も強いと承知しています。今年度創設された、まるつとはぐくみ支援制度は、施設自身の対応力を向上させることを目的にしているとのことですが、そのような中だからこそ、専門家による巡回指導の充実が求められるものと考えています。専門家による巡回指導の現状と今後の方向性についてお伺いいたします。

○下西こども家庭局部長 近年、手帳を所持しないものの、発達の気になる子供が急増していることを踏まえて、議員がおっしゃるとおり、施設の対応力を高めるため、まるつとはぐくみ支援事業を、インクルーシブな保育を推進というところを目的に創設したところでございます。

まるつとはぐくみ支援事業においても、施設への巡回は行っており、巡回保育士がそれぞれのケースについて、保育の状況を丁寧に聞き取り、相談や助言を行っております。

また、すこやか保育の巡回においては、必要に応じて言語聴覚士等の専門家も同行しており、専門職としての助言を行っております。

巡回指導や専門家の動向については、施設からの要望を受けて、今年度より回数を増やしています。

現在、各施設で発達支援の中の中心的な役割をしていただく発達支援保育リーダーの養成研修を本市主催で開催しており、今後、全園に配置していく計画であります。巡回時にリーダーから、各施設の状況や課題についても聞き取り、各施設の事情や個々のケースの相談に乗り、必要な助言も行っていきたいと考えています。

今後も様々な取組を通じて、障害児や発達の気になる子供を受け入れる施設を支援するとともに、各施設の対応力向上に取り組むことで、保育の質の向上を図ってまいりたいと思います。

○分科員（壬生 潤） 言語聴覚士やその他専門家による巡回というお話をありました。以前、私が聞いたことあるのが、こども園で看護師さんの力を貸してほしい、要するに、様子が見れる人

の配置とか、医療の知識を持った方、そういう御要望もあつたりなんかして、巡回とはちょっと違うかも分かりませんけれども、看護師の方、あるいは保健師の方ですね、その方の巡回だとか、あるいはいてくださるとか、そういうことは考えていらっしゃるんですか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○下西こども家庭局長 すみません、巡回の指導員の中には保健師の資格であつたりとか、看護師の資格を持った方も配置しておりますので、各園の状況に応じて巡回等をさせていただいております。

○分科員（壬生 潤） ぜひ、要望に沿った形で、しっかり要望にお応えができるような形で巡回をお願いしたいと思います。

それから、私立幼稚園及び学校法人立の認定こども園における1号子供の特別支援教育については、県の所管であることから、本市のすこやか保育、まるつとはぐくみ支援制度の対象外となっています。令和7年度、県の特別支援教育補助金制度に見直しがあり、これまで施設規模にかかわらず、子供1人当たり年間78万4,000円と満額支給されていたにもかかわらず、定員80人以上の施設には、その半額とされました。

これでは、施設によっては十分な特別支援教育を行う体制が確保できないという意見が現場から寄せられており、ひいては保護者にとっての施設の選択の幅が狭くなることも懸念されます。本市として、何らかの対応が取れないか、御見解をお伺いいたします。

○若杉こども家庭局副局長 本市におきましては、民間保育園等に通う特別な配慮が必要な児童を集団保育の中で手厚く見守るために、インクルーシブ保育推進支援事業を実施しており、保育士加配や施設の対応力向上のために必要な経費に対して補助を行ってまいりました。

一方で、私立幼稚園及び学校法人立の認定こども園に通う1号子供に対する特別支援教育につきましては、国において都道府県が所管することとされており、兵庫県の制度で対応いただくべきものと認識しております。

これまで、機会を捉えて県に対して制度の拡充を要望してきており、その成果として、先ほど先生から御紹介ありましたように、補助の拡充というのも実現いたしましたが、令和7年度におきましては、施設の規模によって格差が生じるような報酬額の減につながるような見直しが行われたという状況でございます。

私立幼稚園等における特別支援教育を推進していく上では、やはり財政的な裏づけが必要であるということで、施設の規模によることなく、全ての子供がひとしく支援を受けられるべきであるというふうに考えております。

こういったことから、拡充された水準が維持されないということは本市としても遺憾に感じておりますし、県において補助金額の引上げを行うことや、また県から国に対して要望を行うというようなことをしていただくべきであるというふうに考えております。

私立幼稚園のさらなる環境充実に向けて、引き続き私立幼稚園連盟とも連携をして、県に対しての要望を行ってまいりたいと考えております。

○分科員（壬生 潤） おっしゃいましたように、これ主に県がですね——でも、言いますと、国がそうだから県もそうなんです。これまで国はそうだったけれども、県は違う取扱いをしてましたけれども、同じような取扱いをしただけですと、大体こういうお話で、私も県にヒアリングに行ったときには、まだ満額を維持しますという段階やったんで、よう頼みますよというような話やったんですが、この年度になって減額をされるということで、これは大変遺憾なことで、おっ

しゃいましたように、子供さんには変わりがないわけで、所管によって、何か補助額が違うというのは、これはもう本当にいかがなものか。これまたたどっていきますと、この国の制度の問題、文科省と厚生労働省・こども家庭庁との間のことになるかも分かりませんけども、何とか、やっぱりこの現場サイドでは、こういうことがないような要望も含めて、制度設計にも少しでも関わっていけるような、いや所管が違いますからということだけではなくて、ぜひお願ひをしたいというふうに思うわけでございます。よろしくお願ひします。

それから次に、誰でも通園制度についてお伺いいたします。

令和6年度より本市では誰でも通園制度を試行実施しました。保育所等に通っていない生後6か月から2歳までの子供を親の就労要件を問わず、保育所等を定期利用できる制度として、令和6年度は23施設で開始し、令和7年度は施設数を拡大して実施しています。

現時点までの実施状況について、どのように評価しておられるのか、まずお伺いいたします。

○若杉こども家庭局副局長 こども誰でも通園制度でございます。国制度として創設されまして、令和8年度からは給付制度として、全国の自治体で実施されるというところでございます。その詳細な制度設計については現在国において検討がなされているという状況でございます。

本市におきましては、本格実施に先立ち、令和6年度からモデル事業に着手し、実施施設数や利用定員の拡大に取り組んできたところでございます。

本日時点でございますが、35施設、1,399人分の利用定員を確保しているというところでございます。また、11月からは第2期分が開始されまして、新たに9施設を加えまして、44施設1,651人分の利用定員を確保できる見込みでございます。

この利用定員数につきましては、神戸っ子すこやかプランの2029で目標に掲げております令和7年度中の1,330人分の定員を確保できているという状況でございます。

これまで、令和6年度の利用実績でございますけれども、垂水区・灘区の利用率が高いであつたり、年齢別では0歳、1歳の利用率が高くなるということで、エリアや年齢区分によってのばらつきが生じているというところでございます。

こうした利用ニーズが高いエリアであつたり、年齢区分につきましては、通常保育の3号子供のニーズも高いということでございまして、現時点では定員の限度もございますけれども、今後、通常保育のニーズの動向も注視しながら、誰でも通園制度の利用ニーズにも迅速に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

また、実施しました施設を利用されている保護者さんのお声ですけれども、保護者やほかの子供と過ごすことができるようになったであるとか、また子育ての中での孤独や負担感を感じることが減ったというような肯定的な御意見もいただいております。

また、施設側のヒアリングにつきましても、負担が増すことについての不安感というところもありますけれども、徐々にそういった不安感も和らぎまして、保育士としての専門性を発揮できる、そういった機会として前向きに取られるというような御意見もいただいております。ただ、経営者側からは費用に見合った補助金がなかなか得られないということで、運営面の課題もお聞きしているというところでございます。

そういったこともございますので、今後、施設運用面での課題ということを踏まえまして、改善の余地もまだあるのかなというふうに感じておりますので、そういったことについては引き続き国に要望してまいりたいというふうに考えております。

○分科員（壬生潤） お話がありましたとおり、この誰でも通園制度は令和6年度は1人の預か

りに対して国基準に基づき、一時間当たり850円という補助額でしたが、これに対してはその額の低廉さが問題になっていました。令和7年度には引上げが図られていますが、実施する各施設では制度の運用に当たっての人材確保が困難であると伺っています。本制度を施設・利用者、双方にとって有意義なものとしていくためには、補助金やその他施設に対する支援の充実が求められると考えますが、御見解をお伺いいたします。

○花房こども家庭局幼保振興課長 御指摘のとおり、誰でも通園制度の実施園では、最低1名の専任保育士を配置する必要があるにもかかわらず、国の補助単価は依然不十分な数字にとどまっています。加えて、実施園では保護者からアレルギーや離乳食の聞き取りを行う事前面談等に相当の時間を要するものの、現状では補助の対象となっておりません。

実施園からは、補助金以外にも様々な改善要望が寄せられておりまして、特に国が構築いたしました予約管理システムに関しましては、カレンダー機能がなく、月間の予約状況が一覧で見れないでありますとか、システム上で登録した保育記録を出力したり、他のシステムとの連携ができないので二度手間になるなど、大変使いにくいとのお声をたくさんいただいております。

また、国が一律10時間と定めております利用可能時間につきましては、施設の意見は分かれておりますが、子供の慣れや、保育士が子供の様子や特徴を把握するため、10時間以上に延長してほしいとの意見がある一方、より多くの家庭に御利用いただくため、また体制確保の観点からも、現状維持でよいという御意見も出ております。

国は本格実施に向けまして、引き続き給付化に伴う公定価格の設定や、利用可能時間の在り方について検討するとしていることから、今後、国における議論を注視しつつ、検討を進めていきたいと考えております。

引き続き、丁寧に要望や課題の把握に努め、よりよい制度となるよう、国要望等を通じて制度改善に取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（壬生 潤） これは別途教えていただいたんですけども、必要な人数枠の確保について申し上げますと、今年の4月で0歳から2歳の方が2万5,239人いらっしゃると。そのうち、定期利用されてる方、要するに保育所等で見てもらってる人1万1,755人で保育率は46.6%です。ちょっと、一昔前まではね、40%そこそこやったんが、やっぱりぐんとここへきて増えてるなど。半分近くはもう0・2歳でもう保育所入れてもらえると。ところが、でも、それでも半数以上の1万3,500人弱の方が、できたら家庭で保育をしたいというようなニーズがあるという中で、就労して・してない、非就労であっても預かりますよと。今の一時預かりやったら、緊急的に働いて、ちょっと一時的とかいう感じだったのが、就労要件を問わないということで、ということは、この半数以上の方が対象になる。今のおっしゃった計算でいくと、約1割の方が何らかの形で1年間で利用されるのではないかというような予測かなというふうに思うんですけども、それも今後の動向を見ながらと思いますけれども、それで妥当なのかどうかとか、これから先のもう予定も組まれてるかも分かりませんけれども、しっかりと予測みたいなものをされて、お願いたいなというふうに思います。

そこでは、今おっしゃいましたように、加配の問題だとか、あと専門性が問われることになるということもあると思います。この誰でも通園制度の大きな目的として、先ほどもおっしゃってました子育て家庭の孤立防止、要するに家庭で育てたいといつても、周りに、前頃はおばあちゃんがいてたりとか、支援をしてくださる家族、身内がいらっしゃる、だんだんそういうことがなくなってきて、子育て自分でしたいと思っても、その孤立化が伴ってくる、その孤立化を防止す

る、今もおっしゃってましたけど、そのことと、あと発達が気になる子の早期の発見、早期の対応、これができる可能性が出てくるということで、どちらも重要な、大きな誰でも通園制度の役割だと思うんですね。そこを支える側としては、よくこれからも見ていていただきながら、その支援につなげていただきたいというふうに思います。

以上、ここまで保育の質の向上という観点で質疑をしました。冒頭にも述べましたが、保育の量について一定の整備が進んで、これからは質の向上を意識的に進めなければならないと考えます。現場や利用者の声を踏まえ、国や県に対して必要な要望を継続するなど、保育の質の向上に向けた、一層の取組を要望させていただきます。

それから、学童保育施設の整備についてお伺いいたします。

未就学児の保育ニーズに対応する保育の量については、一定の整備を見た現在、次に対応すべき喫緊の課題は増加し続ける学童保育需要に対する量の確保であります。

私はかねてより、学童保育施設の追加的な整備は小学校内のスペースの活用を基本とすべきであると主張してきました。当局に確認すると2016年度から2025年度までの10年間で、公設学童保育施設は161か所から215か所に54か所増加しましたが、その内訳は、学校内38か所、学校外16か所であり、その学校外の16か所も児童数の増等により、校内の整備に困難がある場合であることであり、学校内での整備が基本となってきたことは評価できます。

そのような中、令和7年度より開始した本の広場の取組は、学童保育の過密対策として学校図書館を活用し、かつ学童保育登録児童以外の児童も利用できるようにするものであり、学校施設を活用した放課後の居場所づくりという点で有効な取組であると考えます。この事業に至った経緯と現時点での状況についてお伺いいたします。

○中山こども家庭局長 本当に学校施設の活用に関しましては、かねてより御指摘をいただいてきたところでございます。国におきましても、放課後子ども総合プランに始まりまして、その後の後継の様々なプラン、そして放課後児童対策パッケージ2025におきましても、学童保育の実施場所として、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や体育館等の徹底的な活用を進めること。また、学校施設の活用に当たっては、責任体制の明確化を図ることについて方針が示され、関係省庁連名の通知が何度も発出されてきたところでございます。

本市におきましても、これまで学校内での実施場所の確保を第一に、教育委員会と連携して取組を進めてきており、神戸っ子すこやかプラン2029におきましても、その旨明記しているところでございます。

学童保育は、この10年間で利用児童が約2倍となり、御紹介いただきましたように、学校内の学童保育施設38施設など、54か所の増設を行ってきたところでございます。

学童保育の利用につきましては、特に低学年では約半数の児童が利用していることに加えまして、今後も当面、利用児童の増加が続くと見込んでおります。

本市では、以前から学童保育を希望する全ての児童を受け入れる方針で、学校での実施場所の確保を第一に、様々な取組を進めてまいりましたが、さらなる利用希望ニーズの全てにスピード感を持って対応するには、これまで以上に学校施設の利用を進める必要があり、このたび、全ての小学校にある学校図書館の利用をさらに進めることとしたところでございます。

また、神戸っ子すこやかプラン2029の策定時の小学生や保護者を対象としたアンケート調査におきましても、学童保育利用者以外からも、放課後、学校施設や図書館を利用したいといった声を多くいただいていることなども踏まえまして、学校図書館について、学童保育の実施場所とし

て活用を図るとともに、見守りスタッフを追加配置することで、学童保育以外の児童も利用できるよう取り組むこととし、令和7年度から本の広場としてモデル事業を10校で実施することにし、現在6校で事業を開始したところでございます。

○分科員（壬生 潤） すばらしい取組であると思います。かねてから学校——小学校で学童保育ということを申し上げてたのは、もう随分前の話ですけど、2013年か4年、はい、相当昔ですけども、委員会の視察で江戸川区の小学校に行きました。そしたら、教育長出身の区長さんの、もう鶴の一声で、神戸で言うのびのびと学童、一緒に、それも教育委員会が2つともやりますと、学校の施設でやりますと。なおかつ、今責任を明確にするというお話がありましたけど、この授業の間の校長先生はもういいですから、放課後の校長先生を任命しますということで、もう責任取らなくていいからと。放課後は放課後で責任者おりますからと言うて、放課後の校長先生を任命されまして、そういうことで、一気に江戸川区内の、いわゆる当時の放課後子どもプランですか、神戸で言うのびのびと学童と一緒に、小学校でやりましょうみたいなんが、一気に進んだと。このことも紹介をさせていただいたことあるかも分かりませんけど、これは要するに担当する部署が教育委員会で一緒で、なおかつ責任体制を明確にしたということで、一気に広がった。逆に言いますと——そのときに教育委員会で同行された方に私質問しました。なぜ、例えば、ほかの地域ではこういうことが——学校での学童保育が進まないんでしょうかという質問したら、いやいや、学校は単にその見られたくないだけですと。要するに、その放課後の子供の受け入れを別に拒んでるわけではありませんと。中を見られたくないんです。単にそれですと、理由はと。だから、一齊にそれをやっちゃうと、もう断る理由がなくて、一齊に広がったんです。ということでした。なので、振り返ってみると、この図書館は見られたくないという理由が通らない場所ですよね。本を見てほしい、読んでほしいという場所ですから、見られたくないんですよと、これ非常に、言わないですけども、思いづらいという、思うこと自体が困難であるということですね。要するに、断る理由がないわけですね。図書室、図書館利用させてくださいと、学校で。なので、そういう意味でも大変有効な施策ではないかなというふうに思います。

その2014年、5年のあたりで、先ほど申し上げました'16年からの10年間の推移とかですね、お聞きした。で、教育委員会を説き伏せて、何とか学校で学童を進めてほしいと申し上げてた方が、当時、中山課長でございまして、今局長になられて、もうそのとき思ったのは、もう一切教育委員会のせいにせずに、努力を続けて、できることは何かというふうに努力を続けておられたことを、今も印象深く覚えております。

ですから、もう継続して、この学校で学童の施設をできるようにということで取り組んでいただいていることに、改めて敬意を表したいわけなんですけれども、これから質問させていただきます。

本の広場は、令和7年度はモデル事業として各区1か所、合計10か所で実施とのことですが、今後、学童保育施設の過密対策の1つとして、積極的に進められるべきであると考えています。特に、学童保育が過密で必要性が高いエリアで優先的に推進すべきであると考えます。本の広場事業の今後の展開、方向性に関する見解をお伺いいたします。

○若杉こども家庭局副局長 本の広場事業でございます。学童保育施設の過密対策の1つとして有効な手法であると考えております。

今年度の実施校につきましては、各区で学童保育施設が過密となっている小学校を優先して10校実施しているところでございます。実際に利用している児童からは落ち着いて過ごすことがで

きたというようなところで、居場所として非常に好意的な声もいただいておりまして、利用実態の調査や課題等の検証を行った上で、学校図書館のさらなる活用を検討していきたいと考えております。

学童保育事業につきましては、引き続き増加していくということで、実施場所の検討に当たりましては、小学校区ごとの将来的な学童保育利用者数の推移を見据えつつ、既存の学童保育施設だけでは対応が難しい学校を優先しまして、積極的に進められるよう、教育委員会とも連携をしながら検討していきたいと考えております。

○分科員（壬生 潤） ちょっと、最後聞き漏らしたかも分からないので、重複するかも分かりませんけれども、もともと断らない、全て受け入れるという方針で、他の地域では、もう全国的にこの学童の待機が問題になっていると、保育所待機児童に続いてですね。にもかかわらず、ずっと1年から3年までのときも、6年児まで広げたときも受け入れてくださってということは、本当に感謝しておりますけれども、もともとやっぱり児童館があったということは、本当に大きいのかなというふうに今は思うんですけども、ただ、やっぱりこれはずっと言われてましたけども、児童館の過密を何とかせんといかんという状況が続いたことになってるのかなと。以前ほどにはないにしてもですね。

それと、今後の'29年までのこの需要の予測からしますと、現在で大体2万人ぐらいのところが2万5,000人になると。あとまだ5,000人増えますよということになりますと、様々な手だてもやっぱり考えていかないといけないんではないかな。でも、私はやはり学校を中心に、続いて学校で、よその施設に行くよりもですよ、相対的なものと比較して、学校内でとどまって、そこで学習、自分で学習がたり、あるいは広いグラウンドで、いわゆる外遊びができるということで、最も望ましいと思うんですよ。なので、いろんな理由はあるかも分かりませんけれども、この図書館をフルに活用していくということ、今後もあるんですけども、やはり、あの特別教室ですか、何か普通教室はやっぱりね、子供の物が置いてあるんでみたいなことで、まだまだなかなか難しいようですけども、ほかの特別教室なんかも使えるのではないかと。これはもうずっと、我々の議員の間でも放課後やのに何で空いてないのんと、ここはずっとと言い続けてますけれども、そこを何とか、その特別教室も含めて、できるだけ、できる限りですけれども、学校内で子供たちを受け入れができるように放課後、していただきたい。この教育委員会との交渉とは難しいものがあるかも分かりませんけれども、そうしていただきたいと思うんですけども、図書館以外でも。いかがでしょうか。

○中山こども家庭局長 御指摘いただきますように、本当に私が課長をしていました頃からずっと学校施設第一で、どんどんと場所を確保すべきという御意見を頂戴してきたところでございます。江戸川の御紹介もありましたけれども、本市の教育委員会におきましては、この10年間、非常に協力的に実施場所の確保について、教育委員会としても御努力をいただいておりまして、そうした結果、今回、学校図書館の利用もしておりますし、御指摘にございましたような特別教室についても可能な範囲で貸していただくというようなことも当然進めております。

また、夏休みの学童なんかもしておりますので、そうしたことも含めて、非常に増えてくるニーズに対して適切に対応をしていきたいというふうに考えております。

引き続き教育委員会と積極的に連携をさせていただきまして、学校を第一に実施場所の確保に努めてまいりたいと考えております。

○分科員（壬生 潤） 教育委員会の努力もですね、よく承知をしております。前教育長は、学校

を新設するときに、わざわざ、ここは学童の教室よということで、そのスペースをつくれていただいて、それで学童が学校でできるようにということで進めていただいた。

また、現教育長は、もともと学校は地域に開かれるべきものなんだという、もともとそういう考え方をお持ちのようありますので、これは学校での学童が、これ加速度的に進むことを期待しておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

今、局長からもありました、次に学童保育事業における夏休みの対応についてお伺いいたします。

夏休みの学童保育の受入れについては、初めて令和6年度に20か所で実施され、令和7年度は54施設に拡充されました。

施設数の増に合わせて登録児童数も増加していると聞いており、一定のニーズがあることが明らかになりました。

一方で、実施した、または実施を検討している施設の学童保育運営者においては、ふだん来ていない子供たちを多数受け入れることにもなることから、運営面で様々な課題や不安を感じている運営者もあると聞きます。

今後、この2年間に把握した課題をよく整理・検討した上で、事業の継続とさらなる実施施設数の増加に向けて取り組んでいただきたいと思いますけれども、御見解をお伺いいたします。

○中山こども家庭局長 夏休みの学童保育の受入れにつきましては、午前中から昼にかけて就労している家庭というのも多くおられますので、保護者のニーズが非常に高い事業でございました。

令和6年度から地域におきましては、受入れ施設に余裕がある施設も出てきたこと、それから常勤職員を配置できるように加算を行いまして、人材確保の支援も拡充したことから、一部の施設で受入れを開始しております。

令和7年度は受入れ施設が前年の20施設から54施設と大幅に増加をしておりまして、全区で500名を超える児童を受け入れております。

2か年の実施結果で、委員からも御指摘がありましたように、校区外からの児童を受け入れている場合には、子供の様子が分からず不安があるという声があるほか、夏休み期間だけの児童増に対応する人材確保はやはり難しいといったお声、それから、学童保育コーナーが未設置の学校を夏休みに一時利用する際に、児童を受け入れる環境整備が必要であるなどの声もいただいております。

このうち、校区外からの受入れについては、昨年度からもお聞きしておりますので、今年度は学校と事前に情報共有を図ることとしたほか、人材確保につきましても、教育委員会と連携して人員確保を図るなど、対応を進めているところでございます。

引き続き、運営者の意見、不安のお声にも丁寧に対応しながら、必要な支援を検討し、少しでも多くの施設で、夏休みのみの学童の受入れができるように取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（壬生 潤） 夏休みの一時的な利用者増に対応するために、ふだんの学童保育施設とは別に大規模な施設改修や設置をすることは難しいかもしれません、夏休み時期だけ、例えば学校の空き教室等、今も先ほどコーナーのお話ありましたけども、別の場所を活用して学童保育を行うことができれば、既存の施設の面積不足の問題に対応が進み、実施施設数を拡大することも可能になるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 学校施設の利用促進という観点で、学校移動等加算というものも新設

いたしまして利用促進を図っているところでございます。令和7年度は令和6年度の2施設から29施設まで学校利用が——夏休みの利用ですけども、拡大をしたところでございます。

来年度以降も引き続き教育委員会と連携して、夏休み期間に学校施設の利用促進を進めていくということで、児童が過ごしやすい環境を整えていくこととともに、少しでも多くの施設で夏休みのみの学童の受入れが進むように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

その結果として、その面積不足の問題の対応であったりとかいうことについても、併せて検討していきたいというふうに考えております。

○分科員（壬生 潤） ぜひお願いしたいと思います。また、長期休業中の学童保育における昼食提供について、本市では弁当等の配食事業者を施設に紹介する手法を取ることで、柔軟に拡充を進めてきた結果、令和6年度は40施設で、今年の夏休みには——7年度には公設学童保育施設の約7割に当たる144施設に拡充されたことについては評価しております。

ただ、区によって実施箇所数に差があるのが現状です。今後、地域差のないよう、全市域で利用したい世帯が利用できるよう取り組んでいくべきであると考えますが、御見解をお伺いいたします。

○若杉こども家庭局副局長 夏休みの学童の昼食提供でございます。この昼食提供につきましては、お弁当をシステム等で保護者の方が申し込んで利用するというようなことで実施をしているところで、今年度は、令和6年度に実施をしていただいた事業者について、対象のエリアの拡大であったり、また新たな事業者に参画していただくというようなことで144施設が利用できるという状態まで大幅に拡大することができました。

事業者の方々については、やはり課題がある——課題がどういうものがあるかというところになつてまいりますけれども、実際利用していないところが、その課題に対して不安を感じているというようなところもありますので、こういったところは今年度実施した状況を横展開するなどして、その不安を解消していくというようなことかと思っております。

実際、利用されたお子さんであつたり、保護者の方については、非常に高い評価をいただいておりますので、今後も引き続きその拡大に向けて、今年度実施した結果の分析であつたり、引き続きの御意見の精査、また事業者の方々からの実施方法であつたり、課題の分析に対する意見交換、こういったことをしながら実施施設の拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（壬生 潤） これまで様々質疑をさせていただきまして、保育につきましては質の向上を、これからもぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

そして、小学生の放課後の居場所づくりにつきまして、この量の拡大とともに、同時に質の向上も図つていかないといけないという、ちょっとより多くの課題も抱えてるかも分かりませんけれども、様々な課題がある中で、1つ1つ課題を乗り越えていただきますようにお願いをいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○主査（徳山敏子） 次に、赤田委員、発言席へどうぞ。

○分科員（赤田かつのり） では、一問一答でよろしくお願ひいたします。

まず、子供の医療費についてです。

全国でも、兵庫県下でも、子供の医療費の無料化に踏み切る自治体が増えてきております。一方、神戸市では、市民の願いや要望、議会への陳情などの粘り強い運動を背景に、負担の軽減は少し

ずつ図られてきているんですけども、3歳児から高校生までの通院については、外来1医療機関当たり1日上限400円としており、いまだに無料化していません。

兵庫県下では、ただ1つ取り残されている自治体になっています。政令指定都市では、名古屋市、横浜市とか、ほか幾つかの市で中学生あるいは高校生までの医療費の入院・通院無料化に踏み切っています。

先日の代表質疑で市長は、私が市長をしている限りは、低額の御負担を求めていきたいと考えていると答弁しました。これは12年前の市長選挙公約に相反するものです。妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実・提供と、全ての子供たちの健やかな成長、誰もが安心して子供を産み育てられるまちの実現に携わることも家庭局としては、学齢期の子供の入院・通院医療費無料化を市民の切実な願いとして受け止めていますかお聞きします。

○中山こども家庭局長 こども医療費につきましては、これまで市独自の拡充というのを図つていまして、その中で、限られた財源の中ではありますけれども、所得制限の撤廃、それから入院の無料化につきましては高校生世代まで拡大、そして外来一部負担金につきましては、高校生世代まで令和5年10月から拡大をしてきているところであります。

これによりまして、高校3年生までの全ての子供が無料もしくは低額な一部負担金で受診できる環境を整えることができたというふうに考えております。

兵庫県下で、先ほど御紹介ありましたけれども、中学生までの医療費の無料化を行っている市町のうち、8市につきましては所得制限を設けておりまして、対象から外れる子供がいる一方で、神戸市では所得制限を設けておらず、全ての子供を対象としております。

政令市では、現時点で高校生まで所得制限なしで無料化を行っている自治体は、2市ございます。

各自治体を取り巻く環境、抱えている課題、財政状況は様々でございますので、限られた財源をどのような施策に充当するかは各自治体の実情に応じて異なるというふうに考えております。

我々といたしましては、子供が生まれてから、それから子供が大きくなるまで——生まれる前から子供が大きくなるまで総合的な子ども・子育て施策の充実を図っていく必要があるというふうに考えておりますが、この中で、子育て世代の全体にかかる経済的負担の軽減や、医療制度としての適切な給付と負担、さらには社会保障制度としての安定性、財政的な持続可能性などといった観点も考慮しながら検討する必要があると考えております。

こうした考え方に基づき、これまで制度を順次拡大したところでございます。

引き続き、バランスの取れた子育て支援策の検討を進め、切れ目のない総合的な子育て支援の充実に取り組んでいきたいと思っております。

また、国に対しましても、この医療費の助成制度につきましては、少子化対策として国が取り組むべき施策でありまして、国策として持続可能な制度を確立するよう、国に対しても引き続き要望していきたいと考えております。

○分科員（赤田かつのり） これ市民の切実な願いとして受け止めているのかなという・・・で、御答弁から疑問に感じました。同じ神戸市内でも、これ私も間近で経験しましたし、言われることがある——御意見いただくことがあるんですけども、例えば、神戸市と他都市との境目、例えば朝霧駅から北上するところなんんですけど、そこに狩口台の方、南多聞台の方、神陵台の方、お住まいあります。そして、その近辺に、ちょっと明石の駅の、朝霧駅の近辺ですけども、歯科があつたりとか、クリニックがあつたりするんですよね。そこに神戸市の市民の方も、明石市民

の方も、同時にそこの医療機関を利用され、薬局も利用されてるんですけども、薬局へ行くと、明石は、神戸市はということで違いがあるんですよ。

今のこの御時世ね、この間も市会や教育こども委員会には何度も陳情あるいは請願も提出されてきたと思うんですけども、運動部の活動だけがをする、骨折することもある。完全に治るまでに何か月もかかる場合がある。物価の高騰で社会情勢が不安な中で、経済的にもやりくりが大変な家庭が増えているわけであります。

今、先ほど低額と言われましたけどね、これ400円という措置でも重荷に感じている家庭がいるということ、そのことを分かってますか。

○中山こども家庭局長 繰り返しの御答弁になりますけれども、我々といたしましては、先ほど申し上げたような観点から1回400円、月2回までと、1利用機関ということで、基本的には無料もしくは、こうした低額の負担で御利用いただいていると——御利用いただける環境を整えることができているというふうに考えております。

我々といたしましては、こうした様々な施策の中で神戸がやっていること、それから明石がやっていること、それ以外の都市がやっていること、様々でございますけれども、我々といたしましても、限られた財源の中で、バランスの取れた子育て支援施策、切れ目のない総合的な子育て支援の充実を今後も図っていきたいと考えております。

○分科員（赤田かつのり） 低額というふうには感じないという御意見はたくさん聞かれているはずです。それでも低額というふうにお答えになられたわけですね。

次の別のことなんですけども、医療現場のさらなる疲弊っていうこともね、この間の本会議の答弁にありましたが、私自身、他都市、先ほど答弁ありましたように、政令市でもね、あるいは兵庫県下の一般市でも医療費の無料化に踏み切ったところございますが、ちょっといろいろ電話でお聞きしました。医療費が無料化して、医療現場が疲弊したという話は、これはないはずなんですよ。こども家庭局自身が他都市の類似の部局とのそういう交流もあるので、よく御存じだと思うんですよ。もしね、そういった医療現場が疲弊しているということだったら、先日の副市長の答弁でも、その根拠というものを示していたはずなんんですけど、ないということは、やっぱり何の根拠もないっていうことでいいんじゃないですか。

○中山こども家庭局長 こども医療費を無料化した場合の受診件数の影響というのにつきましては、無料化を既に実施している他の政令指定都市と本市の子供1人当たりの受診件数を比較しております、その結果から、無料化した場合には3割程度受診件数が増加するということも見込んでおります。全国的に見ましても、医療機関の小児科医の確保は困難になってきておりまして、医療現場を取り巻く状況も大変厳しい状況にある中で、無料化によって、さらに受診件数が増えれば、医療機関に対する負担が増大し、医療現場の疲弊につながるものと考えております。

また、実際の医療現場におけるこども医療費の無料化への懸念の声として、令和7年7月30日に日経新聞社に掲載されました、医師を対象とした調査では少額でも自己負担があることでコスト意識が生まれ、医療費抑制につながるですか、小児科診療における外用保湿薬の大量処方は異常事態となっている。恐らく小児に必要な量を超えており、是正すべきだといった勤務医の声も上げられているところでございます。

こうした状況も踏まえまして、無料化により、受診件数がさらに増加するというふうに考えておりまして、それはひいては、医療現場の疲弊につながるものと考えております。

○分科員（赤田かつのり） 実際に実施している自治体のね、その担当部局からお聞きしたんです

よ。例えば、令和4年度から実施してある名古屋市では、病院側から患者が増えると困っている、現場が疲弊しているというのは聞いたことありませんと言ふんですね。そして、受診回数は、そらまあ増えるわね、それは増えますよ。だけども、増えたのは、例えば顕著に増えた理由としては、コロナの影響で受診率は下がって、それがリバウンドして増えたということは考えられるけども、助成対象の拡大による影響かどうかは分かりませんと、こういう答えでした。名古屋市の場合ね。

それから、ほかでも、例えば姫路市もお聞きしましたが、患者数は増えているとはいえ、医療現場がそれで疲弊してることを聞いたことはありませんと。むしろ、周辺の自治体が先に無料化していたので踏み切りましたと、こういう答えなんですね。

中にはですね、もっと一般市なんですけども、現物給付を行う自治体に対して国保のペナルティーがありますけども、その制度はいろいろ国民的な批判があって、それがなくなった。そのことによって、むしろ医療費の無料化が非常にやりやすくなつたという声も聞いております。

そういうふうにですね、むしろ、それから横浜市においては、ここは中学生までなんですけども、この受診回数にそんな大きな変化はなくって、統計取つたら月平均1.何回程度というふうに言われてたんですけども、現場の疲弊は聞いたことないというふうに、もっと人口が多い、子供の数も多いでしょう、そういうところでもね、そういう声を聞いてんですよ。今のお答え、マスコミの何か新聞記事と、皆さん方の、このこども家庭局、神戸市自身がそのように考えているだけであって、客観的には、社会的にはそんなふうに思ってないっていうことなんですよ。そこをもう1度、そのところは改めて考える必要があるじゃないですか。いかがでしょうか。

○中山こども家庭局長 これにつきましては、繰り返しの御答弁になりますけれども、医療機関自体は非常に今、現場を取り巻く状況というのは厳しい状況でございます。医師の働き方改革ということで、国のホームページなどにもありますように、やはり件数が増えるということにおいて、医師の負担が増えていくということは、今の状況から照らすと、当然起こり得るというふうに懸念をしておるところでございます。

こうしたことを踏まえまして、私どもとしては医療費の無償化というのではなく、現行の、小さなところは無料、そして一部負担金を頂きながらですね、制度のしっかりととした継続的な運営ができるように取り組んでいきたいと考えております。

○分科員（赤田かつのり） 医療現場の厳しさのもとは、違う別のところにあるわけであって、こども家庭局としては、むしろ子育て世代の思いにもっとしっかりと応えるということをやっていただきたいと思うんですね。

もっと本当に神戸市民の声を真正面から受け止めてやっていただきたいと思います。

次に、保育の問題についてお聞きします。2015年度——平成27年度から導入された子ども・子育て支援新制度は、保育の公的責任を後退させ、民間企業頼みの保育を加速させました。

我が会派はこの間、国が促進してきている規制緩和を進めて、安上がりの保育が広がる現状を根本的に改めなければならないというふうに考えます。

待機児童ゼロというふうにしているんですけども、保留児童数は毎年数百人にも上ります。保育の公的責任に関わる問題だと思うんです。

子供たちの成長と発達を保障し、安心・安全な環境を有する認可保育所の増設に転換すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 今年度、神戸っ子すこやかプラン2029を策定しまして、今後5年間の

計画期間としまして、総合的な子ども・子育て支援の推進に向けた本市の基本的な方向性を定めているところでございます。プランの策定に当たりましては、就学前児童の将来推計、あるいはニーズ調査、利用希望者数の実績等を活用して保育ニーズの将来推計を行っておりまして、5年後の2029年度には2024年度と比べまして2,524人、保育ニーズが減少するというふうに推計しております。

そのため、プランの中では人口減少社会を見据えた教育・保育の提供体制づくりとしまして、将来にわたっての安定的な質の高い教育・保育の提供に向けて、保育ニーズの対応した受入れ枠を確保し、待機児童ゼロを維持する。利用希望者が希望する時期・施設に入所しやすい環境づくりに留意する。各御家庭の状況に応じた保育サービス情報を提供し、きめ細やかな入所支援を行うといった基本方向性を定めております。

こういった方向性に基づきまして取組を行っていくわけですが、このプランに基づきまして、将来にわたって安定的な質の高い教育・保育の供給に向けて、保育ニーズに対応した受入れ枠を確保するとともに、利用希望者が希望する時期・施設に入所しやすい環境づくりに留意していくということで、新たな施設について整備するという予定はないというのが現状でございます。

○分科員（赤田かつのり） そういうことだからですね、保留児童数が相変わらずね、直近が800人ぐらいだと思うんですけども、減ったということじゃないと思うんですよ。入りたくても入れないってことだと思うんですよ。あるいは、入るところがあっても兄弟がおられると。兄弟別々の保育園に入所というわけには、そらなかなかいかんでしょう。子供が、迎えに行くのにも、こっち行って、また逆方向へ行かなきゃならないと。迎えに行くだけでも相当時間かかるとか、いろんな問題がありますよね。

だから、やっぱりね、どこでもいいことにはなりませんし、また、ニーズということは、やっぱり本当に利用しやすいように、しっかりと最大限整備するということはまだまだ求められてると思います。

利用定員については、0歳・1歳・2歳の子供の計画は、令和7年度の1万3,292人から令和5年度の1万2,594人へと、3か年連続で減少してます。ちょっと合計したんですけどね。そして、その年齢の子供の保育園の利用者数も、令和4年度の1万2,118人が令和7年度の1万1,755人へと減少してます。この発達段階の子供の成長と家計の両立を願っている家庭の願いに背いているんじゃないでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 今、幾つか課題ということで御紹介いただいたと思います。兄弟児が一緒にのところに、保育施設に入所できるというところは、これは本当に保護者の方の御希望であったり、生活のリズム、生活の形態を維持していくためには本当に必要な、切実な願いだというふうに考えております。保留児童について御紹介ありましたけれども、この4月時点で824人ということで、昨年の923人よりは99人減少している状況でございます。入所しやすい環境には少し近づいてきているというところではございます。

育休中で、復職意思が確認できないという方がその中で約半数いらっしゃいます。近隣に入所可能な施設があるが、特定施設を希望される方が400人いらっしゃると、そういう状況でございます。

兄弟児のことについて申し上げますと、できるだけ同じ施設に入所できるようにということで令和4年の4月からは利用に係る調整点数の引上げなども行っているところでございます。令和7年の4月の入所で見ますと兄弟加点対象のうち、点数が低い場合や、施設に受入れ枠がない場

合などを除き、兄弟で同じ施設に入所できる状況にはなってきているというふうに考えております。

ただし、特定施設を利用希望されている方につきましては、やはり現状どういった状況に各施設あるかというところをきめ細やかに丁寧にお伝えする必要があるということで、各区役所に保育サービスコーディネーターがいますので、直接利用希望者の要望であったり、各御家族の状況なども聞きながら、そのニーズに沿った保育施設を御案内しているというところでございます。

やはり基本としましては、丁寧に寄り添った形で御希望をお聞きしながら、利用希望者に寄り添った対応を行っていくというふうにしているところでございます。

○分科員（赤田かつのり） 現状では、この保育人材確保も苦労してると大変な状況もあるんですよ。0歳児を受け入れる保育園が定員減らしたり、募集できなくなったりという現状もありますよね。そういう背景もある。地理的な問題も、様々な問題がある中で、いろいろ矛盾が生まれてるんじゃないかなというふうに思うんですよ。設立するということならば、やっぱり1人1人、0歳・1歳・2歳って、物すごく、人生の中で1回しかない時期ですから、そこに本当に応えるようなものをですね、これはやっぱり供給といいましょうか、この保育所そのものの認可を増設することが私は求められているというふうに思います。

次に、働く者というか、保育者の立場から考えたいと思うんですけども、先ほども配置基準についての質問がございました。これはやっぱり、国民的な世論・批判の下、政府のほうがやっと動いたという結果なんんですけども、さらなる改善というのが、どの年齢にも求められてると思います。国際基準には到底満たしている状況ではありません。

そこで、例えば私自身、ある民間保育園の保育士の方からいろいろと体験談を伺いました。例えば、4歳・5歳児のほうですけども、こちらの6人が5人になったということだったかな。違うわ、30人が25人ですか、なったというんですけども、4歳は自分と他人を意識し始め、やってみたいけど、できなかったから嫌だとか、できる子や友達の持っているものを羨ましいと思う、そういう年齢ですと。そういう意味では、友達とのトラブルが絶えません。やったほうにも理由がありますが、うまく自分の気持ちを言えないので、聞き取りにも時間がかかります。1人1人の気持ちを聞いて、その子に必要な対応をしていったら、ほかの子がほったらかしになるので、時と場合によったら、ちゃんと聞けないこともあるんだと。一生懸命やろうとするんですよね、保育士さんは、専門職として。

5歳児もそうです。集団で育つってほしいという時期ですけれども、1人1人の育ち方や捉え方が違います。そこを丁寧に見たいけども、時間がない。例えば、ボードゲームなどの楽しめるようになりますけども、そこに一緒にやっている余裕が大人側にはないんだと。やっぱり気持ちをちゃんと聞こうと思ったら、やっぱり25人では多過ぎるっていうのがね、これが多くの市内の保育士の方々の思いじゃないでしょうか。

あともう1つ、近年性教育も言われてる中で、夏の水着の着替えやシャワーも男女別ですけども、そうなると大人1人だと見切れないで、そのときには対応をどうしても複数対応が必要だという話も伺いました。

このように、この今、例えば4歳、5歳児の25人という、この配置についてですけども、これはね、他の自治体はどうかというと、西宮市は、これは20人としたと。独自に市の基準を採用したと。それから京都市でも4歳児については20人としたということですけども、神戸市でもそういうことは行うべきじゃないでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 4歳児、5歳児の配置基準についての御質問でございます。

本当に各年代、それぞれに応じた発育といいますか、成長に応じた課題であったりあると思います。保育士は、もうそこで専門性を發揮すべく日々取り組んでいるわけでございますけれども、やはり求められるものが今非常に多くなっている時代ということで認識しております。そういう中での配置基準の御質問かというふうに思っております。

保育士の配置基準の改善につきましては、やはりまずは国の責任において取り組まれるべき問題でございます。本市としましても様々な機会を捉えて要望を行ってきたところでございます。

3歳以上児につきましては、国の基準が改正されたということで、令和6年度より4～5歳児につきましては、今、御紹介ありましたように30対1から25対1にと、また3歳児につきましては20対1から15対1に改善されたということで、当面の間、経過措置はあるということではございますけれども、それに伴う運営費の加算措置は行われているというところでございます。

本市の対応というところでございますけれども、本市では、従来から保育士の配置基準につきましては、国の規定を踏まえまして、幼保連携型認定こども園と保育所につきましては、条例で国の基準に加えて、1人以上の保育士を配置しなければならないと定めております。国における職員配置基準の改正後も引き続き保育の質の維持・向上のため、条例でプラス1の配置を求めているところでございます。

以上です。

○分科員（赤田かつのり） 要するに、本来国の責任で行うべきやということも言われてるんですけど、この国の責任であっても、もっとこれは国がもっと動くべきやというふうに考えてはるんですか。

○若杉こども家庭局副局長 保育の配置基準を定めているのは国の責任でございます。ただ、これどこの都市も抱える課題だというふうには認識しております。1の都市でどこまでやっていくかという議論はあろうかと思いますけれども、まず、これは国において配置の改善を行っていただくべきというふうに考えております。

○分科員（赤田かつのり） その国が、4歳・5歳に関しては、76年ぶりっていうんですよ。ね、やっと動いたって感じなんですよね。ちょっと今のこの政治状況といいますかね、その中でね、さらにこれすぐに動くかなっていう疑問あるんですよ。それとね、他都市で動いてるんだったら、神戸市でもっとこれね、そこは独自に改善するほうがよっぽど喜ばれると思うんですけど、それ何でしないんですか。

○若杉こども家庭局副局長 もちろん保育の質の向上に資する取組は何であるかというのは、常に検討しているところでございます。一方で、保育士の人材確保というのは大きな課題で、これはちょっと質問からは少しそれるかと思いますけども、これについては各事業者の方々としっかりと意見を交わしながら、どういった施策が取れるかということで実施をしているところで、新たな取組、拡充も含めてやっているところでございます。

繰り返しになりますけれども、配置の部分につきましては、条例上プラス1という配置を求めているところではございますけれども、その配置基準を、先ほど御紹介のありました都市のように、独自で何かしていくかというところにつきましては、やはりまずは国において配置基準の改善を求めていくというのが神戸市としてのスタンスでございます。

○分科員（赤田かつのり） それでは困ると思います。

もう1つね、さっきも1歳児の話出てきましたが、先ほどね、厳しい条件やなというふうなこ

とも改めて思いました。3つ出ましたね。それで、この3つの条件というのは、これは単に基準の改正とは言えないと思うんですよ。単なる加算やないですか。こうなると、例えばね、平均経験年数が10年以上であることが条件になっているんですけども、だとか、3つ出てましたね——出てましたけども、これは、これ3つ条件クリアできる施設って、全ていけますか、それ。

○若杉こども家庭局副局長 すみません。要件が3つございます。現状加算を適用している施設という御理解でよろしいんでしょうか。

○分科員（赤田かつのり） 先ほどの他会派の質問に対して処遇改善加算を全て取得することや、ICT化を進めていること、それから平均経験年数10年以上であることが示されているって、このことは非常に厳しいということは、それは共通してくるかも分かりませんけども、これ自体はね、こういう条件をクリアして、何て言うかな、1人当たり人数が減るっていうことで措置が取られるってことになると思うんですけども、これは基準の改正とはとても言えず、単なる加算にすぎないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 加算の要件としての、今御紹介いただいた要件が設けられているというところでございます。配置基準の改善という前提の中で、この加算を設けるということですでの、加算を設ける前提として一定の保育の質の向上に資するものが要件として課されているというふうに理解しております。もちろん、10年と9年で、その専門性にどれぐらい違いがあるのかというようなことは疑問としてあるわけでございまして、そういったことからも、この10年の要件というのは、要件として緩和していただくべきものではないかというようなことで国に要望していると、そういったことでございます。

○分科員（赤田かつのり） この1歳についてはね、1歳・2歳の子供も、保育士さんからお聞きしましたが、言葉がうまく出てこない。行動で気持ちを表す。そのため、おもちゃを取られた、自分が遊んでたスペースに別の子が入ってきたということで、かみつきや引っかき、押し倒すなどのトラブルがすぐに起こるんだと。トラブルがないようにということで、一番気を遣うのは、この年齢なんだと。

今は、例えばこの保育園では、12人の子供さんに対して2人で連携してやられてるそうなんですけども、トラブルがあったら、そこに1人大人が取られ、ほかの10人ほどを1人で見なければならない。トイレ介助に1人がついているときもそうなんですよ。特に好きな遊びを個々がしてるときが一番神経を使うんだと。また、自我が芽生えて、嫌と言う意思表示が始まるので、トイレや食事も大変なんだと。1人1人の様子を見ながら片づけなどもしているので、常に気を配っていると、気を張っているんだと、こういう状況になるんですよね。だから、そういう中で、この人数に関してはね、1人当たりの子供の数、この1歳児のことを例に取りましたけど、この基準をこれをクリアできる施設というのは、ほんと限られてると思うんですよ。やっぱりこれは改善というより、全ての保育園ですぐならなきやいけないわけであって、そうならないっていうことはね、これまさに理不尽なことであり、何て言うかな、これについてもね、やっぱり同じ答弁になってくるから、もう聞きませんけども、独自に配置基準を改善するということぐらいは神戸市としてやらなければいけないことだと思うんですね。

そこで、別の角度からの質問なんんですけども、神戸市の事故報告集計表という民間施設を対象にした表を頂きました。令和2年度1件、令和3年度3件、令和4年度7件、令和5年度10件、令和6年度17件、いずれも国の集計年度に合わせて、1月1日から12月31日の期間で取った集計値なんですが、内訳で最も多いのは骨折です。意識不明という事例も去年だったかな、ありまし

た。子供たちの命・安全を守るためにも、発達を保障するためにも、保育士の配置基準の改善というのは、これは待ったなしだという認識はございませんか。

○若杉こども家庭局副局長 事故発生件数の推移について今御紹介をいただきました。事故の中で骨折が一番多いというところでございます。また、件数につきましても、この5年ほど増加しているというところは事実でございます。この件数が増えた要因分析というところでございますけれども、まず監査の際にいろいろヒヤリハットも含めて把握した結果を踏まえて事故防止についての取組の状況を求めたり、また、どうやっていくべきかということをお伝えしたりをしているわけですけれども、増えてきた状況につきましては、これ、事故が発生した場合、一定の要件ございますけれども、要件の下に報告をしていただくというところで、この報告義務が浸透してきたというところが1つの要因でもあるというふうに認識しております。

この点につきましては、全国の集計をしているこども家庭庁についても同様の認識を持っているというところでございます。

配置基準との関連で申し上げますと、この施設で利用定員の枠を超えて受け入れを行う——超過受け入れですけれども、そういう場合におきましても、保育室の面積や職員配置等の基準を満たした範囲内で行うように指導しております。人員が直ちにこの事故発生の増加の要因につながっているかという点につきましては、明確な因果関係というところを確認するには至っていないという状況でございます。

○分科員（赤田かつのり） いざれにせよ、現場の声が大事だと思います。児童福祉法第24条第1項では、公的責任による保育保障をうたっています。安定した経営でこそ、保育者が専門性を生かして働き続けることができ、子供を育てるにつながります。引き続き改善を求めていきます。

次は、学童保育についてですが、子供たちが放課後や休みの日に生活の場として安全に安心して過ごせる学童保育の拡充は働く父母の切実な願いです。昨日、霞ヶ丘児童館と霞ヶ丘第二コーナーをお訪ねし、放課後のとても忙しい時間帯の様子を拝見しました。とても貴重な経験だったと思っております。市内の登録児童数は——利用児童数ですか、これは平成27年度——2015年度の1万1,121人が、令和7年度——2025年度の1万9,623人と、ほぼ倍増してます。先ほどもちょっとそんな議論がありましたけども、不登校のお子さんも受け入れがあるとお聞きしました。そういうふうに、以前とは学童保育の様子がさま変わりしているというか、一生懸命現場は頑張っておられるんだなということも感じました。

ところで、市内には公設と民設合わせて253施設ありますが、安全・安心して過ごせる学童保育の整備拡充がさらに急がれてると思いますが、私はこの増設というのは、例えば昨日の行った児童館でも、体育館があり、図書室がありますが、やっぱりそういった最善の環境というものを整備するということでいいますと、児童館学童の新設を計画的に進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 今、先生御紹介いただきましたように、学童保育の利用児童数、この10年で2倍ほどになっているということと、また今後も引き続き増加する傾向にあるということで、そのため、その学童保育の過密対策というのは非常に大きな重要な課題になっているところでございます。

児童館の増設による対応ということで御提案をいただきました。過密対策をする上におきましては、ガイドライン基準、今日何度か御答弁させていただいておりますけども、ガイドライン基

準を満たすということで、これはあくまで最低基準でございますけれども、これを満たさないところについては、まず学校を第一に、空き教室であったりとか、そういった多目的室であったりとか、様々なところを活用できるように教育委員会と連携しながら、その活用をまず進めていくというところで今取り組んでいるところでございます。

児童館の増設というのは、1つの提案というふうに受け止めさせていただきましたけれども、やはり児童館そのものにつきましては、各中学校区に1か所ということで、もう既に完了しておるところでございます。

もう本当に今、スピード感を持って、いかに対応していくかというところが求められていると思います。コスト面も含めまして、るる検討する必要があろうかと思いますけれども、まずは学校内での実施場所、これを第一の確保策として、さらに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○分科員（赤田かつのり） 昨日お訪ねしたところというのは、コーナーが2か所目ができるという、どちらも学校外でした。学校そのものがかなりね、児童数が多いところということが背景にあるのかなと思うんですけども、ガイドラインの超過施設は、令和5年度25施設、令和6年度22施設、令和7年度16施設と、一見減少し、改善されてきているように見えるんですね。ちょっといろいろ表を見させていただきましたが、超過施設のリストですね。ところが、3か年の間、基準超過したままの施設もあります。

また、一旦解消されたけど——改善されたけども、また新たに基準超過をした施設が9施設出ています。お訪ねした霞ヶ丘児童館は、1人当たりの面積が2.05平米で、基準の2.31平米以上を上回っています。ここも遊戯室があるところですけども。私は実は感覚としては、登録児童数で見ていますよ、だけども実際に来られてる時間帯、放課後の時間帯はその登録児童数よりもずっと少ないようにお聞きしましたが、それでも、ちょっと足の踏み場ないのかなというぐらいに感じました。

どちらの施設も、ますます学童保育を、つまりコーナーの側もね、児童館のほうも、学童保育を申込みが増えますというふうにも伺いました。やっぱり、需要が高いのだから、整備が急がれているんだというふうに思うんですけども、よりよい環境の学童保育施設にするためには、学童保育コーナーや小学校のコンピューター室での場所の確保では私はいけないと思っています。

ところで、この国の基準では集団の規模は、おおむね40人以下とされているんですけども、しかし、市内の公設施設は215施設ありますが、40人以下は32施設しかありません。41人から71人の規模の施設が57施設、71人から151人以上の施設が126施設にも上り、非常に大規模化しています。昨日伺った2つの施設も100人を超えていたということだったんですけども、施設の大規模化の解消は喫緊の課題と思うんですよ。昨日、児童館も伺いましたらね、例えば図書室なんですが、子供というのは、学校帰りで疲れた体で気持ちを癒やしたいと思うかもしれない。だけども、例えば図書室がありますが、図書室は本を読むというよりは、いろいろたくさんのお子さんが机いっぱいあって、いろいろ遊んでおられました。そういう部屋として使わざるを得なかつたんじゃないかなと思いますね。だから、でも一方で、本を読みたいという子供たちがいるかもしれない、いると思うんですよ。そういう意味で、この施設、本当に過密状態になっているということ、大規模化がこれが原因です。この施設の大規模化の解消は喫緊の課題として受け止めていますか。

○中山こども家庭局長 まず、集団規模のことですけれども、おおむね40人に2人、放課後支援員を配置するというふうになっておりまして、これにつきましては、我々としても支援員2人を配

置して実施しているところでございます。

活動場所につきましては、全体として確保する、これだけ多い人数を受け入れていく、全ての児童を断らずに受け入れていくためには、学校施設を十分に使いながら、そして子供たちの様子を十分見ながら活動場所の確保に努めていきたいと考えております。

○分科員（赤田かつのり） だからね、大規模化するからこそね、いろいろこの支援員の先生方も、昨日の先生方というのはかなり中堅からベテランのっていうか、かなり年数が経てる経験豊かな先生方なんだと思いましたけども、いろいろお話を伺いました。低学年のお子さんが学童保育から自宅へ帰宅しているはずが、友達の家に寄り道をして、家庭から問合せの電話が入ったということでの気を遣われた経験だとか、それから、学校の宿題を、これはやっぱりどうしても済ませんかったら、家帰って何してきたんだとなるのでね、時間内に全て済ませてもらわないとという気持ちがどうしても働くので、非常に気を遣うとか。また、そのときに発熱をしたとかいうことでの気遣いだとか、また骨折やけがあると。ストレスで子供同士のけんかっていうのもあちこちで聞きますよね。

そういうことで、結構体力や神経を使う仕事であります。その中で、人手不足に対して指導員などの募集をかけているそうなんですけども、今この募集の話が出ましたが、この神戸市の登録制度だけでは人員の確保は、これ追いつかへんのと違いますか、どうですか。

○若杉こども家庭局副局長 まず、人員の確保につきましては、各施設運営者がその責任の下に実施をするというのが前提でございまして、とはいえ、人員の確保については非常に難しいといいますか、困っておられるという声はもう本当に、もうこれはここ数年来ずっとお聞きしているところでございます。

今、先生御紹介いただきました登録制度でございます。これも1つの仕組みとして活用しているところでございます。やはり、なかなか、この学童保育につきましては、勤務の時間帯が夕方の時間帯であったりとか、特殊な部分もございまして、その確保というのは、常に難しいところは含んでおるところでございますけれども、あらゆるものを活用して、また費用がその施設運営者に多額に発生しないような形で、いかに確保していくかというのは課題でございまして、これについては、我々も引き続き取り得ることはしていきたいというふうに考えております。

○分科員（赤田かつのり） 昨日伺いました。やっぱり人員の確保が難しい、神戸市の登録制度でやっているんですかって聞いたら、いやいや、やっぱりこの委託料、指定管理料から持ち出しているんだと言ってるんですね。その指定管理料でいろいろ賄っているわけでありますから、大変苦労されててね、もっと子供たちの願いに応えたくても応えられないというこういう現状がありますよ。独自に探してるとんだと。

そうなれば、やっぱりこれは早急に手厚い支援を行うべきだと思うんですが、もうちょっと時間ありませんけど、一言お願いします。

○中山こども家庭局長 学童保育の指導員、支援員の方たちが非常に御苦労されているという現場の状況というのはしっかりと把握しておりますので、引き続き処遇改善に努めていきたいと思います。

○分科員（赤田かつのり） やっぱり、要はお金の問題が必要なんで、そこはしっかりとやるよう求め、私の質問を終わります。

○主査（徳山敏子） 委員の皆様に申し上げます。

この際、約20分間休憩いたします。

午後2時50分より再開いたします。

（午後2時30分休憩）

（午後2時50分再開）

○主査（徳山敏子） ただいまから決算特別委員会第3分科会を再開いたします。

休憩前に引き続き、こども家庭局に対する質疑を続行いたします。

やの委員、どうぞ。

○副主査（やのこうじ） こうべ未来のやのこうじでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。一問一答でお願いします。

こべっこウェルカム定期便についてでございます。

こべっこウェルカム定期便は保護者との対面率も9割を超えており、配達時に育児の悩みを聞き取れた事例も多いなど、子育て世帯の見守りという目的を一定果たしていると評価しております。

一方、事業の対象は子供が1歳6か月までの世帯であります。今年度中にも子供が1歳6か月に達する世帯が出てきます。事業を通じて把握された気になる御家庭に対しての定期便の終了による関係性を終えるのではなく、保護者や子供に必要な継続的フォローを行うべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○中山こども家庭局長 こべっこウェルカム定期便でございますけれども、余裕を持ってお申し込みいただけますように、申込期間を十分に取っておりますので、10回目のお渡しが1歳半となる御家庭がございます。昨年10月に始めておりますので、最終回である10回目のお届けが完了する世帯が、今年の8月から順次出てきている状況でございます。実際に10回目のお届けを完了した世帯からも、約1年にわたり経済的にも精神的にもとても救われた。最後の見守り配達員との会話のとき、感謝の気持ちでいっぱいになり、思わず泣きそうになったといったお声も頂戴するなど、本事業の目的である子育て世帯の見守りを一定果たせていると考えております。

これまで、お届けの際には児童館など身近な子ども・子育て支援についても情報をお届けしておりますけれども、困り事をお聞きした場合には、必要に応じて、各区の保健師に情報を共有して支援につなぐと、こういったこともやってきてございます。

御指摘いただきましたように、定期便が終了した後も、子育て世帯との関わりが途切れないよう取り組むことは重要と考えております。

具体的な今後の対応といたしましては、10回目の育児用品等をお届けする際に、見守りが終了することで不安の声が聞かれたり、継続的な見守りや支援を希望された世帯につきましては、これまで見守り配達員がお聞きした各家庭の状況も含めまして、各区の保健師に引き継ぐなど、丁寧に取組を進めていきたいというふうに考えておりまして、定期便終了後も子育て世帯である保護者や子供に対する継続的で切れ目のない支援につなげてまいりたいと考えております。

○副主査（やのこうじ） 今、核家族化が進んでおりますから、そんなときに1人で困っておられるときに、黄色のかわいい車が来まして、それで、どうしたのって相談を聞いてもらえることは本当にありがたい機会だと思いますし、先ほど局長からも思わず涙してしまったというお話もありましたけども、やっぱり人間って、すごくその困ってるときには、ちょっと声かけてもらうだけで元気いただけますので、このよい取組を引き続き頑張って続けていただきたいなと思います。

続きまして、子育て世代の保護者に対する支援についてでございます。

岡山県奈義町は人口5,000人強、8月1日5,392人と聞いておりますけども、平成24年に奈義町子育て応援宣言を制定し、子育て支援策を進めた結果、令和元年度の合計特殊出生率が2.95となるなど、若年世代の定着と高い出生率を維持されています。奈義町の事業には参考になるものも多く、例えば、自主保育のたけの子という事業は、地域の幼児期の子供を家庭的な雰囲気の中で、育てたいという願いで始まった自主的な保育活動でありますけれども、行政の財政支援を受け、保護者と保育士が当番制で子供たちの面倒を見ておられ、子供を預ける保護者の育児疲れの軽減にも寄与していると考えております。

核家族化により、育児を相談できない、また育児に悩む方が今後も増えると思われます。本市では既に様々な子育て支援施策を展開しておられます、奈義町の例なども参考にされて、育児中の保護者支援のさらなる充実を検討してはいかがでしょうか、見解を伺います。

○若杉こども家庭局副局長 今、理事から奈義町の例を挙げていただきました。全国平均を上回る合計特殊出生率を実現している点で注目されているということで、本市としてもその取組については注目しているところでございます。

様々な取組を行っているところでございますけど、単なる経済的支援にとどまらず、町民同士で支え合う子育てサポート制度であったりとか、住宅整備など、若者の定住促進といった観点から、まちづくりの視点も含めて体系的な整備をされているということで、子育て世帯の孤立を防ぐ、地域のつながりによって子育て世帯の安心感が得られる点が功を奏しているのではないかというふうに分析をしているところでございます。

核家族化が進行しているというところで、子育てに関する不安の軽減であったり、身近に相談できる環境整備が重要であるというふうには考えておりまして、本市としても独自の取組として、おやこふらっとひろばであったり、こべっこあそびひろば、そういったものの整備であったり、全児童館での子育てチーフアドバイザーの配置や、また先ほどのウェルカム定期便、そういったものを合わせながら、神戸ならではの見守り支援の充実を図っているところでございます。

また、国の制度に基づく保育事業としての一時保育であったり、病児保育といったものについても、地域間の偏りのないように偏在を解消していくということで、育児中の保護者的心身の負担軽減にも取り組んでいるところでございます。

今年制定しました神戸っ子すこやかプラン2029でも、市民や企業、大学、N P O、地域団体など、多様な主体による地域社会全体での支援というのを掲げておりまして、地域での担い手の皆さんと共にですね、子育てを進めていくというのが重要な視点だと思っております。

今御紹介いただきました奈義町も含めまして、他の自治体の優良な事例も参考にいたしまして、また、神戸ならではと申し上げましたけど、本市の事情にも即した形で誰もが安心して子供を産み育てられるように、ライフステージを通じた切れ目のない総合的な子育て——子ども・子育て支援を進めてまいりたいと考えております。

○副主任（やのこうじ） 神戸市が十分頑張ってくださってるのは重々承知なんんですけども、日本講演新聞という、ちょっと購読してまして、そこに平田オリザさんの記事がありましたので御紹介をさせてもらったんですけども、合計特殊出生率が2.95、もう当時は、報道のときには、もう奇跡の町と言われてたそうで、神戸市もちょっと調べてみたら、喫緊のデータがなかったんですが、2023年の兵庫県で1.29ですから、これもう倍以上ですよね、それぐらい出でると。

この紹介した、たけの子さんっていうのは1年——1歳半から就学前の子供さんを無料で預かってもらえると。これもすごいんですけども、その後がちょっと私びっくりしたんですけども、

一時預かりすまいるというのがあるそうです。これは、例えば病院に行く間とか、ちょっと学校行事で、ちょっと下の子を預かってもらいたいとか、美容院に行きたいから、ちょっと預かってもらわねへんかなとか、そういうことでも預かってもらえると。

体制としたら、まかせて会員とおねがい会員っていうのを町民の方から募ってですね、1時間300円ぐらいでやってるということで、そこへ行ったら、普通ちょっと美容院行くときに預かって言うたら心苦しいなって思う人あるけども、実はそうではなくて、もう本当に施設内は、ただいま・おかえりといった温かい声が飛び交って、子供を気軽に預けられる空気があると書いてありました。

そして平田オリザさん、こんなこと書いてましたね。日本の政府は子供を産んでも女性が働き続けられる社会の実現をと呼びかけていますと。だけども、本当はこうじやないですかと。子供を産んでも女性が遊び続けられる社会の実現を。子育ても遊びも両立できる社会でなければ、本当の少子化の解決にはならないんじゃないでしょうかということが書いてあって、すごく共感したもんですから、神戸市もこのお言葉をヒントにですね、女性が本当に子育てを楽しくできるような環境づくりを頑張ってくださいと——頑張ってくださってるんだけども、さらに検討していただいて、先日の広報紙K O B Eでも申し上げました、共働きが神戸に来たいわっていうのがもう1位なんですから、それをさらに続けていくためにも、何ができるかなっていうのをチームこども家庭局さんでね、御検討いただけたらなと思います。

続きまして、こべっこ発達専門チームについてでございます。

療育センターとこども家庭センターにおける発達相談検査の待機期間の長期化に対応するため、本市では令和5年10月にこべっこ発達専門チームを立ち上げ、まず西部エリアで事業を開始し、6年度には東部エリアに拡大しております。

これにより、待機期間の短縮が図られていると聞いておりますが、本年10月には中部エリアにも拡充することで、全市域が対象となっております。この間のこべっこ発達専門チームの活動実績についても伺いたいと思います。

○土井こども家庭局家庭支援課課長 子供の発達に関する保護者からの相談が増えておりまして、療育センターとこども家庭センターの待機期間の長期化が課題となっておりましたので、医師・保健師・心理士・福祉の専門職で構成をするこべっこ発達専門チームを令和5年4月に立ち上げました。

理事から御紹介いただきましたとおり、西部エリア、そして東部エリアにこの間、段階的な拡充を図りながら、発達相談のモデル事業を行っております。

このモデル事業が順調に進捗していることを踏まえまして、来月、10月からにはなりますけれども、残る中央区、兵庫区、長田区、須磨区、北区の中部エリアにも拡充をいたしまして、全区での展開を行います。

あと、この間の発達専門チームの活動実績についてですけれども、間もなく2年になるんですけれども、約700人のお子様の相談をお受けしております。また、この専門チームの相談ですけれども、相談日の中から保護者に選択をしていただいた日時でスムーズに予約、相談をお受けすることができます。

また、子供の発達、あるいは御家族の状況に合わせた助言を行った上で、より専門的な診療等が必要という場合で療育センター、あるいはこども家庭センターにおつなぎしたケースが約3割ということで、それ以外は区役所の保健師のフォローアップなど、地域の近いところでの支援、

早期に必要な支援やサービスにおつなぎをしているところでございます。

この発達専門チームの活動によりまして、この子供の発達のことで専門機関に相談すべきかどうか悩んでおられる保護者の方に対しまして、チームがスムーズにお受けするということで、不安や悩みの早期軽減、こちらに資しているものと考えております。

また、この各センターの待機期間につきましても、さらなる期間短縮を図ることができておりまして、直近ですと、療育センターの平均の待機期間ですけれども、約1か月半にまで短縮しているという状況がございますので、目に見える形で成果が表れてきているというふうに認識をしております。

以上です。

○副主査（やのこうじ） 半年待ちから1か月半に短縮されたということで、成果は大変あると思っております。

さらに、高みを目指すということで、1点、1か月半というのは、困り感を持たれている保護者に関しましては、今もうデジタルで、ぱぱぱっとね、早く動く、物事が動くときに、決して短い時間ではないと思うんです。現在は、モデル事業として試行的に位置づけされておりますけれども、一定の効果があった以上、継続した活動や実績、実施体制が求められると考えますが、今後の方向性についても教えていただけたらと思います。

○丸山こども家庭局副局長 こべっこ発達専門チームの今後の方向性についてでございますけれども、これまでモデル事業として、まずは西部エリア、次に東部エリアというふうに順次エリアを拡大して実施をしております。その結果、先ほど申し上げましたとおり、療育センターの平均の待機期間が約1か月半まで短縮するなど、成果も上がっているところでございます。

また、御指摘ありましたけれども、本当に悩んでおられる保護者の方に早いタイミングで専門チームが速やかに相談に応じることで、保護者の大きな安心につながっているものとも考えております。

さらに、これまで専門チームがモデル事業で蓄積してきましたノウハウを、区役所で乳幼児健診を行っている従事者向けの研修ですとか、各区役所へこのチームが巡回する際、そういった機会を通じまして、保健師等にノウハウを共有するようなこともしております、子供の発達に携わる支援者の対応力向上にも取り組んでいるところでございます。

このような専門チームがこれまで培ってきたノウハウ、果たしている役割や機能につきましては今後も継続していきたいと考えております。

まずは、本年10月から拡充する中部エリアでの相談事業を着実に実施をしながら、今後継続した活動に向けての実施方法や体制についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

○副主査（やのこうじ） ありがとうございます。一日も早い親御さんの相談によって解決することが親御さんの幸せにつながりますので、引き続き頑張っていただきたいなと思います。

次に、若葉学園内の学校施設の環境整備について。この質問に当たりまして、私自身、先日、ちょっと足を運んでまいりました。若葉学園では、令和6年度からプライバシーに配慮した寮の居室の改修等、子供たちが日々生活している施設に加えまして、学園内の分教室でも床板張り替えが終わったり、私が行ったときは、トイレ工事もちょうどされているところでしたけども、改修工事をしておりました。

施設はきれいになっておりますけども、教室の机・椅子はじめ、備品の改善やエアコン等の設置につきましては困難もあったということを伺いました。

学園内の学校は公立小・中学校の分教室でありまして、通常の公立学校同様の環境を整備する必要があります。分教室の備品や整備の現状や改善の必要性につきまして、施設管理者であるこども家庭局が教育委員会と日頃から共有をし、早めに対応していくべきと考えますが、見解を伺います。

○丸山こども家庭局副局長 若葉学園についてですが、若葉学園は家庭や学校、地域社会の中でうまく適応できずに、生活指導を必要とする小・中学生の児童が入所して、心身の健全な成長を支援する児童自立支援施設でございます。

入所児童は職員夫婦と共に家庭的な雰囲気の小グループの寮舎で生活をし、また施設内の学校、分教室に登校しております。この分教室で授業を実施するに当たり、必要な備品購入については通常の公立小・中学校と同様に、教育委員会が案件に応じて判断をし、予算の範囲内で対応してございます。

一方で、老朽化等に伴う施設全体の改修につきましては、分教室も含めて施設所管局であるこども家庭局が対応しております。

現在、見ていただいたとおり、寮舎は築40年が経過し、老朽化していることから、寮舎では児童の居室やトイレの改修を行っております。あわせまして、分教室の校舎につきましても、教室等の床板の張り替え、トイレ床の乾式化等を行ったところでございます。

御指摘のとおり、若葉学園では、過去に分教室における備品の購入や校舎の講堂へのエアコンの設置にしばらく時間を要したことがあったものの、令和7年の6月にはエアコンの設置が完了するなど、順次対応してきておりまして、現時点では教育に必要な設備品は整備できているものと認識しております。

若葉学園につきましては、地域の小・中学校の分教室としての位置づけではありますけれども、施設所管局であるこども家庭局としましても、入所児童に対する適切な学習環境の確保という観点から、現場の状況を教育委員会にも伝えながら、今後も連携を取って対応していきたいと考えております。

○副主任 (やのこうじ) 寮舎とともに併せて見せてもらいましたけども、本当に床がきれいになつて、以前は畳で雑魚寝というか、隣にちょっと、もう木の仕切りがあるぐらいのところで、もう本当に若くして厳しい生活環境を経験してきた子供たちが、寝るとこぐらい、もっとよくなつてほしいなって思ったのを、思い出しました。でも、それをすごく解消してくださって、本当にありがとうございました。

学校の環境整備のところでも、先生方にちょっと困つてることはないですかってお聞きをしましたら、いやもうおかげさまで、本当に教室の床板もきれいにしていただきましたし、いろいろなところで、こども家庭局さんが力を尽くしてくれてるっていうことでしたけども、1個だけちょっと、中学部の先生やったかな。藤田課長にも、もう共有させてもらってますけども、遮光カーテン、今子供たち1人1台の端末で学習をしますから、投影するときに、ちょっと遮光カーテンがないと明る過ぎて映らない、見にくいので、段ボールを私に見せてくれましてね、これでちょっとつくって、光を抑えてやってるんですっていうことがありました。もう学習に関しては毎日に関わることですので、その辺のところはもう急いでやってねということまた念押しをさせていただきたいなと思います。

続きまして、再質問なんんですけども、学校園のその分教室の小・中学校教員の配置数というのは、4月1日時点の在園児童・生徒数で決定されます。その後の在園児童の増に対応していない

ということがちょっとあるということを耳にしました。充実した教育環境の確保と教員の負担軽減のためにも、在園児童数の変動に応じた柔軟な教員配置ができないでしょうか。

教育委員会と問題意識を共有していただいて、教育体制の充実に努めてもらいたいと考えますが、見解を伺います。

○藤田こども家庭局こども企画課長 御答弁申し上げます。先ほどの御質疑で御指摘いただきましたように、若葉学園の中の教育環境というのは、公立小・中学校の分教室でございます。ですので、各学校の教職員というのは原則として国から配当される定数に基づいて教育委員会が配置しておりますけれども、若葉学園につきましては、児童自立支援施設であるということも踏まえまして、教育委員会が本市独自の基準を設けまして、増員をしているというふうなことで確認をしております。

実際には、小学校担当、中学校担当、いずれも増員をしているというような配置状況でございます。

また、これに併せまして、こども家庭局が児童指導員として雇用しております会計年度職員がおりますが、そのうちの2名が、授業のサポートに入るなど、工夫をして対応しているところでございます。

ですので、教員、それから職員の配置につきましては、既に一定の可能な限りの措置を教育委員会、それからこども家庭局としても行っているものというふうに考えておりますけれども、先ほどの御質疑でもありましたように、やはり子供の教育の環境、それから職員の働きやすさというのは、その両方がやっぱり大事なことでありますので、そのあたりのことをやっぱり日々施設を管理して運営している中で、やっぱり一番知っているのは、やっぱりこども家庭局であるという認識を持っております。ですので、先ほど御質疑もありました設備の話、それから今回の教職員、人員の話も含めまして、こども家庭局のほうで現場で日々把握しましたような内容につきましては、教育委員会とも情報共有を密にして、連携して引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○副主査（やのこうじ） 今も丁寧に答弁いただきましたけども、本当に伝えたことを共感していただいて、教育委員会とも連携してやっていきますという答弁は本当に心強かったです。

学校でしたら、先読み加配いうのがありますね、例えばもう、10月ぐらいに出産予定があるので休みますっていうことを先に伝えておくことによって、早めに学校現場に教員を配置するという制度もあります。

伺ったところ、この若葉学園さんは年度当初は少ないかも分からぬけど、大概もう年度末は10人を超えており、毎年超えているという話でしたので、その辺はやっぱり、とても配慮を要するお子さんが通っておられますので、先読み加配的なことも視野に入れていただきながら、あと教員のやっぱり男女のバランスですよね。非常に配慮を要する子供さん、男性だけだったりとか女性だけだったりすると、なかなか指導者側のタッグも築きにくくなりますので、その辺であったり、あと教育委員会に関しては人事的には3年から7年での異動となるんですけども、若い先生方はいろいろ経験することで、いろんな経験もされたらいいと思うんですけども、ある程度年齢がいってきて、非常に子供さん、あるいは保護者と強いパイプを持たれる場合に関しては、この学園長さんなんかは任期がないと伺っておりますので、その点もオーバールール的にはなるんですけども、いかがなものかという御検討も教育委員会さんとも、ちょっとお話を聞いていただけたらなと思います。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

最後になります。まちなか自習室についてでございます。

令和7年7月よりカフェや企業の会議室など、民間施設の空き時間等を活用し、中高生世代が無料で学習できるスペースとして開放するまちなか自習室事業が開始されています。中高生の中には、家で集中して勉強できない子も多い中、無料の勉強場所は地域の図書館やユースステーション等に限られてきました。全市に展開するまちなか自習室は中高生にとっても喜んでいただける学習スペースだと思っております。

現在まで約2か月が経過いたしましたが、現時点での実施状況について伺います。

○上米良こども家庭局こども未来課課長 まちなか自習室でございますが、市内の子供を対象としたアンケート調査等を通じまして、中高生から自習スペースを設置してほしいという声が多数あったことを受けまして、カフェなどの民間施設の一部を自習スペースとして提供いただき、市内に中高生が利用しやすい自習スペースが点在する環境をつくりていこうという事業でございまして、令和7年7月に開始いたしました。

事業開始に当たりまして、30店舗の協力を目標に、高校生の意見も踏まえまして、中高生が利用しやすそうな店舗に協力の働きを行った結果、カフェやコワーキングスペース、カーディーラーなど39店舗の協力により事業を開始いたしました。

その後も社会貢献をしたいという店舗・企業から協力の申出をいただきまして、現在43店舗まで拡大しているところでございます。

利用状況でございますが、事業開始から2か月間で、全市で延べ1,300人ほどの中高生に利用されておりまして、おおむね高校生が7割、中学生が3割となっております。

また、利用時間を見ますと、1回当たり平均して3時間程度の利用となってございます。利用されてる店舗を見ますと、高校生にはアクセスがよい駅の近くの店舗ですとか、利用できる時間が長い店舗は特に多く利用されておりまして、中学生にはこれらの店舗に加えまして、徒歩や自転車で行きやすい地域のカーディーラー等も多く利用されているような状況でございます。

一方で、利用できる時間が短い店舗ですとか、Wi-Fi・電源が利用できない店舗など、まだ利用が少ない店舗もございます。

実際に利用している中高生に声を聞いて回っておりますと、塾に行っていないので助かってますという声ですとか、家から図書館が遠いので、まちなか自習室を利用するようになりましたといった声を聞いているほか、ここに来ると、働いている社会人の様子が見えると。その姿を見ますと、自分も頑張ろうと勉強へのモチベーションが上がる所以利用していますと、そういうった話も複数の中高生からは聞いております。

また、協力店舗側に話を聞きましても、苦情等の声はなくて、まちなか自習室をきっかけに中高生と関わることができて、応援したいという気持ちが強くなったという、そういうった好意的な声も聞いております。

こういった声や長期間利用されているというようなことを踏まえますと、本事業を通じて中高生の身近な場所で、自習スペースを確保できるようになっているということと、あと地元の企業や店舗の地域貢献への関心を引き出しまして、中高生の支援につなぐといったこと、それから地域で働く大人と中高生の緩やかではあるんですけど、新たなつながり、こういったものが生まれているのではないかと考えております。

今後も、さらに多くの中高生に利用してもらえるような取組を検討してまいります。

○副主席（やのこうじ） 実は、私も家で集中できない子供時代でありまして、夏休みはもう自転

車に乗って、近くの図書館に行って、もう周りの目がないと勉強できないタイプだったんですけども、この夏、ちょっと六甲アイランドのチャイハーネさんに、ちょっと夏、かき氷食べに行っておりましたら、ちょうど子供さんがね、今勉強していいですかって来たんですよね。本当にその店主さんもね、応援したいなっていうことを聞きましてね、本当にいい制度をやってくださってるなと思いました。

今年は夏暑かったですから、やっぱりおうちで昼間ね、エアコンつけたら電気代高いから、もう出ていきなさいって、追い出される子供さんもいてるん違うかなと、僕はすごく思ったんです。ですから、こういう取組を本当に拡大していく必要があるなと思いました。

再質問ですけども、現時点では利用の少ない施設もあるということがありましたけども、潜在的なニーズは高いと感じました。今年3月の予算特別委員会で我が会派の諫山議員から中高生に向けた効果的な広報が重要だと指摘したところでございます。

今後、利用方法、施設の雰囲気も含め、より多くの中高生に周知する工夫も必要であるかと考えます。今年度把握した課題を踏まえつつ、さらに多くの中高生が利用する事業となる工夫をしてもらいたいと考えますが、本事業の今後の展開について伺いたいと思います。

○中山こども家庭局長 まちなか自習室の広報という点でございますけれども、本当に対象である中高生に事業について知ってもらうとともに、実際の利用につながるような情報を届けることは重要だというふうに考えております。

そのため、事業開始当初から本事業公式のLINEとインスタグラムのアカウントを開設をしておりまして、各店舗の受付や自習スペースなど、店内を紹介する動画の発信を行うほか、こどもっとKOBエサイトを通じまして、中高生が実際にまちなか自習室を利用する様子や感想をレポートした特集記事を発信するなど、利用のイメージを持ってもらいやすい広報に取り組んでいるところでございます。

また、学校と連携した広報というのも大変重要であるというふうに思っております。

この事業を紹介してもらうということで、すぐーる等を活用した広報を行っておりますほか、各店舗の最寄りの中学校に働きかけまして、全校集会等の機会を活用して、本事業や近隣店舗の紹介を行ったところでございます。

こうした取組を行う中、先日も少し新聞のほうで報道されておりましたけれども、本庄中学校の生徒さんですが、学校からの紹介でこの事業を知った生徒会の執行部のメンバーが、実際にまちなか自習室を利用して地域にこんな自習スペースであることをほかの生徒にも知ってほしいという思いから、中学校周辺の最寄り店舗や、お勧めの店舗を実際に模造紙にまとめまして、全校生徒の前で発表するような動きも出てきておりまして、中高生同士の口コミによる広がりというのも期待しているところでございます。

さらに、利用を促進するための工夫といたしまして、中高生の協力店舗を掲載する専用サイトに、中高生のほうから、最寄り駅からの所要時間等が分かれば、利用できる店舗を探しやすいといったような声も受けまして、サイトの改修を行うほか、夏季休業期間中の中高生ニーズを踏まえまして、店舗に協力時間の延長等の働きかけを行った結果、一部の店舗におきましては、夏季休業期間中の利用時間帯の変更や席数の拡大を行い、多くの中高生に利用されたところでございます。

本事業を、より多くの中高生に利用してもらうため、引き続き店内の様子、利用者の声など、利用のイメージが湧きやすい情報の発信等に取り組んでいきたいと思っております。

また、今後予定しております利用者アンケートの結果や利用状況から、中高生が求める店舗の立地、曜日、時間帯、席数、外観や内観、設備等の分析を行いまして、中高生のニーズに合った自習スペースの設置が進められるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○副主査（やのこうじ） いいお話を聞かせていただきまして、ありがとうございました。先ほども、社会人の姿を見てモチベーションが上がったというお声もありましたけども、その学生さんが、その姿を見てですね、あるいは大きくなったときに、そのお店でバイトしようかなとか、あるいは就職しようかなとかね、そんなことにもつながる可能性もあると思います。やっぱり口コミの学生の力というのはすごいものですから、それを生かすためには、やっぱりWi-Fiの環境であったり、電源なんかもね、きちんと設置しておかないと口コミできませんので、その辺のところもお願いをしたいと。

より展開を広げていくに当たって、やはりその中高生のそのアンケートとかで声をね、反映していくことが大事だと思うんです。アンケート取ってるわ、私ら言ったことを一体どんなふうにされてるのかなっていう言葉が一番残念なことで、やっぱり子供さんであったり、私たちも市民の皆さんの中を代弁させてもらっていますけども、何でも相談されて実現はできかねますが、仮にうまいこと実現したとき、あるいは実現できなくても、神戸市とお話ししていただいたということに非常に感謝をされて、自分がやったわけじゃないけど、自分が幸せな気持ちになれるっていう、本当にいい仕事をさせてもらってるなと思うんです。その辺、学生の声をしっかり聞くことが将来的にまた神戸市政への参画につながっていく可能性もございますので、頑張っていただきたいなと、神戸のモニター制度とかもありますしね、そんなにつながっていけばいいなと思います。

ごめんなさい、最後ちょっともう代表質疑でも言わせてもらいましたけども、やっぱり神戸は各学校区に学童コーナーであったり、児童館があつてね、子供をもうどんどん6年生まで受け入れますよって、言ははやすしなんですけども、やっぱり受け入れるほうは、やっぱりそれなりに体制がないと、預かってくれるけども、子供がもういつも、おもろないわとか、もう何かけがして帰ってきたとかになってしまふと、これはもう神戸のイメージのマイナスになってしまいますので、やっぱり、きちんと潤沢な——人件費がすごくかかるのは重々承知しておりますけども、未来を担う子供さんを預かっているわけですから、安全に楽しく過ごせるように、そして子供を受け入れる人材の方が疲弊をしないように、元気であることが、元気な子供さんを受け入れられることにつながってまいりますので、その辺のところは、もうちょっと同じ繰り返しで申し訳ないんですけども、頑張っていただきたいなと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○主査（徳山敏子） 次に、香川委員、発言席へどうぞ。

○分科員（香川真二） よろしくお願ひいたします。決算なので、ちょっとお金の話をしたいなと思っておりまして、今日療育センターの運営のことについてお伺いしたいなと思っております。少し15分かけてこの療育センター1つ質問したいなと思ってますので、ちょっと細かくいきたいなと思います。

3年ぐらい前からちょっと療育センターのこの收支、気にはなっておりまして、いろいろその情報出してもらうと、あまり3年間変わりはないんですけど、大体療育センター、今3施設、神戸市にはあるんですけど、3施設で収入が大体5億5,000万円ぐらい。支出が18億ぐらいになってまして、これ引き算するとマイナス12.5億、年間に赤字が出てるんですね。

療育センターというのは、病院部門とリハビリ部門と、病院部門の中にリハビリがあって、そのプラスで児童発達支援センターというのがありますので、しっかりと診療報酬や障害福祉の報酬も取れますので、そこを取って、しっかりと運営としては、プラスを目指すということはないかもしないけど、とんとんは目指していくっていうぐらいが理想かなと思っております。

ただ、この3センターで12億円超えの赤字が出てるということについて、若干気にはなっておりますんで、このあたりどのような捉え方をされているのかお伺いしたいと思います。

○丸山こども家庭局副局長 療育センターについてでございますが、本市では市内に3か所の療育センターを設置しております。障害や疾病のある子供に対して御紹介いただいたとおり、医療を提供する診療所のほか、障害福祉サービスを提供する児童発達支援センターなどを有しております、医療と福祉の機能を併せ持った公的療育施設でございます。

療育センターでは、例えば、県立こども病院等の急性期病院を退院された医療的ケア児や肢体不自由児のほか、知的障害児や発達障害児、難聴児など、重い障害や疾病のある子供を中心に受け入れております。

また、養育上の困難さを抱える御家庭もありまして、保護者に対して福祉的な支援が必要な世帯にも対応しております。民間では対応することが難しい子供たちへの療育を行っているような状況がございます。

運営状況についてでございますけれども、療育センターの主な収入については、児童発達支援センターでの障害福祉サービスの報酬や診療所での診療報酬のほか、保護者から徴収する利用料となってございます。

また、主な支出につきましては、人件費や設備管理費、バス運行経費などの役務費などとなっておりまして、収支については、支出が収入を上回っているような状況でございます。

重い障害や疾病のある子供に対しては、手厚い支援が必要となりますけれども、国の報酬ではこれに対応できていない状況にあります。このため、民間では採算が取れず、また市内には受入れ施設も十分ではないことから、公的な役割として、療育センターで重い障害や疾病を持つ子供さんを受け入れておる状況であります。収支差が生じている主な要因となっていると考えております。

また、通園バスの運行につきましても、そういった子供たちを市内全域から受け入れておりまして運行範囲も区をまたがって広域で実施しているため、こちらについても国の報酬では賄えていないような状況になっております。

このように、療育センターでは公的施設としまして、民間の医療機関や事業所では対応が難しい役割を一部果たしているというふうなところで収支差が生じていることについて、一定の御理解をいただければと思っております。

これまでも、事業の運営に当たりましては、バスの運行業務や施設維持管理業務を民間事業者に委託するなど、官民の役割分担を踏まえた効率的な運営に取り組んできました。

現在、療育センターで行っている療育事業においても、民間での取組が今後広がっていく可能性もあるため、療育事業も含めた効率的な事業運営を行ってまいりたいと考えております。

○分科員（香川真二） ありがとうございます。確かに、障害の重い方が通っておられるのは私も知っておりますし、その中で、現場の人は本当によく保育とか療育をやっていただいているなと思うんですけど、若干これをそのままにしておくっていうわけにはいかないのかなと思ってまして、しっかりと国に訴えるべきことは訴えていただいて、あとは制度的には加配加算等もありますので、

そういうのはしっかり取っていただいているとは思うんですね。

ちょっと金額が大きいので、少し絞って話したいんですけど、これ西部療育センターがすごく分かりやすかったんで、西部療育センターだけちょっと取り上げると、大体支出が4.6億円で、収入が1.6億で、3億円の赤字が年間に出てるんですね。切りがいいんで3億円の赤字なんですが、そうすると月2,500万円で1日200万円ぐらいの赤字が出てるような、そんな状況なんですね。

特に、この中で支出4.6億円のうちの3.4億円が人件費になってます。この人件費っていうのは大体収入の分の60%ぐらいから65%ぐらいに抑えていく、人件費率っていうのは大体60から65%ぐらいしていくとすると、この3.4億円の人件費を賄おうと思うと、約5億円の収入が年間にないところの3.4億円の人件費っていうのは賄えない額でして、今1.6億円しかないんですよ、収入が、西部療育センターは。もうかなり少ないですね。

ちょっと児童発達支援センターが定員、西部療育センターは72名いるんですが、昨年度の利用実績見せてもらうと、1日72名受け入れが可能なんですけど、約42名が1日利用しているということで、稼働率が6割なんですね。まず、ここをちょっと上げていかないといけないんじゃないかなと思っております。

あと、これちょっと内訳がよく分からなくて申し訳ないんですけど、分かれば教えてほしいんですけど、リハビリの件数が極端に少ないんですよ。

P T・O T・S T、西部療育センターで、恐らく私が知る限りで言った7人、8人ぐらい体制で1日見てると思うんですけど、どうも、その7人、8人の部屋があって、リハビリのスタッフがいるんですけど、件数がですね、どうも少ない。報酬が請求できていないような状況なんですけど、このあたりちょっと2つ、児童発達支援センターの稼働率が低いこととか、リハビリも稼働率が低い、このあたり何か理由があれば教えていただけますか。

○丸山こども家庭局副局長 児童発達支援センターですけれども、西部療育センターには、のばら学園がございます。市内に公立・民間合わせて7か所設置されているうちの1つになります。

のばら学園では一般の保育園と異なりまして、障害や疾病の状況に合わせて訓練など、様々なリハビリも含めてプログラムを行っております。

通う頻度は様々で、毎日通う子供さんのほか、保育園や民間の児童発達支援と並行利用している方、療育センター診療所の診察日やリハビリの日に合わせて利用している子供さんなど、様々な状況になっております。また、垂水区・西区の全域を対象に通園バスによる送迎も行ってございます。

のばら学園では、障害種別ごとに、知的発達クラスと医療的ケア児も含めた肢体不自由児クラスを運営してございます。

最近の利用状況についてですけれども、知的発達クラスでは徐々に減少傾向がある一方で、肢体不自由児クラスは若干の増加傾向にございます。

令和6年度の利用状況は、御紹介いただいたとおり定員72名に対して、契約人数が約9割のうち、1日当たりの平均利用人数が約7割となってございます。

これら定員に対するまず契約人数の減少している要因につきましてですけれども、インクルーシブ保育の推進に加えまして、地域での児童発達支援事業所の増加などにより、地域の受皿が一定充実していること、療育センター以外でも支援を受けられるようになり、保護者の選択肢が広がっていることが考えられると思います。

また、1日の平均利用人数の減少につきましては、重い障害や疾病のある子供が体調を崩しやすいということもありまして、特に肢体不自由児や医療的ケア児は週1～2回の利用にとどまる傾向がありまして、さらに保育園や民間の児童発達支援と並行利用をしているようなケースも多いため、これらの要因が1日当たりの平均利用人数を押し下げているのではないかと考えております。

現在、地域の受皿が充実する一方で、肢体不自由児や医療的ケア児を受け入れる民間の事業所が不足しているということもあるため、今後も公的施設として療育センターが受け入れを行っていく必要があると思っております。

先ほど、リハビリの件数ということでございますけれども、基本的にリハビリの必要性は診療所の医師がそのリハビリの必要性や内容や頻度を含めまして判断をしてございますので、子供の状況によりますけれども、リハビリの頻度を医師が判断して、現在おおむね月1回から4回ぐらいの頻度で実施している状況でございます。

また、現在対応可能な児童発達支援センターのほうの職員が障害児等を受け入れている地域の保育園などを巡回しまして、療育のアドバイスを行ってございます。今後は、このような療育センターが持つ専門性を生かしまして、地域支援を充実させるなど公的施設としての役割を果たしていきたいと考えております。

○分科員（香川真二） 児童発達支援センターのところの稼働率は、その重い障害ということもあることなんですが、知的の重度な子、あんまり風邪引かないとは思うんで、若干そこちょっと稼働率を上げていかないといけないかなと思いますし、私も実際やってるから分かるんですけど、その辺ね、少々熱あってもね、お母さん連れてくるんですよ、しんどいからっていうので。だから、ちょっと病気だけのせいで稼働率下がってるんじゃないような可能性もあるんで、そこをちょっと1回、皆さんで検討していただけたらなと思います。

のばら学園もね、私西区に住んでるんで、その圏域に入るんですけど、若干やっぱりお母さんたちからも、多少不満は出てきてる。だんだん昔はね、のばらしかなかったから、もうそこしかないから、そこへ行くってなってた——1択だったんだけど、ほかにも選択肢ができてきて、これいいことなんんですけど、やっぱり質はどんどん上がっていく競争になってるから、若干、のばらに対しても、今までのやり方では、ちょっと質が比較的下がったように見えるっていうふうに思われることもあるんで、そこは検討していただけたらなと思います。

それと、ちょっとリハビリがね、少し低いのが気になってるんですよ。大体、理学療法士、作業療法士、1日に、単位で行くんですけど、18単位って言って、20分を大体1時間で3単位ということで、6時間見て、三六、十八の18単位が大体平均なんんですけど、あそこ、西部療育センターは、1時間に40分のリハビリをして、20分が記録の時間に取ってるんですね。次の子の準備とかも含めて、こういうやり方をしてるんです、仕組みをね。

次の時間、また、例えば10時から10時40分までは子供のリハビリ、20分記録。11時から11時40分がリハビリ、子供のまた記録というふうな、そういうやり方をしてるんで、若干ちょっと単位数は下がっていくんですけど、それでも7時間を見ていくと、14単位ぐらいは1日診ないといけない計算になるんですね。1単位が大体2,500円ぐらいなんで、1日で大体3万円から3万5,000円ぐらいはリハビリの報酬が得られる、1人のセラピストに得られるんですけど、それが全然足りないんですよ。恐らく僕が試算しただけでも、1万円、1万5,000円ぐらいしか診れてない。つまり、1日3人か、まあ、7人ぐらい診るのが僕は標準だと思ってるんだけど、3人ぐらいし

か診れてないんですよ。ここちょっと空き枠を確認してもらって、しっかり診れるような体制が整ってるわけですから、もう場所もあるし、人もいるわけですから。利用者も受けたいっていう人が多いんですよ、リハビリを。待機している人もまだいる状態で、空いてるんだけど、受けないっていうのがね、すごく矛盾を感じるんで、月に1回の利用ですかね、それは半年1回のクールなんでって言っても、それで空いてるんだけど受けさせてませんって、そっちの仕組みばかりが先行して、何か受けたいっていう人たちが受けれない、不利益になってるような状況が生まれているような気もしますので、そこちょっと、医師が必要と認めた場合はその仕組みを変えていく、制度を超えていくとかね、やっていただけたらと思いますので、またよろしくお願ひいたします。

以上です。

○主査（徳山敏子） 次に、岡田委員、発言席へどうぞ。

○分科員（岡田ゆうじ） 学童コーナーと学童保育指導員についての質問をしたいと思います。

午後一の壬生先生と赤田先生の議論を聞いてて、大変勉強になるなと思って聞いておったわけであります。

壬生先生は学童コーナーとか、こうしたものがこれまで神戸市できてきた経緯についてのようなことをしっかりと検証されておられて、赤田先生は実際に御自身も行かれて、現状どうなっているか、特に指導員の問題であるとか、児童館の問題どうなっているかというようなお話をありました。

それを踏まえてじゃないですけども、私は実際に行ってきて、記録もしてきましたので、実際これがある垂水区の現状なんですね。今ここで数えただけでも、33人の児童がいてですね、本当に真ん中のぎゅうぎゅう詰めになってるところはもう、身動きが取れない、もうちょっと横になることもできないような状態でありますて、これが朝9時なら9時、スタートして、夜をお迎えが来る夕方5時までですね、ずっとこの状態なんですね。

特に今、夏はあまりの酷暑で運動場で遊ばせるとか、外で遊ぶことができないので、本当にお昼御飯もここで食べて、一日中ずっとこの中に、この状態でいるわけですね。寝っ転がることもできないし、普通の学校の授業であれば、机に座ってみんな同じ方向を向いて、きちんと座ってるから、いいわけですけど、学童の場合は、勉強する子もいれば、絵を描く子もいれば、中でタッタッタと走り回ったりとかする子もいれば、これちょっとスペースがないから駄目ですけど、ちょっと寝っ転がったりする子もいてですね、もうこんな状態では、それもできないっていうか、身動きが取れないから、本当は動画で撮ってきてお見せしたらもっとよかったですけど、ちょっと顔にモザイクを入れるのが大変なので、もう写真にしたわけでも、こんな状態で、例えば30分とか1時間だったら、まあいいとしても、朝から晩まで、夏休みずっと毎日、朝から晩まで毎日ずっとこうなんだというのを見て、私は正直ショックを受けました。

実際に現場をやっておられる皆さんも、ちょっとショックを受けてて、これ、お盆のときに行つたんですよ、8月15のお盆に行ったんですよ。だからまだ人数が少ないですけど、本来はこれプラス、6～7人、10人ぐらい、要は40人ぐらいまでいくので、もっと人がプラスされるわけですよ。

あんまりにもおかしくないかと。何か計算間違いかね、何か、どこかで手違いが起こってんじゃないかと。一度こども家庭局に見に来てもらったって言うんですね。だけど、こども家庭局、見に来た人は、いや、別に数字上問題ないですし、国の1.65平米に比べて、むしろいいほうなぐ

らいですから、いや全然、何も何も問題ないですけど何か、みたいな感じだったんですね。実際にこれを御覧になって、まず局長なり、どなたかですね、どう思われるかを、感想だけ聞いてみたいんです。

○中山こども家庭局長 子供たちがずっと夏休みにこの状態で1日過ごさないといけないというのは、非常に子供たちにとっても負担が大きいですし、見ている支援員の方にとっても非常に負担が大きい状況ではないかというふうに、この写真を見て感じております。

○分科員（岡田ゆうじ） 私も何かの手違いじゃないかと思って、いやいや、それはあかんなど。例えば、学童には必ず事務スペースが要りますよね、食べ物を出したりとか、書類を書いたりするところもありますから。この学童スペースにも、角に、あそこの事務スペースがありますから、あの部分も間違えて、その1.65なり1.97の基準の数字に入っちゃってんじやないかと聞いたら、それはさすがにないだろうと。それは先生、それはないですよって言うんですね。

もう1点考えられるのは、これ非常に簡略化した図ですけども、先ほどの学童コーナーがあって、実際やっぱり、あの中には入り切らないとみなされているので、追加の部屋があるわけですね。だけど、その間には別の目的で使っているスペースがあるから、先ほど40人に2人ということをおっしゃってたけど、例えば指導員を2人置いたときに、ここでたくさんいるのに、ちょっと廊下を大分歩いて、別のところに例えば5人なら5人、10人なら10人入れたときに、ほっとくわけにいかないから、1人割かないといけないんですよね。そうなると、1対1になっちゃったりすると。

それだったらもう、例えば2人しかいない、場合によったら、1人になっちゃう時間帯もあるかもしれない。なったときに、さすがにちょっとこの別室は使えないから使ってないんだと。実際、私が行ったときも、何かちょっとしたおもちゃ置場みたいになってましたけど、この別室の数値も入っての計算だから、やたら、この本室が混んじやっているのかなとか、いろいろ、これは明らかにおかしいんじゃないかなっていうのを感じたわけです。

実際のところは、もうこういう状態ですし、今、午後一の議論を聞いてて、これでも学童コーナーを、ないところからつくり上げたということですから、本当にこれまでの神戸市の努力の中で拡張されてきてはいるんですけども、今、実際現場を見てこうだなと思うし、もっと大事なことは、これだって、学童コーナーがくっついてたらね、問題なかったわけですよ。少ない人数で見れたわけですよ。ちゃんと広がったわけですよ。でも、この学校のケースで言えば、サポートルーム、不登校の子のスペースがここで決まってるから、隣には置けませんと。物置もあるから置けませんって言うんですね。だけど、よくよく見たら1階は空き教室だけなんだから、サポートルームをもうちょっとずらしてくれたらいいんじゃないかと。調整させてくれたら別に問題ないんじゃないかと言ったら、いやいやいや、サポートルームっていうのは、やっぱりほかの生徒と誰も会わないように、例えば、ひきこもりの子とか登校拒否の子が、ほかの生徒とも誰とも会わないようなルートで入らないといけないから、そんなどこでもいいってわけじゃないんですって言うんですね。だけど、別にこの図で言えば、西側のあっちだって誰とも会わないわけだから、別にちょっとずらしてくれたらいいんじゃないかと。物置だって、ちょっと空けてくれたらいいじゃないかって言うと、いやいやいや、もうそれは教育委員会と交渉してくださいと。私たち学校現場で学校の持ち物、我々のもんじゃないんだから、教育委員会と交渉してくれって言われると、もう実際、運営者としては手も足も出ない状態だということになってるんですね。

現場の声としては、学校の先生は別に意地悪してるわけじゃないんだけど、やっぱり教育委員

会とやってほしい。事業者としては、じゃあ、こども家庭局は教育委員会とやってほしい。これだったら、例えばペタッとくっつけてサポートルームを1個ずらして、物置も1個ずらしてということであれば、大分環境はよくなるし、それだけのことがなかなか事業者からは言えない。

ぜひ、こども家庭局と教育委員会で連携して、こういう改善をしてもらえないかという声があるわけですけども、見解をお伺いします。

○中山こども家庭局長 御指摘いただきましたように、この状態だと使いにくいのかなというはこの絵を見て思います。我々も、場所の確保につきましては、こども家庭局が責任を持って行うべき事項であるというふうに思ってございます。学校の状況によりましては、なかなかここが使えないとかっていうようなお話も実際には、やはりありますので、しっかりと学校の状況について、それから学童保育の状況についてお話をすることで、我々が主体的に、何ができるかというところはございますけれども、できるだけ子供たちが過ごしやすい環境で過ごせるように、これからも教育委員会と一緒に考えていきたいというふうに思っております。

○分科員（岡田ゆうじ） まあこれは、実際の個別の話ですから、また具体的に御相談は申し上げるんですが、教育委員会とこども家庭局が局として連携して話し合っていただければ、この問題はすぐ解決する問題だと思います。だけど、この夏、こういう状況で苦しんでいるわけですから、ぜひ、その辺のところをよろしくお願いしたいなと思います。

先ほど、壬生議員のその質疑の中で、なぜ教育委員会とそういう連携が障壁になるかということで、見られたくないという話がありました。何ていうか、へえー、ぱっとどういう意味か分からぬんだけど、まあ分かるような気がするなという感じがします。要は——明日教育委員会だから、明日もやるんですけども——入ってほしくない、入ってきてほしくない。そして、自分たちで勝手に何かできない、そういう思いがやっぱり——本当はこども家庭局と教育委員会で連携しなくちゃいけないんですけども、そういう学校という非常に特殊な、本当に聖域のような場所を我々まさに、先ほどお話にあったように、中山局長以下、皆さんの御努力で開拓をしてきていただいているわけですから、やっぱりそういうことがバリアとしてあると思うんです。だけど、それはやっぱり事業者、委託を受けてる者ではどうしようもないことですので、これをぜひこども家庭局として突破できるように頑張っていただきたいと思います。

最後、学童保育支援員の待遇改善のことなんんですけども、なかなかアルバイトのような形態の人が多くて長期雇用にならないと。例えば10年、20年やって、本当に子供たちから、地域からも慕われる、本当のそういう学童保育の指導員のプロみたいのがなかなか長期雇用に結びつかないという現状があります。

お伺いしたいのは、今、神戸市として、例えば全学童保育の指導員の中で何割ぐらいが例えば10年以上なのかとかね、何割ぐらいが長期雇用に結びついててとか。いわゆる学童保育指導員の、長期キャリアの現状について、どれぐらい把握しておられるかっていうのをお伺いしたいと思います。

○若杉こども家庭局副局長 今日、学童保育に関して、るる御質疑いただいております。学童利用の子供さんたちが増えている中で、この量の拡充と質の確保というのは非常に大事な課題で、これを両立していくのが非常に大事だというふうに認識しております。

その中で、支援員の方の長期にわたるキャリア形成をいかに図っていくかというところで、政策をいかに展開していくかということになってこようかと思います。その前提として、今御質問ありました、現状をいかに把握しているかというところかと思います。学童保育の職員の方々に

関しましては、ヒアリングであったりとか、補助金の実績報告等を通じまして、一定の把握には努めているところでございますけれども、勤務時間であったりとか、あと経験年数、また平日や土曜、長期休業中の勤務時間異なるといったことで、勤務の条件が非常に異なる方が多いということで、雇用形態がなかなか様々ということで、比較が難しいということで、平均的な金額をお示しするところまでの把握には至ってないというのが現状でございます。

○分科員（岡田ゆうじ）　国からの補助金で5年たつたら幾ら、10年たつたら幾らっていうのがありますので、どれぐらい、何ていうか、キャリア、本当のプロの学童支援員として勤めていただいているのか。ちょっとその把握をしてもらえるといいな、ありがたいなと思います。

これは福岡市の例なんですが、福岡市の場合、この放課後児童クラブ支援員を募集しますというので、支援員A・B・C、拠点校支援、総括支援で、例えば支援員Aだったら、週5日で初任給は15万からとか、総括支援員だったら18万とかからですね、全部給料表も載って、全部市として雇用してるんですね。これは何のことを言ってるかっていうと、右下にあるとおり、福岡市立のこの放課後児童クラブの募集ですから、当然福岡市が雇用主ですから、主体となってこうすることをやってるわけです。

だから、これはこの学童の公営・民営の、いわゆる運営形態によって大きく左右される問題で、神戸市の場合はあんまりこの公営の施設がないので、こういう資料も存在しないわけなんですが、例えば保育士だって同じことですよね、民間で雇用する保育士を、例えば何人雇ってとか、どれぐらいのっていうのは神戸市の知るところじゃないですよ。民間でやっていただく、現場でやっていただくことですけど、だけど一方で、「6つのいいね」とか、市としてやってるわけですね、旗を振ってるわけですね。学童支援員も同じことだと思うんです。もちろん、おののの地域の学童センターで人を見つけてきて募集して、その学童の人を育てるのも地域の役割だと。だけど、やっぱり市として、自治体として旗振るものがないと、それができないと思います。

神戸市の場合は、福岡のような、その官営の学童センターがないというのであれば、またそれに代わる手段というものをぜひ考えていただきたいなと。ぜひ神戸市として旗を振っていただきたいなということをお願いして、終わりたいと思います。

○主査（徳山敏子）　次に、平野章三委員、発言席へどうぞ。

○分科員（平野章三）　以前、学童保育、ただ預かるというのは非常にもったいないんで、やっぱり少し学習のほうにウエートを置いたらということで、これも教育委員会も話して教育委員会も協力せえと、あなたのことやということで、私はちょっと、内容はなかなか全部に行き届くのは難しいとは思うんですけど、取りあえずは学習にシフトしたということは、私もすごい評価はしとんです。そんな中で、こども食堂と、それから学習支援、これが、ほかもあるんですが、一体のいくりの補助対象になっている。この補助対象も金額も全く同じでやってるんですが、こども食堂は必要やと思うんですけど、だけど本当に今の在り方はどうなんかなと。人数だけチェックしてのような感じがして、もっとやっぱり、例えばね、こども食堂を運営しているのは、これ非常に微妙に言いにくいんで、あれなんやけど、1つの組織の中で、もともと食堂もあって、3食作ってるところがたまたま、こども食堂に切り替えてしてるとか、施設で、一定の施設で3食できるところを使ってる。本当は地域福祉センターとか、例えば、民間やつたらコープさんなんかは純粋にやってる。そやから、特定の組織の中へ一般人は入られへんのですけど、そういうなんでもこども食堂を認めてきてるんですよね。

ちょっと、名前とか、そういうのはチェックしてるんか、内容を実際把握できるのか、ちょ

っと聞きたいんですが。

○丸山こども家庭局副局長 こどもの居場所づくり事業におきましては、御紹介いただいたとおり、こども食堂と言われる食事支援と学習支援について、補助申請があった団体に関して、審査を行って補助を行っております。

今現在、市内で344か所のこどもの居場所が7年の4月時点でございますが、神戸市の補助をしている団体は、そのうち約4割の147団体になっております。

こども食堂、子供の食支援と学習支援を一くくりにということではなくて、例えば、その地域の中に食事支援の実施団体が多い地域に学習支援の申請があった場合、ただ単に学習支援、もう食支援の団体があるから採択しないということではなくて、学習支援の頻度が少なければ、採択をするような基準を見ながら、採択の審査を行っているところです。

事業者から求める報告につきましては、年代に応じた実績をいただいているところです。ほとんどの団体が地域の方のボランティアでやっていただいてますので、なるべく申請とか報告の負担を最小限にとどめるような簡素化を行っているところですけれども、実施内容が不明瞭であったり、実施が継続できるのかといったような疑義がある場合には、各区社会福祉協議会に子育てコーディネーターが配置されておりまして、地域のニーズですとか、実際に地域の運営団体に向いて、運営の仕方を確認したり、助言を行って、適切な運営ができているかというところを把握しているような状況です。

○分科員（平野章三） こども食堂の、本当に内容がね、例えば学童でも、せっかく預かるんやつたら学習って言ってるんですが、こども食堂でも、食事をするけど、中身がもう少し何か具体的にやっぱり評価せんと、ただ単に食べて、はい、さようならと、それと地域によっては、前も言いましたけど、本当に人が集まれへん、とにかく食べに来てって、人数を確保せな補助出えへんと。そんなこともあって、本当に中身がチェックできとんか、私はもうそういう意味では、こども食堂非常に疑問なんですが、学習支援の場合は非常にやっぱり成果、こども食堂は例えば名前を聞いたり、アンケートを取ったり、住所聞いたり、どんな人が来とういうのは、取ってないっていう話なんや。

ところが、学習支援は、これ、あるところでは校長がぜひともやってくれと。教育委員会の中でやってるんでも、ちょっとやっぱりなかなか難しい面あるから、ぜひやってくれと。そのときは、もう人も選んで、どんな生徒が行つとるか全部分かるんですよ。それから実績ができると。

ちょっと僕もあれやけど、小学校3年生は九九、4年生は割り算、5年生は分数、この辺ができるかできへんかで、もう将来中学入ったときについていけない。そういうなんを学習支援では結構フォローしてるんですよね。

今のこども食堂はそういうものは実際何もない。その辺がもっとね、同じように扱うというのがちょっと僕は疑問で、今学習支援の場合は、どう言うんか、ちょっとよう分からへんねんけど、ある団体は15か所学習支援やってるんかな。4か所しか補助もらえてないんですよ。なぜかというと、こども食堂とか何かで、同じ小学校区か何か引っかかると、それはダブルから駄目とか、何かそんな受けて、結局は4か所、ほとんどボランティア、持ち出し、ボランティアでやつとんですよ。企業から支援してもらったり、やってるんですけど、これはどんな、この条項には何もないんやけど、どうなってるんでしょうかね。

○丸山こども家庭局副局長 こどもの居場所づくりの補助申請の団体ですけれども、今全体の約4割が神戸市の補助を受けておられますけれども、残りの6割の居場所につきましては、民間の助

成金ですか、寄附などを活用して各団体工夫して運営をされていると認識しております。

先ほどおっしゃられた補助を受けるための要件ですけれども、一定、補助を受けていただくにふさわしい団体かどうか、また継続して運営ができるかというところで、一定の要件を求めております。

例えば、子供たちがおおむね10人以上集められるかですか、6か月以上の地域活動の経験があるか等ですね、そういうことも見せていただきながら、補助の採択を行っているところでございますが、先ほど少し申し上げましたけれども、既に実施団体がその地域であったとしても、その曜日ですか頻度、例えば学習支援が偏って、食支援が少なかつたり、そういうところのバランスも見させていただきながら、また地域の先ほど申し上げた子育てコーディネーターがデータ以外にじかに地域の課題、利用者の声、また保護者のニーズ等も聞き取っている場合がありますので、そういう足で稼いだ情報を基にして審査のほうを行っております。

○分科員（平野章三） 例え、居場所いうても、本当に食べて終わるということではなくて、これ舞子のホテルは、僕もびっくりしたんやけど、そちらも御存じやろうと思うけど、やっぱり食事を出して、居場所づくりして、ただ単にいるんじゃなしに、いろんな体験をさすということで、これ9月からスタートして、これ補助なんかもうてないはずなんんですけど、こういうやっぱり中身が現実にあるんですよね。

食堂のほうは見えてこない。今の学習支援は本当に微妙に落ちこぼれになるところを、すくい上げていくという、だからその中で、ちょっとそれを評価するんやったら、考えられへんねんけど、15団体、15か所、今校長がどんどん言うてくるんです。それ増えれば増えるほど費用が要るんやけど、それは例えば、今4か所しか認めてないんやけど、別に申請出してかなえなければ。いわゆることども食堂と重なってるとか、その間に入つとう社会福祉協議会が審査しどう。結論は本庁でやるはずなんやけど、その審査に問題あるん違うんやろうか。

○丸山こども家庭局副局長 補助団体の申請、審査につきましては、社会福祉協議会は入っておりませんで、神戸市の職員で行っております。

情報は社会福祉協議会のほうから、参考に地域の情報をいただくということはございます。ただ、個別の審査の状況について、ちょっとここで申し上げるわけにはいきませんけれども、要は、その地域のニーズですか、申請団体の今後の運営の見通し等も審査をさせていただいております。

○分科員（平野章三） いや、社会福祉協議会が入ってるよ。審査いうて、ほんならそれ、ほとんど同じ内容の15団体で、内容、やってることはほとんど同じじゃない。それが4団体。それであと出したら、申請出したら一遍チェック入れていただけますか。

○丸山こども家庭局副局長 補助を希望する団体からの申請は受け付けておりますので、もし希望するところがあれば、申請の時期に出していただければと思います。

○主査（徳山敏子） 次に、上原委員、発言席へどうぞ。

○分科員（上原みなみ） 無所属の上原みなみです。よろしくお願ひします。

まず、子育て世帯の呼び込みについて質問いたします。

民間企業が実施した共働き子育てしやすい街ランキング2024調査で、神戸市は全国1位となつたのは喜ばしいことなんですけれども、0歳から4歳までの市内転入と市外転出の件数を確認しますと、依然として市外転出のほうが多く、子育て世帯を神戸市内に呼び込むことには結びついていない状況です。全国1位の神戸をPRしているものの、いまだ明石市のほうが子育てに優れ

ているイメージを持っておられる方も多いことから、市民だけではなく、市外の方々への広報を一層強化すべきと考えますが、御見解を伺います。

○中山こども家庭局長 この1位になりました、非常にいろいろなところで取り上げていただけるようになります、全国でも、例えば子育て世帯がよく見ているような育児サイトなどにも取り上げられたり、あとは取材とかニュースなどでも報道されるようになっておりますので、そうしたことをしっかりと活用しながら戦略的に子供の——子育てしやすいまちであるということをPRをしていきたいというふうに思っています。

デジタルサイネージでいきましたら、東京の渋谷の109のところに大型のビジョンがございまして、そちらのほうにもPRの動画を流させていただいております。こうした総合力というのは分かりにくいというところもあるんですけれども、今回この1位ということで、強みというものをしっかりと絞って広報をするということに取り組んでおりますので、そうしたことを活用しながら、様々な形で、市外の方にもしっかりと伝わるように取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（上原みなみ） 共働き子育てしやすい街ランキング2024ですから、もうあと3か月ぐらいしか有効期限がないんですよね。ぜひ活用していただきたいと思います。

市外の子育て世帯へのPR方法としては、やはりインスタグラムの活用が有効と考えております、こどもっとKOBELクラブで全国1位に関する内容をトップに固定して掲載されていますが、ハッシュタグを見ますと、全てに神戸が入っています、一般的に検索される子育てとか出産等のハッシュタグをつけないと、市外の人に検索には引っかかりにくいと考えます。また、最大30、ハッシュタグをつけるんですけれども、4つしかつけていないことなど、細かい部分にもこどもっとKOBELクラブの部員の方にお願いして、市外からの子育て世帯流入を実現する広報にすべきではないでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 市内だけではなくて、市外の方々にもPRできる手段としてインスタグラムの活用というのは重要だと考えております。

ハッシュタグについての御質問いただきましたけれども、関連性の高いものであったりとか、より検索されているものをバランスよくつける工夫が必要だと思っております。神戸であったり、神戸での子育てというのをハッシュタグとしてつけることで、まずは市内の世帯へのアプローチとともに、神戸に関するもの以外でも赤ちゃんのいる世帯とかですね、そういった検索上位に上がるハッシュタグをつけることで市外の人の検索にもつながる、引っかかるような工夫もしていきたいと思っております。

今やってることが、間違いとか正解というわけではございませんので、様々なハッシュタグのつけ方を試すなど、トライ・アンド・エラーも繰り返しながら、リーチ数やフォロワー数をさらに増やしていくことで訴求力のある広報に努めてまいりたいと思います。

○分科員（上原みなみ） 30つけられますので、ぜひたくさんつけていただきたいなと思います。

神戸市として、子育て施策に力を入れる中で、子育て世帯流入を目的とするなら、やはり目標値を定めて検証すべきと考えますが、御見解を伺います。

○若杉こども家庭局副局長 目標値についてでございます。子育て世帯の転入数などが目標値になろうかと思います。これ重要な指標ではございますけれども、転入者数については、やはり子育て施策だけでなく、住宅の事情であったり、就業環境、様々な要因、言い替えればまちづくりの視点と思いますけれども、そういうものによって変動するものでもございます。

そのため、目標値として定めることについては難しいのかなと考えておりますけれども、切れ

目のない総合的な子育て支援を充実させ、また神戸の資源や強みを生かした施策に力を入れていく、そういったことを通じまして、子育て世帯をはじめとした若い世代の方々が神戸に関心を持っていただいて、神戸で子育てをしたいと思っていただけるようになって、結果として子育て世帯の流入が増えるように、そういった形で取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（上原みなみ） 年間1,700万円も使っているこの事業なんですね。PR事業なんですね。ですので、費用対効果も検証できない、目標値も定められない、そういう状況では、やはり事業継続について問題だと私は思いますので、ぜひ検証できるような状態にしていただきたいと思います。

次に、親子のための相談LINEについて質疑をいたします。

令和5年2月より、児童虐待の未然防止や早期発見の観点から、子育てや親子関係について悩んだときに、子供とその保護者がSNS上で相談できる窓口として、親子のための相談LINE事業を全国の自治体で実施しています。

令和6年度には神戸市で587件の相談があり、そのうち1割に当たる57件は児童虐待の疑いがある相談として個別連絡を受けています。内容を確認の上、虐待事実が確認されれば、一時保護などの必要な措置を行っているとのことです。匿名の相談も含め、本市として漏れなく支援や対応ができているのかお聞きします。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 親子のための相談LINEにおいて、児童虐待の疑いのある相談を受け付けた場合は、事業者のはうは、相談者の連絡先や児童等の状況について、できるだけ確認の上、児童相談所のはうに個別相談受付票を送付するということになっております。

委員御指摘のとおり、昨年度、令和6年度、本市では57件の受付票を受け付けており、その内容から、速やかに内容を確認の上、必要な調査を行っているというところであります。

中には、やはり匿名の相談ですので、個人の特定というのが難しい場合もあるんですけれども、必要なケースについては、我々こども家庭センターのはうから事業者のはうに依頼して、再度LINEでやり取りをしながら、相手の方に安心して相談ができるように配慮しながらですけれども、相談者から具体的な話をしていただくことで、できる限り支援につながるように取組を行っているところです。

また、事業者が確認した内容の中で、年齢や居住区など個人特定につながる情報がある場合は、我々こども家庭センターのはうで相談を引き継いで必要な対応を行っているところであります。

このLINEというのは必要な相談ツールであるというふうに思っていますので、今後も様々な相談ツールを活用しながら、虐待への対応や支援の充実に努めていきたいというふうに考えております。

○分科員（上原みなみ） 令和6年に受けた、その57件の虐待が疑われる事案の中で、特定できたのが35件対応できたということで、やはり12件漏れてしまってるんですね。LINEという、やはり相談しやすいというツールでありますけれども、そこでどうしても特定をしなければならないという事案については、やはり漏れなく特定できるような工夫も考えていただきたいと思います。

次に、一時保育と誰でも通園制度についてお聞きをいたします。

一時保育については、このたびの決算説明書にも保護者の傷病等により、緊急・一時的に保育所等において子供の預かりを行うと記載されておりました。本来は、育児での心理的・肉体的な

負担を軽減するため、リフレッシュにも使える制度なのに、これまで何度も指摘したにもかかわらず、依然として症病等でないと利用できないかのような表現になってしまっています。

また、誰でも通園制度は月10時間までの利用制限がありますので、10時間を超過して利用したい場合は、やはり一時保育を利用することになっている。リフレッシュ利用したい方にも適切に案内されているのか、まずお聞きします。

○若杉こども家庭局副局長 広報につきましては、広く不特定の方、大多数の方に広報する視点と、必要な施策が必要に届く、そういった広報、この2点の視点が大事だと考えております。

一時保育については、そういった意味では後者の部分に該当するかと思います。決算説明書の説明については、ちょっとと言葉足らずの部分ございましたけれども、制度案内、保護者の方に対する制度案内につきましては、リフレッシュ目的のことについてもしっかりと記載をさせていただいております。

また、誰でも通園制度につきましても、一時保育と誰でも通園制度との併用を認めております。実施園におきましても、利用者に対して制度の目的であったり、違いというものを丁寧に御説明いただいているところでございます。来年度からの本格実施に向けて、様々な課題ございますけれども、これらを整理しまして、様々な媒体を活用しながら丁寧に御案内していきたいと考えております。

○分科員（上原みなみ） 私この表現の方法をこの場で何回も指摘させていただいたと思います。

ぜひ、やはり出産したばかりの女性っていうのは非常に心も体も傷ついてますので、寝てもいいじゃないですか、美容院へ行ってもいいじゃないですか、そういうリフレッシュができる制度にしていただきたいと思います。

○主査（徳山敏子） 以上でこども家庭局関係の審査は終了いたしました。

当局どうも御苦労さまでした。

○主査（徳山敏子） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

長時間の審査お疲れさまでした。

次回は明日9月18日木曜日午前10時より、28階第4委員会室において教育委員会関係の審査を行いますので、よろしくお願ひいたします。

本日はこれをもって閉会いたします。

（午後4時15分閉会）

